設置変更許可申請書（本文（五号）） ヌ　その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
			設置変更許可申請書(本文(五号))ヌ項において，設計及び工事の計画の内容は，以下のとおり満足している。	

(1)　常用電源設備の構造

(ⅰ)　ヌ(1)(ⅰ)-①主発電機
個数　ヌ(1)(ⅰ)-②1
容量　約1,540,000kVA

10. その他発電用原子炉の附属施設
第10.3－3表　発電機及び励磁装置の主要機器仕様
(1) 発電機
型式　横軸円筒回転界磁3相同期発電機
容量　約1,540,000kVA
力率　0.9（遅れ）
電圧　27kV
相数　3
周波数　50Hz
回転数　1,500rpm
冷却法　固定子　水及び水素ガス冷却
　　回転子　水素ガス冷却

【常用電源設備】
（要目表）

2　常用電源設備
1　発電機に係る次の事項
(1)　発電機の種類，容量，力率，電圧，相，周波数，回転速度，結線法及び冷却法並びに発電電動機の場合は，出力

名称			ヌ(1)(ⅰ)-① 変更前 発電機*1	変更後
種類		—	横軸円筒回転界磁形耐爆構造式 三相交流同期発電機	変更なし
容量		kVA	1540000（水素圧520kPa*2）	
力率		—	0.9（遅れ）	
電圧		kV	27	
相		—	3	
周波数		Hz	50	
回転速度*3		rpm	1500	
結線法		—	三重星形	
冷却法	固定子	—	水直接及び水素間接冷却	
	回転子	—	水素直接冷却	

注：記載の適正化を行う。既工事計画書の「個数」の記載を削除。
注記＊1　：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は，設計図書による。
＊2　：SI単位に換算したものである。
＊3　：記載の適正化を行う。既工事計画書には「回転数」と記載。

整合性
・設計及び工事の計画のヌ(1)(ⅰ)-①は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(1)(ⅰ)-①と同義であり，整合している。
・設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(1)(ⅰ)-②は，設計及び工事の計画の「V-5　図面　1.4　単線結線図　第1-4-1図　交流全体単線結線図（その1）」の記載と同義であり，整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
（ⅱ）　外部電源系 500kV　4回線（1号，2号，3号，4号，5号，6号及び7号炉共用，既設）（ヌ(1)(ⅱ)-①「非常用電源設備」と兼用） 154kV　1回線（1号，2号，3号，4号，5号，6号及び7号炉共用，既設）（ヌ(1)(ⅱ)-①「非常用電源設備」と兼用）	第10.3－1表　送電線の主要機器仕様 (1) 500kV送電線（1号，2号，3号，4号，5号，6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用電源設備（通常運転時等） a.　南新潟幹線 定格電圧　500kV 回線数　2回線 b.　新新潟幹線 定格電圧　500kV 回線数　2回線 (2) 154kV送電線（1号，2号，3号，4号，5号，6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用電源設備（通常運転時等） a.　荒浜線（東北電力株式会社） 定格電圧　154kV 回線数　1回線	【常用電源設備】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 1.　保安電源設備 1.2　電線路の独立性及び物理的分離 ヌ(1)(ⅱ)-①a発電用原子炉施設は，重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため，電力系統に連系した設計とする。 設計基準対象施設は，送受電可能な回線として500kV送電線（東京電力パワーグリッド株式会社新新潟幹線及び東京電力パワーグリッド株式会社南新潟幹線）2ルート4回線（「1，2，3，4，5，6，7号機共用，1号機に設置」（以下同じ。））及び受電専用の回線として154kV送電線（東北電力ネットワーク株式会社荒浜線）1ルート1回線（「1，2，3，4，5，6，7号機共用，1号機に設置」（以下同じ。））の合計3ルート5回線にて，電力系統に接続する設計とする。 ＜中略＞ 【非常用電源設備】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 2.　交流電源設備 2.1　非常用ディーゼル発電設備 ヌ(1)(ⅱ)-①b発電用原子炉施設は，重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため，電力系統に連系した設計とする。 ＜中略＞	設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(1)(ⅱ)-①は，電力系統に連系した送電線について，常用電源設備と非常用電源設備で同じ設備を表しており，設計及び工事の計画においては，常用電源設備と非常用電源設備の基本設計方針のヌ(1)(ⅱ)-①a及びヌ(1)(ⅱ)-①bにそれぞれ記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
	10.3　常用電源設備 10.3.2　設計方針 10.3.2.1　外部電源系 ＜中略＞	【常用電源設備】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 1.　保安電源設備 1.1　発電所構内における電気系統の信頼性確保 1.1.1　機器の損壊，故障その他の異常の検知と拡大防止		
ヌ(1)(ⅱ)-②主発電機，外部電源系，非常用所内電源系，その他の関連する電気系統の機器の短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若しくは過電流に対し，検知できる設計とする。	また，発電機，外部電源系，非常用所内電源系，その他の関連する電気系統の機器の短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若しくは過電流，変圧器1次側における1相開放故障等を検知できる設計とし，検知した場合には，遮断器により故障箇所を隔離することにより，故障による影響を局所化できるとともに，他の安全機能への影響を限定できる構成とする。	安全施設へ電力を供給する保安電源設備は，ヌ(1)(ⅱ)-②電線路，発電用原子炉施設において常時使用される発電機，外部電源系及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することがないよう，発電機，送電線，変圧器，母線等に保護継電器を設置し，機器の損壊，故障その他の異常を検知するとともに，異常を検知した場合は，ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置等の遮断器が動作することにより，その拡大を防止する設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(1)(ⅱ)-②は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(1)(ⅱ)-②と同義であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

（ⅲ）　変圧器

a.　主変圧器

台数　1

容量　約 1,450,000kVA

電圧　26.325kV/ヌ(1)(ⅲ)a.-①525kV（1 次/2 次）

第 10.3－4 表　変圧器の主要機器仕様

名称	主変圧器	※ 起動変圧器	所内変圧器	起動用開閉所変圧器※※		※※ 予備電源変圧器	※※ 工事用変圧器	
容　量	約 1,450,000kVA	約 70,000kVA	約 50,000kVA	約 120,000kVA	約 170,000kVA	約 60,000kVA	約 10,000kVA	約 20,000kVA
電　圧	26.325kV/525kV	66kV/6.9kV	26.325kV/6.9kV	525kV/66kV	525kV/66kV	147kV/66kV	66kV/6.9kV	66kV/6.9kV
相　数	3	3	3	3	3	3	3	3
周波数	50Hz	50Hz	50Hz	50Hz	50Hz	50Hz	50Hz	50Hz
台　数	1（既設）	2（既設）	2（既設）	1（既設）	2（既設）	1（既設）	1	1

※　6 号及び 7 号炉共用

※※　1 号，2 号，3 号，4 号，5 号，6 号及び 7 号炉共用

【常用電源設備】

（要目表）

2　変圧器に係る次の事項

(1)　変圧器の種類，容量，電圧（一次，二次及び三次の別に記載し，電圧調整装置を有するものの場合は，電圧調整範囲及びタップ数を付記すること。），相，周波数，結線法，冷却法，個数及び取付箇所並びに電気事業の用に供するものにあっては，常用及び予備の別

a.　主変圧器

名称			変更前	変更後
種類		—	主変圧器*1 屋外用三相二巻線無圧密封式	変更なし
容量		kVA	1450000	
電圧	一次	kV	26.325	
	二次	kV	550.0/537.5/525.0/512.5（4 タップ）*1 ヌ(1)(ⅲ)a.-①	
	三次	kV	—*2	
相		—	3	
周波数		Hz	50	
結線法	一次	—	三角形	
	二次	—	星形	
	三次	—	—*2	
冷却法		—	送油風冷式	
個数	常用	—	1	
	予備	—	なし	
取付箇所	系統名	—	主変圧器*1	
	設置床		屋外 T.M.S.L. 12200mm *1	
	溢水防護上の区画番号		—	
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		—	

注記＊1　：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は，設計図書による。

＊2　：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。

整合性

・設計及び工事の計画のヌ(1)(ⅲ)a.-①は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(1)(ⅲ)a.-①の電圧調整範囲（タップにより，二次電圧を変更可能）を記載しており，整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
b.　ヌ(1)(ⅲ)b.-①起動用開閉所変圧器（1 号，2 号，3 号，4 号，5 号，6 号及び 7 号炉共用，既設） 台数　ヌ(1)(ⅲ)b.-②3 容量　約 120,000kVA（1 台），約 170,000kVA（2 台） 電圧　ヌ(1)(ⅲ)b.-③525kV/66kV（1 次/2 次）		b.　1 号高起動変圧器（1 号機設備，1，2，3，4，5，6，7 号機共用） c.　2 号高起動変圧器（5 号機設備，1，2，3，4，5，6，7 号機共用） 注記＊1 ：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は，設計図書による。 ＊2 ：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。 ＊3 ：記載の適正化を行う。既工事計画書には「(安定巻線) 三角形」と記載。	変更なし	

b.　1 号高起動変圧器（1 号機設備，1，2，3，4，5，6，7 号機共用）

名称			変更前（ヌ(1)(ⅲ)b.-①a）
			1 号高起動変圧器（1 号機設備，1，2，3，4，5，6，7 号機共用）＊1
種類		—	屋外用三相二巻線無圧密封式
容量		kVA	120000
電圧	一次	kV	550.0/537.5/525.0/512.5（4 タップ）＊1（ヌ(1)(ⅲ)b.-③a）
	二次	kV	66
	三次	kV	—＊2
相		—	3
周波数		Hz	50
結線法	一次	—	星形
	二次	—	星形
	三次	—	三角形（安定巻線）＊1
冷却法		—	送油風冷式
個数	常用	—	1（ヌ(1)(ⅲ)b.-②a）
	予備	—	なし
取付箇所	系統名	—	1 号高起動変圧器＊1
	設置床		500kV 超高圧開閉所 T.M.S.L. 13200mm＊1
	溢水防護上の区画番号		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		—

c.　2 号高起動変圧器（5 号機設備，1，2，3，4，5，6，7 号機共用）

名称			変更前（ヌ(1)(ⅲ)b.-①b）
			2 号高起動変圧器（5 号機設備，1，2，3，4，5，6，7 号機共用）＊1
種類		—	屋外用三相二巻線無圧密封式
容量		kVA	170000
電圧	一次	kV	550.0/537.5/525.0/512.5（4 タップ）＊1（ヌ(1)(ⅲ)b.-③b）
	二次	kV	66.0
	三次	kV	—＊2
相		—	3
周波数		Hz	50
結線法	一次	—	星形
	二次	—	星形
	三次	—	三角形（安定巻線）＊3
冷却法		—	送油風冷式
個数	常用	—	1（ヌ(1)(ⅲ)b.-②b）
	予備	—	なし
取付箇所	系統名	—	2 号高起動変圧器＊1
	設置床		500kV 超高圧開閉所 T.M.S.L. 13200mm＊1
	溢水防護上の区画番号		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		—

整合性

・設計及び工事の計画のヌ(1)(ⅲ)b.-①a～ヌ(1)(ⅲ)b.-①c は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(1)(ⅲ)b.-①と同義であり，整合している。

・設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(1)(ⅲ)b.-②は，起動用開閉所変圧器をまとめて記載しているが，設計及び工事の計画のヌ(1)(ⅲ)b.-②a～ヌ(1)(ⅲ)b.-②c では，「1 号高起動用変圧器」，「2 号高起動用変圧器」及び「3 号高起動用変圧器」に別々に記載しており，整合している。

・設計及び工事の計画のヌ(1)(ⅲ)b.-③a～ヌ(1)(ⅲ)b.-③c は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(1)(ⅲ)b.-③の電圧調整範囲（タップにより，一次電圧を変更可能）を記載しており，整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

c.　所内変圧器
台数　2
容量　約 50,000kVA
電圧　26.325kV/6.9kV（1 次/2 次）
d.　起動変圧器（6 号及び 7 号炉共用）
台数　2
容量　約 70,000kVA
電圧　66kV/6.9kV（1 次/2 次）
e.　予備電源変圧器（1 号，2 号，3 号，4 号，5 号，6 号及び 7 号炉共用，既設）
台数　1
容量　約 60,000kVA
電圧　147kV/66kV（1 次/2 次）
f.　工事用変圧器（6 号及び 7 号炉共用）
台数　2
容量　約 10,000kVA，約 20,000kVA
電圧　66kV/6.9kV（1 次/2 次）

d.　3 号高起動変圧器（4 号機設備，1，2，3，4，5，6，7 号機共用）

名称			変更前
名称			3 号高起動変圧器（4 号機設備，1，2，3，4，5，6，7 号機共用）*1
種類		—	屋外用三相二巻線無圧密封式
容量		kVA	170000
電圧	一次	kV	550.0/537.5/525.0/512.5（4 タップ）*1
	二次	kV	66.0
	三次	kV	—*2
相		—	3
周波数		Hz	50
結線法	一次	—	星形
	二次	—	星形
	三次	—	三角形（安定巻線）
冷却法		—	送油風冷式
個数	常用	—	1
	予備	—	なし
取付箇所	系統名	—	3 号高起動変圧器*1
	設置床		500kV 超高圧開閉所 T.M.S.L. 13200mm *1
	溢水防護上の区画番号		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		—

注記＊1 ：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は，設計図書による。
＊2 ：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。

ヌ(1)(ⅲ)b.-①c
ヌ(1)(ⅲ)b.-③c
ヌ(1)(ⅲ)b.-②c
変更なし

設置変更許可申請書（本文（五号））の「所内変圧器」，「起動変圧器」，「予備電源変圧器」，「工事用変圧器」は，設置許可のみの要求事項であり，本設工認の対象外である。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
(2)　非常用電源設備の構造 (ⅰ)　外部電源系 500kV　4回線（1号，2号，3号，4号，5号，6号及び7号炉共用，既設）ヌ(2)(ⅰ)-①（「常用電源設備」と兼用） 154kV　1回線（1号，2号，3号，4号，5号，6号及び7号炉共用，既設）ヌ(2)(ⅰ)-①（「常用電源設備」と兼用）	第10.3－1表　送電線の主要機器仕様 (1) 500kV送電線（1号，2号，3号，4号，5号，6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用電源設備（通常運転時等） a.　南新潟幹線 定格電圧　500kV 回線数　2回線 b.　新新潟幹線 定格電圧　500kV 回線数　2回線 (2) 154kV送電線（1号，2号，3号，4号，5号，6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用電源設備（通常運転時等） a.　荒浜線（東北電力株式会社） 定格電圧　154kV 回線数　1回線	【常用電源設備】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 1.　保安電源設備 1.2　電線路の独立性及び物理的分離 ヌ(2)(ⅰ)-①a発電用原子炉施設は，重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため，電力系統に連系した設計とする。 設計基準対象施設は，送受電可能な回線として500kV送電線（東京電力パワーグリッド株式会社新新潟幹線及び東京電力パワーグリッド株式会社南新潟幹線）2ルート4回線（「1，2，3，4，5，6，7号機共用，1号機に設置」（以下同じ。））及び受電専用の回線として154kV送電線（東北電力ネットワーク株式会社荒浜線）1ルート1回線（「1，2，3，4，5，6，7号機共用，1号機に設置」（以下同じ。））の合計3ルート5回線にて，電力系統に接続する設計とする。 ＜中略＞ 【非常用電源設備】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 2.　交流電源設備 2.1　非常用ディーゼル発電設備 ヌ(2)(ⅰ)-①b発電用原子炉施設は，重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため，電力系統に連系した設計とする。 ＜中略＞	設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅰ)-①は，電力系統に連系した送電線について，常用電源設備と非常用電源設備で同じ設備を表しており，設計及び工事の計画においては，常用電源設備と非常用電源設備の基本設計方針ヌ(2)(ⅰ)-①a及びヌ(2)(ⅰ)-①bにそれぞれ記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
（ⅱ）　非常用ディーゼル発電機 a.　ヌ(2)(ⅱ)a.-①非常用ディーゼル発電機 台数　3 出力　ヌ(2)(ⅱ)a.-②約 5,000kW（1 台当たり） 起動時間　ヌ(2)(ⅱ)a.-③約 13 秒	10.1　非常用電源設備 10.1.1　通常運転時等 10.1.1.4　主要設備 10.1.1.4.3　非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機は，外部電源が喪失した場合には発電用原子炉を安全に停止するために必要な電力を供給し，また，外部電源が喪失し同時に冷却材喪失事故が発生した場合には工学的安全施設作動のための電力を供給する。 非常用ディーゼル発電機は多重性を考慮し，3 台を備え，各々非常用高圧母線に接続する。各非常用ディーゼル発電設備は，配電盤，制御盤ともそれぞれ独立した部屋に設置する。 ＜中略＞ 第 10.1－5 表　非常用ディーゼル発電機の主要機器仕様	【非常用電源設備】 （要目表） 2　非常用発電装置に係る次の事項		

	非常用ディーゼル発電機
エンジン	
台　数	3
出　力	約 5,000kW/台（連続）
起動時間	約 13 秒
使用燃料	軽油
発電機	
台　数	3
種　類	横軸回転界磁 3 相同期発電機
容　量	約 6,250kVA/台
力　率	0.8
電　圧	6.9kV
周 波 数	50Hz
軽油タンク	
基　数	2
容　量	約 550kL/基

2　非常用発電装置に係る次の事項
2.1　非常用ディーゼル発電設備
(2)　内燃機関に係る次の事項
イ　機関の名称，種類，出力，回転速度，燃料の種類及び使用量，個数並びに取付箇所並びに過給機の種類，出口の圧力，回転速度，個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

・常設
a.　ディーゼル機関

				変更前	変更後
名称				ディーゼル機関　ヌ(2)(ⅱ)a.-①a	変更なし
機関	種類		—	4 サイクルたて形 □気筒ディーゼル機関	
	出力		kW/個	5295 *1, *2	
	回転速度*3		rpm	1000	
	燃料	種類	—	軽油	
		使用量	L/h/個	□	
	個数		—	3	
	取付箇所	系統名	—	ディーゼル機関 A 非常用ディーゼル発電設備 7A *4	ディーゼル機関 B 非常用ディーゼル発電設備 7B *4 / ディーゼル機関 C 非常用ディーゼル発電設備 7C *4
		設置床	—	原子炉建屋 T.M.S.L. 12300mm *4	原子炉建屋 T.M.S.L. 12300mm *4 / 原子炉建屋 T.M.S.L. 12300mm *4

				変更前	変更後		
機関	取付箇所	溢水防護上の区画番号	—	—	R-1F-3	R-1F-6	R-1F-5
		溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	EL0.35m 以上	EL0.33m 以上	EL0.34m 以上
過給機	種類		—	排気タービン式	変更なし		
	出口の圧力		kPa	□*1（最大連続回転時）			
	回転速度*3		rpm	□（最大連続回転数）			
	個数		—	6（ディーゼル機関 1 個につき 2） *5			
	取付箇所		—	ディーゼル機関と同じ			

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

(5)　発電機に係る次の事項

イ　発電機の名称，種類，容量，主要寸法，力率，電圧，相，周波数，回転速度，結線法，冷却方法，個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

・常設

名称			変更前			変更後
名称		—	発電機	ヌ(2)(ⅱ)a.-①b		変更なし
種類		—	同期発電機			
容量		kVA/個	6250			
主要寸法	たて	mm	4365*1, *2			
	横	mm	4260*1, *2	ヌ(2)(ⅱ)a.-②		
	高さ	mm	2451*1, *2			
力率		—	0.8			
電圧		V	6900			
相		—	3			
周波数		Hz	50			
回転速度*3		rpm	1000			
結線法		—	星形			
冷却方法*4		—	空気冷却			
個数		—	3（ディーゼル機関1個につき1）*5			
取付箇所	系統名	—	*1 発電機7A 非常用ディーゼル 発電設備7A	*1 発電機7B 非常用ディーゼル 発電設備7B	*1 発電機7C 非常用ディーゼル 発電設備7C	
	設置床		*1 原子炉建屋 T.M.S.L.12300mm	*1 原子炉建屋 T.M.S.L.12300mm	*1 原子炉建屋 T.M.S.L.12300mm	

			変更前	変更後		
取付箇所	溢水防護上の区画番号	—	—	R-1F-3	R-1F-6	R-1F-5
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		—	EL0.35m以上	EL0.33m以上	EL0.34m以上

整合性

・設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅱ)a.-①a及びヌ(2)(ⅱ)a.-①bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅱ)a.-①と同義であり，整合している。

・ヌ(2)(ⅱ)a.-②：6250kVA×0.8（力率）＝5000kW

【非常用電源設備】

（基本設計方針）

第2章　個別項目

2.　交流電源設備

2.1　非常用ディーゼル発電設備

＜中略＞

非常用ディーゼル発電設備は，非常用高圧母線低電圧信号又は非常用炉心冷却設備作動信号で起動し，設置（変更）許可を受けた原子炉冷却材喪失事故における工学的安全施設の設備の作動開始時間を満足する時間で

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		ある$\boxed{\text{ヌ(2)(ⅱ)a.-③}}$13 秒以内に電圧を確立した後は，各非常用高圧母線に接続し，負荷に給電する設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画の$\boxed{\text{ヌ(2)(ⅱ)a.-③}}$は，設置変更許可申請書（本文（五号））の$\boxed{\text{ヌ(2)(ⅱ)a.-③}}$を詳細設計した結果であり，整合している。	
	10.1.2　重大事故等時 10.1.2.1　非常用交流電源設備 10.1.2.1.1　概要 非常用交流電源設備は，想定される重大事故等時において，重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。 非常用交流電源設備は，重大事故等時に ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能），ATWS 緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能），ほう酸水注入系，高圧炉心注水系，代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能），低圧代替注水系（常設），低圧代替注水系（可搬型），残留熱除去系（低圧注水モード），残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード），原子炉補機冷却系，代替格納容器スプレイ冷却系（常設），代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型），残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード），残留熱除去系（サプレッション・チェンバ・プール水冷却モード），計装設備及び非常用ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。 10.1.2.1.2　設計方針 非常用交流電源設備は，「1.1.7　重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち，多様性，位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。	非常用ディーゼル発電設備は，想定される重大事故等時において，重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用できる設計とする。 非常用ディーゼル発電設備は，設計基準事故対処設備であるとともに，重大事故等時においても使用するため，重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし，多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから，重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性，位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。 非常用ディーゼル発電設備は重大事故等時に，ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能），ATWS 緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能），ほう酸水注入系，高圧炉心注水系，代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能），低圧代替注水系（常設），低圧代替注水系（可搬型），残留熱除去系（低圧注水モード），残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード），原子炉補機冷却水系，原子炉補機冷却海水系，代替格納容器スプレイ冷却系（常設），代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型），残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード），残留熱除去系（サプレッションチェンバプール水冷却モード），計装設備及び非常用ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
ヌ(2)(ⅱ)a.-④非常用ディーゼル発電機は，7 日間の外部電源喪失を仮定しても，連続運転により必要とする電力を供給できるよう，7 日間分の容量以上の燃料をヌ(2)(ⅱ)a.-⑤軽油タンクに貯蔵する設計とする。	10.1.1　通常運転時等 10.1.1.2　設計方針 10.1.1.2.1　非常用所内電源系 ＜中略＞ また，7 日間の外部電源喪失を仮定しても，連続運転により必要とする電力を供給できるよう，7 日間分の容量以上の燃料を軽油タンクに貯蔵する設計とする。 ＜中略＞	4.　燃料設備 4.1　非常用ディーゼル発電設備の燃料補給設備 ヌ(2)(ⅱ)a.-④非常用ディーゼル発電設備は，7 日間の外部電源喪失を仮定しても，連続運転により必要とする電力を供給できるよう，7 日間分の容量以上の燃料をヌ(2)(ⅱ)a.-⑤7 号機の軽油タンクに貯蔵する設計とする。	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅱ)a.-④は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅱ)a.-④を全て含んでおり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅱ)a.-⑤は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅱ)a.-⑤と同義であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
b.　軽油タンク 基数　2 容量　ヌ(2)(ⅱ)b.-①約 550kL（1 基当たり）	第 10.1－5 表　非常用ディーゼル発電機の主要機器仕様	【非常用電源設備】 （要目表） 2　非常用発電装置に係る次の事項 ロ　容器の名称，種類，容量，最高使用圧力，最高使用温度，主要寸法，材料，個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）		

	非常用ディーゼル発電機
エンジン	
台　数	3
出　力	約 5,000kW/台（連続）
起動時間	約 13 秒
使用燃料	軽油
発電機	
台　数	3
種　類	横軸回転界磁 3 相同期発電機
容　量	約 6,250kVA/台
力　率	0.8
電　圧	6.9kV
周波数	50Hz
軽油タンク	
基　数	2
容　量	約 550kL/基

・常設

a.　軽油タンク（重大事故等時のみ 6，7 号機共用）

			変更前	変更後	
名称				*1 軽油タンク（重大事故等時のみ 6，7 号機共用）	
				(A)	(B)
種類		—		たて置円筒形	
容量		kL/個		□以上(565*2)	ヌ(2)(ⅱ)b.-①
最高使用圧力		MPa		静水頭	
最高使用温度		℃		66	
主要寸法	胴内径	mm		9800*2	
	側板厚さ	mm		□(□*2)	
	底板厚さ	mm		□(□*2)	
	屋根板厚さ	mm		□(□*2)	
	管台外径（液出口）	mm		76.3*2	
	管台厚さ（液出口）	mm		□(7*2)	□(□*2)
	側マンホール外径	mm		712*2	711.2*2
	側マンホール厚さ	mm		□(□*2)	
	側マンホールふた厚さ	mm		□(40*2)	□(□*2)
	高さ	mm		9500*2	
材料	側板	—		□	
	底板	—		□	
	屋根板	—		□	
	マンホールふた	—		□	
個数		—		2*3	
取付箇所	系統名	—		軽油タンク A 非常用ディーゼル発電設備 7A，7C	軽油タンク B 非常用ディーゼル発電設備 7B
	設置床	—		屋外 T.M.S.L. 12000mm	
	溢水防護上の区画番号	—		—	
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		注記＊1 ：非常用電源設備のうち非常用発電装置のうち代替交流電源設備，緊急時対策所代替電源設備及び監視測定設備用電源設備並びに補機駆動用燃料設備のうち燃料設備と兼用。 ＊2 ：公称値を示す。 ＊3 ：非常用電源設備のうち非常用発電装置のうち代替交流電源設備，緊急時対策所代替電源設備及び監視測定設備用電源設備並びに補機駆動用燃料設備のうち燃料設備として使用する場合は，軽油タンク（6 号機設備，重大事故等時のみ 6,7 号機共用）を含めて個数 1(予備 3)とする。	設計及び工事の計画の ヌ(2)(ⅱ)b.-① は，設置変更許可申請書（本文（五号））の ヌ(2)(ⅱ)b.-① を詳細に記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

（ⅲ）　蓄電池

a.　ヌ(2)(ⅲ)a.-①蓄電池（非常用）

型式　ヌ(2)(ⅲ)a.-②鉛蓄電池

組数　4

容量　ヌ(2)(ⅲ)a.-③約 10,000Ah（1 組）
約 3,000Ah（2 組）
約 2,200Ah（1 組）

第 10.1－3 表　直流電源の主要機器仕様

	直流 125V 蓄電池	直流 250V 蓄電池	直流 125V 常用系蓄電池
蓄電池			
組　数	4	1	1
電　圧	125V	250V	125V
容　量	約 10,000Ah（1 組） 約 3,000Ah（2 組） 約 2,200Ah（1 組）	約 3,000Ah	約 300Ah
充電器			
台　数	5（予備 2 台）	1（予備 1 台）	1（予備 1 台）
充電方式	浮動（常時）	浮動（常時）	浮動（常時）

3　その他の電源装置に係る次の事項

(2)　電力貯蔵装置の名称，種類，容量，電圧，主要寸法，個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

・常設

a.　直流 125V 蓄電池

名称			変更前*1		変更後	
			直流 125V 蓄電池 ヌ(2)(ⅲ)a.-①		変更なし ヌ(2)(ⅲ)a.-②	
種類	—	7A	制御弁式据置鉛蓄電池		変更なし	
		—			7A-2*2	密閉形クラッド式据置鉛蓄電池
		7B	密閉形クラッド式据置鉛蓄電池		変更なし	
		7C	密閉形クラッド式据置鉛蓄電池			
		7D	密閉形クラッド式据置鉛蓄電池			
容量	Ah/組*3, *4	7A	6000（10 時間率）		変更なし	
		—			7A-2*2	4000（10 時間率）
		7B	3000（10 時間率）		ヌ(2)(ⅲ)a.-③a	
		7C	3000（10 時間率）		変更なし	
		7D	2200（10 時間率）			
電圧	V	125			変更なし	
主要寸法		7A	[redacted]	*5, *6, *7	変更なし	
		—			7A-2*2	[redacted]（×8） *5, *8 [redacted]（×14） *5, *9
		7B	[redacted]（×8） *5, *10 [redacted]（×14） *5, *11		変更なし	
		7C	[redacted]（×8） *5, *10 [redacted]（×14） *5, *11			
		7D	[redacted]（×4） *5, *12 [redacted]（×2） *5, *13			
	横 mm	7A	[redacted]（×12） *5, *6 [redacted]（×4） *5, *7		変更なし	
		—			7A-2*2	[redacted] *5*8,*9
		7B	[redacted]	*5, *10, *11	変更なし	
		7C	[redacted]	*5, *10, *11		
		7D	[redacted]	*5, *12, *13		
	高さ mm	7A	[redacted]	*5, *6, *7	変更なし	
		—			7A-2*2	[redacted] *5, *8, *9
		7B	[redacted]	*5, *10, *11	変更なし	
		7C	[redacted]	*5, *10, *11		
		7D	[redacted]	*5, *12, *13		
個数	組*4, *14	4			変更なし	

整合性

・設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅲ)a.-①は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅲ)a.-①を具体的に記載しており，整合している。

・設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅲ)a.-②は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅲ)a.-②を具体的に記載しており，整合している。

・設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅲ)a.-③は，1 組の蓄電池の容量をまとめて記載しているが，設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅲ)a.-③a及びヌ(2)(ⅲ)a.-③bでは，「直流 125V 蓄電池 7A」及び「直流 125V 蓄電池 7A-2」の容量を別々に記載しており合わせると 10000Ah（1 組）となることから整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th colspan="2">変　更　前</th><th colspan="2">変　更　後</th></tr>
<tr><td rowspan="11">取付箇所</td><td rowspan="5">系　統　名</td><td rowspan="10">—</td><td>7A</td><td>直流 125V 蓄電池 7A*15
直流 125V 電源設備 7A</td><td colspan="2">変更なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">—</td><td>7A-2*2</td><td>直流 125 蓄電池 7A-2*15
直流 125 電源設備 7A</td></tr>
<tr><td>7B</td><td>直流 125V 蓄電池 7B*15
直流 125V 電源設備 7B</td><td colspan="2" rowspan="3">変更なし</td></tr>
<tr><td>7C</td><td>直流 125V 蓄電池 7C*15
直流 125V 電源設備 7C</td></tr>
<tr><td>7D</td><td>直流 125V 蓄電池 7D*15
直流 125V 電源設備 7D</td></tr>
<tr><td rowspan="5">設　置　床</td><td>7A</td><td>コントロール建屋
T.M.S.L.200mm*15</td><td colspan="2">変更なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">—</td><td>7A-2*2</td><td>コントロール建屋
T.M.S.L.6500mm*15</td></tr>
<tr><td>7B</td><td>コントロール建屋
T.M.S.L.6500mm*15</td><td colspan="2" rowspan="3">変更なし</td></tr>
<tr><td>7C</td><td>コントロール建屋
T.M.S.L.6500mm*15</td></tr>
<tr><td>7D</td><td>コントロール建屋
T.M.S.L.6500mm*15</td></tr>
<tr><td>溢水防護上の区画番号</td><td colspan="2">—</td><td>7A</td><td>C-MB2-3</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>7A-2</td><td>C-B1-5</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>7B</td><td>C-B1-3</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>7C</td><td>C-B1-2</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>7D</td><td>C-B1-4</td></tr>
<tr><td rowspan="5">取付箇所</td><td rowspan="5">溢水防護上の配慮が必要な高さ</td><td rowspan="5">—</td><td colspan="2" rowspan="5">—</td><td>7A</td><td>EL0.13m 以上</td></tr>
<tr><td>7A-2</td><td>EL0.00m 以上</td></tr>
<tr><td>7B</td><td>EL0.00m 以上</td></tr>
<tr><td>7C</td><td>EL0.00m 以上</td></tr>
<tr><td>7D</td><td>EL0.00m 以上</td></tr>
</table>

注記＊1：記載内容は，既工事計画認可申請書（平成 25 年 3 月 29 日付け総官発 24 第 382 号工事計画認可申請書，平成 25 年 6 月 28 日付け原管 B 収第 130329003 号 20130401 商第 25 号にて認可）による。なお，本工事計画は，認可された工事計画に対して，基本設計方針の変更を行うことに伴い申請するものである。
＊2：本設備は既存の設備である。
＊3：記載の適正化を行う。既工事計画書には「Ah/個」と記載。
＊4：蓄電池 7A 及び蓄電池 7A-2 を合わせて 1 組とする。　ヌ(2)(ⅲ)a.-③b

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
	10.1　非常用電源設備 10.1.2　重大事故等時 10.1.2.2　非常用直流電源設備 10.1.2.2.1　概要 非常用直流電源設備は，想定される重大事故等時において，重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。 非常用直流電源設備は，全交流動力電源喪失から12時間，蓄電池（非常用）から電力を供給できる設計とする。 10.1.2.2.2　設計方針 非常用直流電源設備は，「1.1.7　重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち，多様性，位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。	【非常用電源設備】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 3.　直流電源設備及び計測制御用電源設備 3.1　常設直流電源設備 ＜中略＞ 非常用直流電源設備の直流125V蓄電池，直流125V充電器（125V，700A及び125V，400Aのものを5個），直流125V主母線盤（125V，1600Aのものを4個），125V同時投入防止用切替盤（125V，800Aのものを1個）は，想定される重大事故等時において，重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用できる設計とする。 非常用直流電源設備は，設計基準事故対処設備であるとともに，重大事故等時においても使用するため，重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし，多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから，重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2　多様性，位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。 ＜中略＞		
（ⅳ）　代替電源設備 設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため，ヌ(2)(ⅳ)-①必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。 代替電源設備のうち，重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として，常設代替交流電源設備，可搬型代替交流電源設備，号炉間電力融通電気設備，所内蓄電式直流電源設備（常設代替直流電源設備を含む），可搬型直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。	10.2　代替電源設備 10.2.1　概要 設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため，必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。 ＜中略＞ 10.2.2　設計方針 代替電源設備のうち，重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として，常設代替交流電源設備，可搬型代替交流電源設備，号炉間電力融通電気設備，所内蓄電式直流電源設備（常設代替直流電源設備を含む），可搬型直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。	2.　交流電源設備 2.2　常設代替交流電源設備 設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において，炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料貯蔵プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するためにヌ(2)(ⅳ)-①a必要な交流負荷へ電力を供給する重大事故等対処設備として常設代替交流電源設備を設ける設計とする。 ＜中略＞ 2.3　可搬型代替交流電源設備 ヌ(2)(ⅳ)-①b設計基準事故対処設備の交流電源が	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)-①a～ヌ(2)(ⅳ)-①fは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)-①と同義であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		喪失（全交流動力電源喪失）した場合に，重大事故等の対応に必要な発電用原子炉等を冷却するための設備である復水移送ポンプ，プラント監視機能を維持する設備等に電力を供給する重大事故等対処設備として，可搬型代替交流電源設備を使用できる設計とする。 ＜中略＞ 1.　非常用電源設備の電源系統 1.3　号炉間電力融通系統 ヌ(2)(ⅳ)-①c 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として，号炉間電力融通電気設備を使用できる設計とする。 ＜中略＞ 3.　直流電源設備及び計測制御用電源設備 3.1　常設直流電源設備 ＜中略＞ ヌ(2)(ⅳ)-①d 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に，重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する重大事故等対処設備として，所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備を使用できる設計とする。 ＜中略＞ 3.2　可搬型直流電源設備 ヌ(2)(ⅳ)-①e 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合に，重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する重大事故等対処設備として可搬型直流電源設備を使用できる設計とする。 ＜中略＞ 1.　非常用電源設備の電源系統 1.2　所内電気系統 ＜中略＞ ヌ(2)(ⅳ)-①f これとは別に設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として，代替所内電気設備を使用できる設計とする。 ＜中略＞		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
また，重大事故等時にヌ(2)(ⅳ)-②a 重大事故等対処設備の補機駆動用のヌ(2)(ⅳ)-③軽油ヌ(2)(ⅳ)-②b を補給するための設備として，燃料補給設備を設ける。	また，重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として，燃料補給設備を設ける。	4.　燃料設備 4.3　その他発電装置の燃料補給設備 重大事故等時にヌ(2)(ⅳ)-②a 非常用電源設備のヌ(2)(ⅳ)-③燃料ヌ(2)(ⅳ)-②b を貯蔵及び補給する設備として，軽油タンク，タンクローリ（4kL）及びホースを使用できる設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)-②a 及びヌ(2)(ⅳ)-②b は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)-②a 及びヌ(2)(ⅳ)-②b を具体的に記載しており，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)-③は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)-③と同義であり，整合している。	
a.　代替交流電源設備による給電 (a) 常設代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備のヌ(2)(ⅳ)a.(a)-①交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として，常設代替交流電源設備を使用する。 常設代替交流電源設備は，第一ガスタービン発電機，第一ガスタービン発電機用燃料タンク，第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ，軽油タンク，タンクローリ（16kL），電路，計測制御装置等で構成し，第一ガスタービン発電機を中央制御室での操作にて速やかに起動し，ヌ(2)(ⅳ)a.(a)-②非常用高圧母線 C 系及び非常用高圧母線 D 系，又は AM 用 MCC へ接続することで電力を供給できる設計とする。	(1) 代替交流電源設備による給電 a.　常設代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として，常設代替交流電源設備を使用する。 常設代替交流電源設備は，第一ガスタービン発電機，第一ガスタービン発電機用燃料タンク，第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ，軽油タンク，タンクローリ（16kL），電路，計測制御装置等で構成し，第一ガスタービン発電機を中央制御室での操作にて速やかに起動し，非常用高圧母線 C 系及び非常用高圧母線 D 系，又は AM 用 MCC へ接続することで電力を供給できる設計とする。	2.　交流電源設備 2.2　常設代替交流電源設備 設計基準事故対処設備のヌ(2)(ⅳ)a.(a)-①電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において，炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料貯蔵プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な交流負荷へ電力を供給する重大事故等対処設備として常設代替交流電源設備を設ける設計とする。 常設代替交流電源設備は，第一ガスタービン発電機（「6,7 号機共用」（以下同じ。）），第一ガスタービン発電機用燃料タンク（「6,7 号機共用」（以下同じ。）），第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ（「6,7 号機共用」（以下同じ。）），軽油タンク（「重大事故等時のみ 6,7 号機共用」，「6 号機設備，重大事故等時のみ 6,7 号機共用」（以下同じ。）），タンクローリ（16kL）（「6,7 号機共用」（以下同じ。）），電路，計測制御装置等で構成し，設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に，重大事故等に対処するために第一ガスタービン発電機を中央制御室での操作にて速やかに起動し，代替所内電気設備を介してヌ(2)(ⅳ)a.(a)-②メタルクラッド開閉装置 7C 及びメタルクラッド開閉装置	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)a.(a)-①は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)a.(a)-①と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)a.(a)-②は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)a.(a)-②と同義であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		7D，又は AM 用 MCC へ接続することで電力を供給できる設計とする。 ＜中略＞ 4.　燃料設備 4.2　常設代替交流電源設備の燃料補給設備		
第一ガスタービン発電機ヌ(2)(ⅳ)a.(a)-③の燃料は，第一ガスタービン発電機用燃料タンクより第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを用いて補給できる設計とする。 また，第一ガスタービン発電機用燃料タンクの燃料は，軽油タンクよりタンクローリ（16kL）を用いて補給できる設計とする。	第一ガスタービン発電機の燃料は，第一ガスタービン発電機用燃料タンクより第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを用いて補給できる設計とする。 また，第一ガスタービン発電機用燃料タンクの燃料は，軽油タンクよりタンクローリ（16kL）を用いて補給できる設計とする。	第一ガスタービン発電機は，第一ガスタービン発電機用燃料タンクヌ(2)(ⅳ)a.(a)-③から第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。 また，第一ガスタービン発電機用燃料タンクは，軽油タンクからタンクローリ（16kL）を用いて燃料を補給できる設計とする。 軽油タンクからタンクローリ（16kL）への軽油の補給は，ホースを用いる設計とする。 2.　交流電源設備 2.2　常設代替交流電源設備 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)a.(a)-③は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)a.(a)-③と同義であり，整合している。	
常設代替交流電源設備は，ヌ(2)(ⅳ)a.(a)-④非常用交流電源設備に対して，独立性を有し，位置的分散を図る設計とする。	常設代替交流電源設備は，非常用交流電源設備に対して，独立性を有し，位置的分散を図る設計とする。 ＜中略＞	常設代替交流電源設備の第一ガスタービン発電機，タンクローリ（16kL），第一ガスタービン発電機用燃料タンク及び第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプは，原子炉建屋から離れた屋外に設置又は保管することで，ヌ(2)(ⅳ)a.(a)-④原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機及び燃料ディタンク並びに原子炉建屋近傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 常設代替交流電源設備は，第一ガスタービン発電機から非常用高圧母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して，独立性を有する設計とする。 これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって，常設代替交流電源設備は非常用ディーゼル発電設備に対して独立性を有する設計とする。	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)a.(a)-④は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)a.(a)-④を具体的に記載しており，整合している。	
(b) 可搬型代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として，可搬型代替交流電源設備を使用する。	b.　可搬型代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として，可搬型代替交流電源設備を使用する。	2.3　可搬型代替交流電源設備 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に，重大事故等の対応に必要な発電用原子炉等を冷却するための設備である復水移送ポン		

設置変更許可申請書（本文（五号）） 可搬型代替交流電源設備は，電源車，軽油タンク，タンクローリ（4kL），電路，計測制御装置等で構成し，電源車をヌ(2)(ⅳ)a.(b)-①非常用高圧母線C系及び非常用高圧母線D系，又はAM用MCCへ接続することで電力を供給できる設計とする。	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 可搬型代替交流電源設備は，電源車，軽油タンク，タンクローリ（4kL），電路，計測制御装置等で構成し，電源車を非常用高圧母線C系及び非常用高圧母線D系，又はAM用MCCへ接続することで電力を供給できる設計とする。	設計及び工事の計画　該当事項 プ，プラント監視機能を維持する設備等に電力を供給する重大事故等対処設備として，可搬型代替交流電源設備を使用できる設計とする。 可搬型代替交流電源設備は，電源車（「6，7号機共用」（以下同じ。）），軽油タンク，タンクローリ（4kL）（「6，7号機共用」（以下同じ。）），電路，計測制御装置等で構成し，電源車を，非常用所内電気設備又は代替所内電気設備を経由してヌ(2)(ⅳ)a.(b)-①メタルクラッド開閉装置7C及びメタルクラッド開閉装置7D，若しくはAM用MCCへ接続し，又は直接，熱交換器ユニットへ接続することで電力を供給できる設計とする。 4.　燃料設備 4.3　その他発電装置の燃料補給設備 ＜中略＞	整合性 設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)a.(b)-①は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)a.(b)-①と同義であり，整合している。	備考
電源車ヌ(2)(ⅳ)a.(b)-②の燃料は，軽油タンクよりタンクローリ（4kL）を用いて補給できる設計とする。	電源車の燃料は，軽油タンクよりタンクローリ（4kL）を用いて補給できる設計とする。	電源車，モニタリングポスト用発電機及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は，軽油タンクヌ(2)(ⅳ)a.(b)-②からタンクローリ（4kL）を用いて燃料を補給できる設計とする。 ＜中略＞ 2.　交流電源設備 2.3　可搬型代替交流電源設備 ＜中略＞ 可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリ（4kL）は，屋外の原子炉建屋から離れた場所に保管することで，ヌ(2)(ⅳ)a.(b)-③原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機及び燃料ディタンク並びに原子炉建屋近傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。また，可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリ（4kL）は，屋外のタービン建屋近傍の第一ガスタービン発電機，第一ガスタービン発電機用燃料タンク及び第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプから離れた場所に保管することで，共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 可搬型代替交流電源設備は，電源車から非常用高圧母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用ディーゼル発電機から非常用高圧母線	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)a.(b)-②は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)a.(b)-②と同義であり，整合している。	
可搬型代替交流電源設備は，ヌ(2)(ⅳ)a.(b)-③非常用交流電源設備に対して，独立性を有し，位置的分散を図る設計とする。	可搬型代替交流電源設備は，非常用交流電源設備に対して，独立性を有し，位置的分散を図る設計とする。 ＜中略＞	可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリ（4kL）は，屋外の原子炉建屋から離れた場所に保管することで，ヌ(2)(ⅳ)a.(b)-③原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機及び燃料ディタンク並びに原子炉建屋近傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。また，可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリ（4kL）は，屋外のタービン建屋近傍の第一ガスタービン発電機，第一ガスタービン発電機用燃料タンク及び第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプから離れた場所に保管することで，共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 可搬型代替交流電源設備は，電源車から非常用高圧母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用ディーゼル発電機から非常用高圧母線	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)a.(b)-③は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)a.(b)-③を具体的に記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		までの系統に対して，独立性を有する設計とする。 これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって，可搬型代替交流電源設備は非常用ディーゼル発電設備に対して独立性を有する設計とする。 ＜中略＞		
(c) 号炉間電力融通電気設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として，号炉間電力融通電気設備を使用する。 号炉間電力融通電気設備は，号炉間電力融通ケーブル（常設），号炉間電力融通ケーブル（可搬型），ヌ(2)(ⅳ)a.(c)-①計測制御装置等で構成し，号炉間電力融通ケーブル（常設）をあらかじめ敷設し，6 号及び 7 号炉の緊急用電源切替箱断路器に手動で接続することで，ヌ(2)(ⅳ)a.(c)-②他号炉の電源設備からヌ(2)(ⅳ)a.(c)-③非常用高圧母線 C 系及び非常用高圧母線 D 系に電力を供給できる設計とする。また，号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用できない場合に，予備ケーブルとして号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を 6 号及び 7 号炉の緊急用電源切替箱断路器に手動で接続することで，ヌ(2)(ⅳ)a.(c)-②他号炉の電源設備からヌ(2)(ⅳ)a.(c)-③非常用高圧母線 C 系及び非常用高圧母線 D 系に電力を供給できる設計とする。	c.　号炉間電力融通電気設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として，号炉間電力融通電気設備を使用する。 号炉間電力融通電気設備は，号炉間電力融通ケーブル（常設），号炉間電力融通ケーブル（可搬型），計測制御装置等で構成し，号炉間電力融通ケーブル（常設）をあらかじめ敷設し，6 号及び 7 号炉の緊急用電源切替箱断路器に手動で接続することで，他号炉の電源設備から非常用高圧母線 C 系及び非常用高圧母線 D 系に電力を供給できる設計とする。また，号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用できない場合に，予備ケーブルとして号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を 6 号及び 7 号炉の緊急用電源切替箱断路器に手動で接続することで，他号炉の電源設備から非常用高圧母線 C 系及び非常用高圧母線 D 系に電力を供給できる設計とする。 ＜中略＞	1.　非常用電源設備の電源系統 1.3　号炉間電力融通系統 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として，号炉間電力融通電気設備を使用できる設計とする。 号炉間電力融通電気設備は，号炉間電力融通ケーブル（常設）（「6，7 号機共用，6 号機及び 7 号機の間にわたり設置」（以下同じ。））（6900V，258.3A のものを 1 相分 1 本の 3 相分 3 本を 1 セット），号炉間電力融通ケーブル（可搬型）（「6，7 号機共用，屋外に保管」（以下同じ。））（6900V，258.3A のものを 1 相分 1 本の 3 相分 3 本を 1 セット），ヌ(2)(ⅳ)a.(c)-①計測制御装置で構成し，号炉間電力融通ケーブル（常設）をあらかじめ敷設し，6 号機及び 7 号機の緊急用電源切替箱断路器に手動で接続することで，ヌ(2)(ⅳ)a.(c)-②6 号機の電源設備からヌ(2)(ⅳ)a.(c)-③メタルクラッド開閉装置 7C 及びメタルクラッド開閉装置 7D に電力を融通できる設計とする。また，号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用できない場合に，予備ケーブルとして号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を 6 号機及び 7 号機の緊急用電源切替箱断路器に手動で接続することで，ヌ(2)(ⅳ)a.(c)-②6 号機の電源設備からヌ(2)(ⅳ)a.(c)-③メタルクラッド開閉装置 7C 及びメタルクラッド開閉装置 7D に電力を融通できる設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)a.(c)-①は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)a.(c)-①を詳細設計した結果であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)a.(c)-②は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)a.(c)-②と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)a.(c)-③は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)a.(c)-③と同義であり，整合している。	
b.　代替直流電源設備による給電 (a) 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として，所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備を使用する。	(2) 代替直流電源設備による給電 a.　所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として，所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備を使用する。	3.　直流電源設備及び計測制御用電源設備 3.1　常設直流電源設備 ＜中略＞ 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に，重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する重大事故等対処設備として，所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備を使用		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		できる設計とする。		
所内蓄電式直流電源設備は，ヌ(2)(ⅳ)b.(a)-①直流125V 蓄電池A，直流125V 蓄電池A-2，AM 用直流125V 蓄電池，直流125V 充電器A，直流125V 充電器A-2，AM 用直流125V 充電器，電路，計測制御装置等で構成し，全交流動力電源喪失から8 時間後に，不要な負荷の切り離しを行い，全交流動力電源喪失から24 時間にわたり，直流125V 蓄電池A，直流125V 蓄電池A-2 及びAM 用直流125V 蓄電池から電力を供給できる設計とする。また，交流電源復旧後に，交流電源を直流125V 充電器A，直流125V 充電器A-2 又はAM 用直流125V 充電器を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。	所内蓄電式直流電源設備は，直流125V 蓄電池A，直流125V 蓄電池A-2，AM 用直流125V 蓄電池，直流125V 充電器A，直流125V 充電器A-2，AM 用直流125V 充電器，電路，計測制御装置等で構成し，全交流動力電源喪失から8 時間後に，不要な負荷の切り離しを行い，全交流動力電源喪失から24 時間にわたり，直流125V 蓄電池A，直流125V 蓄電池A-2 及びAM 用直流125V 蓄電池から電力を供給できる設計とする。また，交流電源復旧後に，交流電源を直流125V 充電器A，直流125V 充電器A-2 又はAM 用直流125V 充電器を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。	所内蓄電式直流電源設備は，ヌ(2)(ⅳ)b.(a)-①直流125V 蓄電池7A，直流125V 蓄電池7A-2，AM 用直流125V 蓄電池，直流125V 充電器7A，直流125V 充電器7A-2，AM 用直流125V 充電器，直流125V 主母線盤7A，125V 同時投入防止用切替盤，直流125V HPAC MCC（125V,600A のものを1 個），電路，計測制御装置等で構成し，直流125V 蓄電池7A，直流125V 蓄電池7A-2 及びAM 用直流125V 蓄電池は，直流母線へ電力を供給できる設計とする。 所内蓄電式直流電源設備の直流125V 蓄電池7A，直流125V 蓄電池7A-2 及びAM 用直流125V 蓄電池は，全交流動力電源喪失から8 時間後に不要な負荷の切り離しを行うことで，全交流動力電源喪失から24 時間にわたり，直流125V 蓄電池7A，直流125V 蓄電池7A-2 及びAM 用直流125V 蓄電池から電力を供給できる設計とする。 また，交流電源復旧後に，交流電源を直流125V 充電器7A，直流125V 充電器7A-2 又はAM 用直流125V 充電器を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)b.(a)-①は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)b.(a)-①を具体的に記載しており，整合している。	
常設代替直流電源設備は，AM 用直流125V 蓄電池，AM 用直流125V 充電器，電路，計測制御装置ヌ(2)(ⅳ)b.(a)-②等で構成し，全交流動力電源喪失から24 時間にわたり，AM 用直流125V 蓄電池から電力を供給できる設計とする。また，交流電源復旧後に，交流電源をAM 用直流125V 充電器を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。	常設代替直流電源設備は，AM 用直流125V 蓄電池，AM 用直流125V 充電器，電路，計測制御装置等で構成し，全交流動力電源喪失から24 時間にわたり，AM 用直流125V 蓄電池から電力を供給できる設計とする。また，交流電源復旧後に，交流電源をAM 用直流125V 充電器を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。 ＜中略＞	常設代替直流電源設備は，AM 用直流125V 蓄電池，AM 用直流125V 充電器，ヌ(2)(ⅳ)b.(a)-②直流125V HPAC MCC，電路，計測制御装置等で構成し，全交流動力電源喪失から24 時間にわたり，AM 用直流125V 蓄電池から直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。また，交流電源復旧後に，交流電源をAM 用直流125V 充電器を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)b.(a)-②は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)b.(a)-②を具体的に記載しており，整合している。	
(b)　可搬型直流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として，可搬型直流電源設備を使用する。 可搬型直流電源設備は，電源車，AM 用直流125V 充電器，軽油タンク，タンクローリ（4kL），電路，計測制御装置ヌ(2)(ⅳ)b.(b)-①等で構成し，電源車を代替所内電気設備及びAM 用直流125V 充電器を経由し直流母線へ接続	b.　可搬型直流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として，可搬型直流電源設備を使用する。 可搬型直流電源設備は，電源車，AM 用直流125V 充電器，軽油タンク，タンクローリ（4kL），電路，計測制御装置等で構成し，電源車を代替所内電気設備及びAM 用直流125V 充電器を経由し直流母線へ接続することで電力を供	3.2　可搬型直流電源設備 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合に，重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する重大事故等対処設備として可搬型直流電源設備を使用できる設計とする。 可搬型直流電源設備は，電源車，AM 用直流125V 充電器，ヌ(2)(ⅳ)b.(b)-①直流125V HPAC MCC，軽油タンク，タンクローリ（4kL），電路，計測制御装置等で構成	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)b.(b)-①は，設置変更許	

設置変更許可申請書（本文（五号）） ヌ(2)(ⅳ)b.(b)-②	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 ヌ(2)(ⅳ)b.(b)-②	設計及び工事の計画　該当事項 ヌ(2)(ⅳ)b.(b)-②	整合性 ヌ(2)(ⅳ)b.(b)-②	備考
することで電力を供給できる設計とする。	給できる設計とする。	し，電源車を代替所内電気設備及びAM用直流125V充電器を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。 ＜中略＞ 4.　燃料設備 4.3　その他発電装置の燃料補給設備 ＜中略＞	可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)b.(b)-①を具体的に記載しており，整合している。	
電源車ヌ(2)(ⅳ)b.(b)-②の燃料は，軽油タンクよりタンクローリ（4kL）を用いて補給できる設計とする。	電源車の燃料は，軽油タンクよりタンクローリ（4kL）を用いて補給できる設計とする。	電源車，モニタリングポスト用発電機及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は，軽油タンクヌ(2)(ⅳ)b.(b)-②からタンクローリ（4kL）を用いて燃料を補給できる設計とする。 ＜中略＞ 3.　直流電源設備及び計測制御用電源設備 3.2　可搬型直流電源設備 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)b.(b)-②は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)b.(b)-②と同義であり，整合している。	
可搬型直流電源設備は，電源車の運転を継続することで，設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から24時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。	可搬型直流電源設備は，電源車の運転を継続することで，設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から24時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。	可搬型直流電源設備は，電源車の運転を継続することで，設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から24時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。 ＜中略＞		
可搬型直流電源設備は，ヌ(2)(ⅳ)b.(b)-③非常用直流電源設備に対して，独立性を有し，位置的分散を図る設計とする。	可搬型直流電源設備は，非常用直流電源設備に対して，独立性を有し，位置的分散を図る設計とする。 ＜中略＞	可搬型直流電源設備の電源車，AM用直流125V充電器及びタンクローリ（4kL）は，屋外の原子炉建屋から離れた場所及び原子炉建屋内に設置又は保管することで，ヌ(2)(ⅳ)b.(b)-③原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機及び燃料ディタンク，原子炉建屋近傍の燃料移送ポンプ並びにコントロール建屋内の充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 可搬型直流電源設備は，電源車から直流母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用ディーゼル発電機から直流母線までの系統に対して，独立性を有する設計とする。 これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって，可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)b.(b)-③は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)b.(b)-③を具体的に記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号）） c.　代替所内電気設備による給電	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 (3) 代替所内電気設備による給電	設計及び工事の計画　該当事項 1.　非常用電源設備の電源系統 1.2　所内電気系統	整合性	備考
非常用所内電気設備は，3系統の非常用母線等（メタルクラッド開閉装置（6900V,1200Aのものを3個），パワーセンタ（480V,4000A及び480V,3000Aのものを6個），モータコントロールセンタ（480V,400A，480V,600A及び480V,800Aのものを18個），動力変圧器（3330kVA,6900/480V及び2000kVA,6900/480Vのものを6個））により構成することにより，共通要因で機能を失うことなく，少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。				
設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として，代替所内電気設備を使用する。	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として，代替所内電気設備を使用する。	これとは別に，設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として，代替所内電気設備を使用できる設計とする。		
代替所内電気設備は，緊急用断路器，緊急用電源切替箱断路器，緊急用電源切替箱接続装置，AM用動力変圧器，AM用MCC，AM用切替盤，AM用操作盤，ヌ(2)(ⅳ)c.-①非常用高圧母線C系及び非常用高圧母線D系，計測制御装置ヌ(2)(ⅳ)c.-②等で構成し，常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。	代替所内電気設備は，緊急用断路器，緊急用電源切替箱断路器，緊急用電源切替箱接続装置，AM用動力変圧器，AM用MCC，AM用切替盤，AM用操作盤，非常用高圧母線C系及び非常用高圧母線D系，計測制御装置等で構成し，常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。	代替所内電気設備は，緊急用断路器（「6，7 号機共用」（以下同じ。））（6900V,600Aのものを2個），緊急用電源切替箱断路器（6900V,600Aのものを1個），緊急用電源切替箱接続装置（6900V，1200Aのものを2個），AM用動力変圧器（800kVA，6900/480Vのものを1個），AM用MCC（480V,400A及び480V,800Aのものを4個），AM用切替盤（480V,50Aのものを2個），AM用操作盤，ヌ(2)(ⅳ)c.-①メタルクラッド開閉装置7C及びメタルクラッド開閉装置7D，ヌ(2)(ⅳ)c.-②電路，計測制御装置で構成し，常設代替交流電源設備，可搬型代替交流電源設備又は可搬型直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)c.-①は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)c.-①と同義であり，整合している。	
代替所内電気設備は，共通要因でヌ(2)(ⅳ)c.-③設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能をヌ(2)(ⅳ)c.-④喪失しない設計とする。	代替所内電気設備は，共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。	また，代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は，少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)c.-②は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)c.-②を具体的に記載しており，整合している。	
また，代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は，少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を図る設計とする。	また，代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は，少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を図る設計とする。	代替所内電気設備の緊急用断路器，緊急用電源切替箱断路器，緊急用電源切替箱接続装置，AM用動力変圧器，AM用MCC及びAM用操作盤は，ヌ(2)(ⅳ)c.-③非常用所内電気設備と異なる区画に設置することで，共通要因ヌ(2)(ⅳ)c.-④によって同時に機能を損なわないように位置的分散を図る設計とする。	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)c.-③は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)c.-③と同義であり，整合している。	
＜中略＞	＜中略＞	＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)c.-④は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
d.　燃料補給設備による給油 重大事故等時に[ヌ(2)(ⅳ)d.-①]補機駆動用の軽油を補給する設備として，軽油タンク，タンクローリ（4kL）及びホースを使用する。 可搬型代替注水ポンプ（A-1 級），可搬型代替注水ポンプ（A-2 級），大容量送水車（熱交換器ユニット用），大容量送水車（原子炉建屋放水設備用），大容量送水車（海水取水用），モニタリング・ポスト用発電機及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は，軽油タンクからタンクローリ（4kL）を用いて燃料を補給できる設計とする。	(4) 燃料補給設備による給油 重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として，軽油タンク，タンクローリ（4kL）及びホースを使用する。 可搬型代替注水ポンプ（A-1 級），可搬型代替注水ポンプ（A-2 級），大容量送水車（熱交換器ユニット用），大容量送水車（原子炉建屋放水設備用），大容量送水車（海水取水用），モニタリング・ポスト用発電機及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は，軽油タンクからタンクローリ（4kL）を用いて燃料を補給できる設計とする。	4.　燃料設備 4.3　その他発電装置の燃料補給設備 重大事故等時に[ヌ(2)(ⅳ)d.-①a]非常用電源設備の燃料を貯蔵及び補給する設備として，軽油タンク，タンクローリ（4kL）及びホースを使用できる設計とする。 電源車，モニタリングポスト用発電機及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は，軽油タンクからタンクローリ（4kL）を用いて燃料を補給できる設計とする。 ＜中略＞ 【補機駆動用燃料設備】 （基本設計方針） 第 2 章　個別項目 1.　補機駆動用燃料設備 ＜中略＞ 軽油タンク（「重大事故等時のみ 6，7 号機共用」，「6 号機設備，重大事故等時のみ 6，7 号機共用」（以下同じ。））は，[ヌ(2)(ⅳ)d.-①b]可搬型代替注水ポンプ（A-1 級），可搬型代替注水ポンプ（A-2 級），大容量送水車（熱交換器ユニット用），大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び大容量送水車（海水取水用）の燃料を貯蔵できる設計とする。 可搬型代替注水ポンプ（A-1 級），可搬型代替注水ポンプ（A-2 級），大容量送水車（熱交換器ユニット用），大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び大容量送水車（海水取水用）は，軽油タンクからタンクローリ（4kL）（6，7 号機共用）及びホースを用いて燃料を補給できる設計とする。	[(ⅳ)c.-④]を具体的に記載しており，整合している。 設計及び工事の計画の[ヌ(2)(ⅳ)d.-①a]及び[ヌ(2)(ⅳ)d.-①b]は，設置変更許可申請書（本文（五号））の[ヌ(2)(ⅳ)d.-①]を具体的に記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		【非常用電源設備】 （基本設計方針） 第２章　個別項目 4.　燃料設備 4.3　その他発電装置の燃料補給設備 ＜中略＞		
軽油タンクからタンクローリ（4kL）への軽油の補給は，ホースを用いる設計とする。	軽油タンクからタンクローリ（4kL）への軽油の補給は，ホースを用いる設計とする。 ＜中略＞	軽油タンクからタンクローリ（4kL）への軽油の補給は，ホースを用いる設計とする。 ＜中略＞		
	10.2.2.1　多様性及び独立性，位置的分散 ＜中略＞	2.　交流電源設備 2.2　常設代替交流電源設備 ＜中略＞		
常設代替交流電源設備は，ヌ(2)(ⅳ)-④非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，第一ガスタービン発電機をガスタービンにより駆動することで，ディーゼルエンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。 常設代替交流電源設備の第一ガスタービン発電機，タンクローリ（16kL），第一ガスタービン発電機用燃料タンク及び第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプは，原子炉建屋から離れた屋外に設置又は保管することで，原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機並びに燃料ディタンク及び原子炉建屋近傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 常設代替交流電源設備は，第一ガスタービン発電機から非常用高圧母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して，独立性を有する設計とする。 これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって，常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。	常設代替交流電源設備は，非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，第一ガスタービン発電機をガスタービンにより駆動することで，ディーゼルエンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。 常設代替交流電源設備の第一ガスタービン発電機，タンクローリ（16kL），第一ガスタービン発電機用燃料タンク及び第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプは，原子炉建屋から離れた屋外に設置又は保管することで，原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機並びに燃料ディタンク及び原子炉建屋近傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 常設代替交流電源設備は，第一ガスタービン発電機から非常用高圧母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して，独立性を有する設計とする。 これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって，常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。	常設代替交流電源設備は，ヌ(2)(ⅳ)-④非常用ディーゼル発電設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，第一ガスタービン発電機をガスタービンにより駆動することで，ディーゼルエンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電機を用いる非常用ディーゼル発電設備に対して多様性を有する設計とする。 常設代替交流電源設備の第一ガスタービン発電機，タンクローリ（16kL），第一ガスタービン発電機用燃料タンク及び第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプは，原子炉建屋から離れた屋外に設置又は保管することで，原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機及び燃料ディタンク並びに原子炉建屋近傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 常設代替交流電源設備は，第一ガスタービン発電機から非常用高圧母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して，独立性を有する設計とする。 これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって，常設代替交流電源設備は非常用ディーゼル発電設備に対して独立性を有する設計とする。	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)-④は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)-④と同義であり，整合している。	
可搬型代替交流電源設備は，ヌ(2)(ⅳ)-⑤非常用交流	可搬型代替交流電源設備は，非常用交流電源設備と共	2.3　可搬型代替交流電源設備 ＜中略＞ 可搬型代替交流電源設備は，ヌ(2)(ⅳ)-⑤非常用ディ	設計及び工事の計画のヌ(2)	

設置変更許可申請書（本文（五号）） 電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，電源車の冷却方式を空冷とすることで，冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また，可搬型代替交流電源設備は，常設代替交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，電源車をディーゼルエンジンにより駆動することで，ガスタービンにより駆動する第一ガスタービン発電機を用いる常設代替交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。 可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリ（4kL）は，屋外の原子炉建屋から離れた場所に保管することで，原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機並びに燃料ディタンク及び原子炉建屋近傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。また，可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリ（4kL）は，屋外のタービン建屋近傍の第一ガスタービン発電機，第一ガスタービン発電機用燃料タンク及び第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプから離れた場所に保管することで，共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 可搬型代替交流電源設備は，電源車から非常用高圧母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して，独立性を有する設計とする。 これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって，可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。 可搬型代替交流電源設備の電源車の接続箇所は，共通要因によって接続できなくなることを防止するため，位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。 号炉間電力融通電気設備の号炉間電力融通ケーブル（常設）は，コントロール建屋内に設置することで，原子	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 通要因によって同時に機能を損なわないよう，電源車の冷却方式を空冷とすることで，冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また，可搬型代替交流電源設備は，常設代替交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，電源車をディーゼルエンジンにより駆動することで，ガスタービンにより駆動する第一ガスタービン発電機を用いる常設代替交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。 可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリ（4kL）は，屋外の原子炉建屋から離れた場所に保管することで，原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機並びに燃料ディタンク及び原子炉建屋近傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。また，可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリ（4kL）は，屋外のタービン建屋近傍の第一ガスタービン発電機，第一ガスタービン発電機用燃料タンク及び第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプから離れた場所に保管することで，共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 可搬型代替交流電源設備は，電源車から非常用高圧母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して，独立性を有する設計とする。 これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって，可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。 可搬型代替交流電源設備の電源車の接続箇所は，共通要因によって接続できなくなることを防止するため，位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。 号炉間電力融通電気設備の号炉間電力融通ケーブル（常設）は，コントロール建屋内に設置することで，原子	設計及び工事の計画　該当事項 ーゼル発電設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，電源車の冷却方式を空冷とすることで，冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電機を用いる非常用ディーゼル発電設備に対して多様性を有する設計とする。また，可搬型代替交流電源設備は，常設代替交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，電源車をディーゼルエンジンにより駆動することで，ガスタービンにより駆動する第一ガスタービン発電機を用いる常設代替交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。 可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリ（4kL）は，屋外の原子炉建屋から離れた場所に保管することで，原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機及び燃料ディタンク並びに原子炉建屋近傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。また，可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリ（4kL）は，屋外のタービン建屋近傍の第一ガスタービン発電機，第一ガスタービン発電機用燃料タンク及び第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプから離れた場所に保管することで，共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 可搬型代替交流電源設備は，電源車から非常用高圧母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して，独立性を有する設計とする。 これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって，可搬型代替交流電源設備は非常用ディーゼル発電設備に対して独立性を有する設計とする。 可搬型代替交流電源設備の電源車の接続箇所は，共通要因によって接続できなくなることを防止するため，位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。 1.　非常用電源設備の電源系統 1.3　号炉間電力融通系統 ＜中略＞ 号炉間電力融通電気設備の号炉間電力融通ケーブル（常設）は，コントロール建屋内に設置することで，原	整合性 (ⅳ)-⑤は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)-⑤と同義であり，整合している。	備考

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
炉建屋内の非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 号炉間電力融通電気設備の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）は，原子炉建屋及びコントロール建屋から離れた屋外に保管することで，原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機及びコントロール建屋内の号炉間電力融通ケーブル（常設）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 所内蓄電式直流電源設備は，コントロール建屋内の非常用直流電源設備 4 系統のうち 3 系統と異なる区画及び原子炉建屋内に設置することで，非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 所内蓄電式直流電源設備は，蓄電池及び充電器から直流母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用直流電源設備 4 系統のうち 3 系統の蓄電池及び充電器から直流母線までの系統に対して，独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって，所内蓄電式直流電源設備は非常用直流電源設備 4 系統のうち 3 系統に対して独立性を有する設計とする。 常設代替直流電源設備は，原子炉建屋内に設置することで，コントロール建屋内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 常設代替直流電源設備は，蓄電池及び充電器から直流母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用直流電源設備の電池及び充電器から直流母線までの系統に対して，独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって，常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性	炉建屋内の非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 号炉間電力融通電気設備の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）は，原子炉建屋及びコントロール建屋から離れた屋外に保管することで，原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機及びコントロール建屋内の号炉間電力融通ケーブル（常設）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 所内蓄電式直流電源設備は，コントロール建屋内の非常用直流電源設備 4 系統のうち 3 系統と異なる区画及び原子炉建屋内に設置することで，非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 所内蓄電式直流電源設備は，蓄電池及び充電器から直流母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用直流電源設備 4 系統のうち 3 系統の蓄電池及び充電器から直流母線までの系統に対して，独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって，所内蓄電式直流電源設備は非常用直流電源設備 4 系統のうち 3 系統に対して独立性を有する設計とする。 常設代替直流電源設備は，原子炉建屋内に設置することで，コントロール建屋内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 常設代替直流電源設備は，蓄電池及び充電器から直流母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用直流電源設備の蓄電池及び充電器から直流母線までの系統に対して，独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって，常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性	子炉建屋内の非常用ディーゼル発電設備のディーゼル機関及び発電機（以下，「非常用ディーゼル発電機」という。）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 号炉間電力融通電気設備の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）は，原子炉建屋及びコントロール建屋から離れた屋外に保管することで，原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機及びコントロール建屋内の号炉間電力融通ケーブル（常設）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 3.　直流電源設備及び計測制御用電源設備 3.1　常設直流電源設備 ＜中略＞ 所内蓄電式直流電源設備は，コントロール建屋内の非常用直流電源設備 4 系統のうち 3 系統と異なる区画及び原子炉建屋内に設置することで，非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 所内蓄電式直流電源設備は，蓄電池及び充電器から直流母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用直流電源設備 4 系統のうち 3 系統の蓄電池及び充電器から直流母線までの系統に対して，独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって，所内蓄電式直流電源設備は非常用直流電源設備 4 系統のうち 3 系統に対して独立性を有する設計とする。 常設代替直流電源設備は，原子炉建屋内に設置することで，コントロール建屋内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 常設代替直流電源設備は，蓄電池及び充電器から直流母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用直流電源設備の蓄電池及び充電器から直流母線までの系統に対して，独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって，常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立		

設置変更許可申請書（本文（五号）） を有する設計とする。 可搬型直流電源設備は，非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，電源車の冷却方式を空冷とすることで，冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また，AM 用直流 125V 充電器により交流電力を直流に変換できることで，ヌ(2)(ⅳ)-⑥蓄電池（非常用）を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。 可搬型直流電源設備の電源車，AM 用直流 125V 充電器及びタンクローリ（4kL）は，屋外の原子炉建屋から離れた場所及び原子炉建屋内に設置又は保管することで，原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機並びに燃料ディタンク，原子炉建屋近傍の燃料移送ポンプ及びコントロール建屋内の充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 可搬型直流電源設備は，電源車から直流母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用ディーゼル発電機から直流母線までの系統に対して，独立性を有する設計とする。 これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって，可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。 可搬型直流電源設備の電源車の接続箇所は，共通要因によって接続できなくなることを防止するため，位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。 代替所内電気設備の緊急用断路器，緊急用電源切替箱断路器，緊急用電源切替箱接続装置，AM 用動力変圧器，AM 用 MCC 及び AM 用操作盤は，非常用所内電気設備と異なる区画に設置することで，非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 を有する設計とする。 可搬型直流電源設備は，非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，電源車の冷却方式を空冷とすることで，冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また，AM 用直流 125V 充電器により交流電力を直流に変換できることで，蓄電池（非常用）を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。 可搬型直流電源設備の電源車，AM 用直流 125V 充電器及びタンクローリ（4kL）は，屋外の原子炉建屋から離れた場所及び原子炉建屋内に設置又は保管することで，原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機並びに燃料ディタンク，原子炉建屋近傍の燃料移送ポンプ及びコントロール建屋内の充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 可搬型直流電源設備は，電源車から直流母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用ディーゼル発電機から直流母線までの系統に対して，独立性を有する設計とする。 これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって，可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。 可搬型直流電源設備の電源車の接続箇所は，共通要因によって接続できなくなることを防止するため，位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。 代替所内電気設備の緊急用断路器，緊急用電源切替箱断路器，緊急用電源切替箱接続装置，AM 用動力変圧器，AM 用 MCC 及び AM 用操作盤は，非常用所内電気設備と異なる区画に設置することで，非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を	設計及び工事の計画　該当事項 性を有する設計とする。 3.2　可搬型直流電源設備 ＜中略＞ 可搬型直流電源設備は，非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，電源車の冷却方式を空冷とすることで，冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また，AM 用直流 125V 充電器により交流電力を直流に変換できることで，ヌ(2)(ⅳ)-⑥直流 125V 蓄電池を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。 可搬型直流電源設備の電源車，AM 用直流 125V 充電器及びタンクローリ（4kL）は，屋外の原子炉建屋から離れた場所及び原子炉建屋内に設置又は保管することで，原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機及び燃料ディタンク，原子炉建屋近傍の燃料移送ポンプ並びにコントロール建屋内の充電器と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 可搬型直流電源設備は，電源車から直流母線までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用ディーゼル発電機から直流母線までの系統に対して，独立性を有する設計とする。 これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって，可搬型直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。 可搬型直流電源設備の電源車の接続箇所は，共通要因によって接続できなくなることを防止するため，位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。 1.　非常用電源設備の電源系統 1.2　所内電気系統 ＜中略＞ 代替所内電気設備の緊急用断路器，緊急用電源切替箱断路器，緊急用電源切替箱接続装置，AM 用動力変圧器，AM 用 MCC 及び AM 用操作盤は，非常用所内電気設備と異なる区画に設置することで，共通要因によって同時に機能を損なわないように位置的分散を図る設計とする。	整合性 設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)-⑥は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)-⑥と同義であり，整合している。	備考

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
図る設計とする。 代替所内電気設備は，独立した電路で系統構成することにより，非常用所内電気設備に対して，独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって，代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。 燃料補給設備のタンクローリ（4kL）は，原子炉建屋近傍の燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで，燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 軽油タンクは，屋外に分散して設置することで，共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	図る設計とする。 代替所内電気設備は，独立した電路で系統構成することにより，非常用所内電気設備に対して，独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって，代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。 燃料補給設備のタンクローリ（4kL）は，原子炉建屋近傍の燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで，燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 軽油タンクは，屋外に分散して設置することで，共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	代替所内電気設備は，独立した電路で系統構成することにより，非常用所内電気設備に対して，独立性を有する設計とする。 これらの位置的分散及び電路の独立性によって，代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。 重大事故等対処施設の動力回路に使用するケーブルは，負荷の容量に応じたケーブルを使用し，非常用電源系統へ接続するか，非常用電源系統と独立した代替所内電気系統へ接続する設計とする。 4.　燃料設備 4.3　その他発電装置の燃料補給設備 ＜中略＞ 燃料補給設備のタンクローリ（4kL）は，原子炉建屋近傍の燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで，燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。 軽油タンクは，屋外に分散して設置することで，共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
［常設重大事故等対処設備］ ヌ(2)(iv)-⑦第一ガスタービン発電機（6 号及び 7 号炉共用） 台数　2 容量　約 4,500kVA/台	第 10.2－1 表　代替電源設備の主要機器仕様 (1) 常設代替交流電源設備 a.　第一ガスタービン発電機（6 号及び 7 号炉共用） ガスタービン 台数　2 使用燃料　軽油 出力　約 3,600kW/台数 発電機 台数　2 種類　同期発電機 容量　約 4,500kVA/台 力率　0.8 電圧　6.9kV 周波数　50Hz	【非常用電源設備】 （要目表） 2　非常用発電装置に係る次の事項 2.2　代替交流電源設備 (1)　ガスタービンに係る次の事項 イ　ガスタービンの種類，出力，入口及び出口の圧力及び温度，設計外気温度，回転速度，被動機一体の危険速度，排出ガス量，個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ・常設 a.　第一ガスタービン発電機用ガスタービン（6,7 号機共用）		

名称			変更前	変更後
			ヌ(2)(iv)-⑦a	第一ガスタービン発電機用ガスタービン（6,7 号機共用）
種類		—	—	単純開放サイクル 1 軸式
出力		kW/個		3600
入口圧力		MPa		0.10133
出口圧力		MPa		[redacted]
入口温度		℃		40.0
出口温度		℃		[redacted]
設計外気温度		℃		40.0
回転速度		min^{-1}		[redacted]
被動機一体の危険速度		min^{-1}		[redacted]
排出ガス量		kg/h/個		[redacted]
個数		—		2（発電機 1 個につき 1）
取付箇所	系統名	—		第一ガスタービン発電設備
	設置床			7 号機タービン建屋南側の屋外 T.M.S.L.12200mm
	溢水防護上の区画番号			屋外
	溢水防護上の配慮が必要な高さ			EL0.13m 以上

注記＊：タービン軸における値を示す。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

(5)　発電機に係る次の事項

イ　発電機の名称，種類，容量，主要寸法，力率，電圧，相，周波数，回転速度，結線法，冷却方法，個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

・常設

a.　第一ガスタービン発電機（6，7号機共用）

名称			変更前	変更後
名称			ヌ(2)(iv)-⑦b	第一ガスタービン発電機（6，7号機共用）
種類		—	—	同期発電機
容量		kVA/個		4500
主要寸法	たて	mm		□*
	横	mm		□*
	高さ	mm		□*
力率		—		0.8
電圧		V		6900
相		—		3
周波数		Hz		50
回転速度		min^{-1}		1500
結線法		—		星形
冷却方法		—		自由通流
個数		—		2
取付箇所	系統名	—		第一ガスタービン発電設備
	設置床			7号機タービン建屋南側の屋外 T.M.S.L.12200mm
	溢水防護上の区画番号			屋外
	溢水防護上の配慮が必要な高さ			EL0.13m以上

注記＊：公称値を示す。

設計及び工事の計画のヌ(2)(iv)-⑦a及びヌ(2)(iv)-⑦bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(iv)-⑦と同義であり，整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号）） 第一ガスタービン発電機用燃料タンク（6号及び7号炉共用） 基数　2 容量　約50kL/基	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 b.　第一ガスタービン発電機用燃料タンク（6号及び7号炉共用） 基数　2 容量　約50kL/基	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

ロ　容器の名称，種類，容量，最高使用圧力，最高使用温度，主要寸法，材料，個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

・常設

a.　第一ガスタービン発電機用燃料タンク（6，7号機共用）

			変更前	変更後
名称				第一ガスタービン発電機用燃料タンク（6，7号機共用）
種類		—		横置円筒形
容量		kL/個		20以上（50*1）
最高使用圧力*2		MPa		静水頭
最高使用温度*2		℃		66
主要寸法	胴内径	mm		3200*1
	胴板厚さ	mm		［　］（20*1）
	鏡板厚さ	mm		［　］（20*1）
	鏡板の形状に係る寸法	mm		3200*1（鏡板の中央部における内面の半径） 320*1（すみの丸みの内半径）
	管台外径（注入口）	mm		60.5*1
	管台厚さ（注入口）	mm		［　］（3.9*1）
	管台外径（排油口）	mm		60.5*1
	管台厚さ（排油口）	mm		［　］（3.9*1）
	全長	mm		7710*1
材料	胴板	—		SM400B
	鏡板	—		SM400B
個数		—		2
取付箇所	系統名	—		第一ガスタービン発電設備
	設置床	—		屋外 T.M.S.L.12200mm
	溢水防護上の区画番号	—		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—

注記＊1　：公称値を示す。

＊2　：重大事故等時における使用時の値。

設置変更許可申請書（本文（五号）） 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ（6号及び7号炉共用） 台数　2 容量　約 3m³/h/台	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 c.　第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ（6号及び7号炉共用） 台数　2 容量　約 3m³/h/台	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

(4)　燃料設備に係る次の事項

イ　ポンプの名称，種類，容量，揚程又は吐出圧力，最高使用圧力，最高使用温度，主要寸法，材料，個数及び取付箇所並びに原動機の種類，出力，個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

・常設

a.　第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ（6,7号機共用）

				変更前	変　更　後
名称					第一ガスタービン発電機用 燃料移送ポンプ（6,7号機共用）
ポンプ	種類		—		スクリュー式
	容量		m³/h/個		3以上(3*1)
	揚程		m		61.4以上(61.4*1)
	最高使用圧力*2		MPa		0.95
	最高使用温度*2		℃		66
	主要寸法	吸込内径	mm		65*1
		吐出内径	mm		50*1
		たて	mm		275*1
		横	mm		490*1
		高さ	mm	—	135*1
	材料	ケーシング	—		[redacted]
	個数		—		2
	取付箇所	系統名	—		第一ガスタービン発電設備
		設置床	—		屋外 T.M.S.L.12200mm
		溢水防護上の区画番号	—		屋外
		溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		EL0.33m以上
原動機	種類		—		誘導電動機
	出力*2		kW/個	—	1.5
	個数		—		2
	取付箇所		—		ポンプと同じ

注記＊1　：公称値を示す。

＊2　：重大事故等時における使用時の値。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
号炉間電力融通ケーブル（常設）（6 号及び 7 号炉共用） 個数　ヌ(2)(ⅳ)-⑧1	(3) 号炉間電力融通電気設備 a.　号炉間電力融通ケーブル（常設）（6 号及び 7 号炉共用） 個数　1	【非常用電源設備】 （基本設計方針） 第 2 章　個別項目 1.　非常用電源設備の電源系統 1.3　号炉間電力融通系統 ＜中略＞ 号炉間電力融通電気設備は，号炉間電力融通ケーブル（常設）（「6，7 号機共用，6 号機及び 7 号機の間にわたり設置」（以下同じ。））（6900V，258.3A のものをヌ(2)(ⅳ)-⑧1 相分 1 本の 3 相分 3 本を 1 セット），号炉間電力融通ケーブル（可搬型）（「6，7 号機共用，屋外に保管」（以下同じ。））（6900V，258.3A のものを 1 相分 1 本の 3 相分 3 本を 1 セット），計測制御装置で構成し，号炉間電力融通ケーブル（常設）をあらかじめ敷設し，6 号機及び 7 号機の緊急用電源切替箱断路器に手動で接続することで，6 号機の電源設備からメタルクラッド開閉装置 7C 及びメタルクラッド開閉装置 7D に電力を融通できる設計とする。また，号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用できない場合に，予備ケーブルとして号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を 6 号機及び 7 号機の緊急用電源切替箱断路器に手動で接続することで，6 号機の電源設備からメタルクラッド開閉装置 7C 及びメタルクラッド開閉装置 7D に電力を融通できる設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)-⑧は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)-⑧を詳細設計した結果であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
ヌ(2)(ⅳ)-⑨a 直流 125V 蓄電池 A 及び直流 125V 蓄電池 A-2 （ヌ(2)(ⅳ)-⑩ヌ,(2),(ⅲ),a.と兼用） 組数　ヌ(2)(ⅳ)-⑪1 容量　約 10,000Ah （ヌ(2)(ⅳ)-⑨b 直流 125V 蓄電池 A　：約 6,000Ah ヌ(2)(ⅳ)-⑨c 直流 125V 蓄電池 A-2：約 4,000Ah）	(4) 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 a.　直流 125V 蓄電池 A 及び直流 125V 蓄電池 A-2 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用電源設備（通常運転時等） ・非常用電源設備（重大事故等時） 組数　1 電圧　125V 容量　約 10,000Ah （直流 125V 蓄電池 A　：約 6,000Ah 直流 125V 蓄電池 A-2：約 4,000Ah）	【非常用電源設備】 （要目表） 3　その他の電源装置に係る次の事項 (2)　電力貯蔵装置の名称，種類，容量，電圧，主要寸法，個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ・常設 a.　直流 125V 蓄電池		

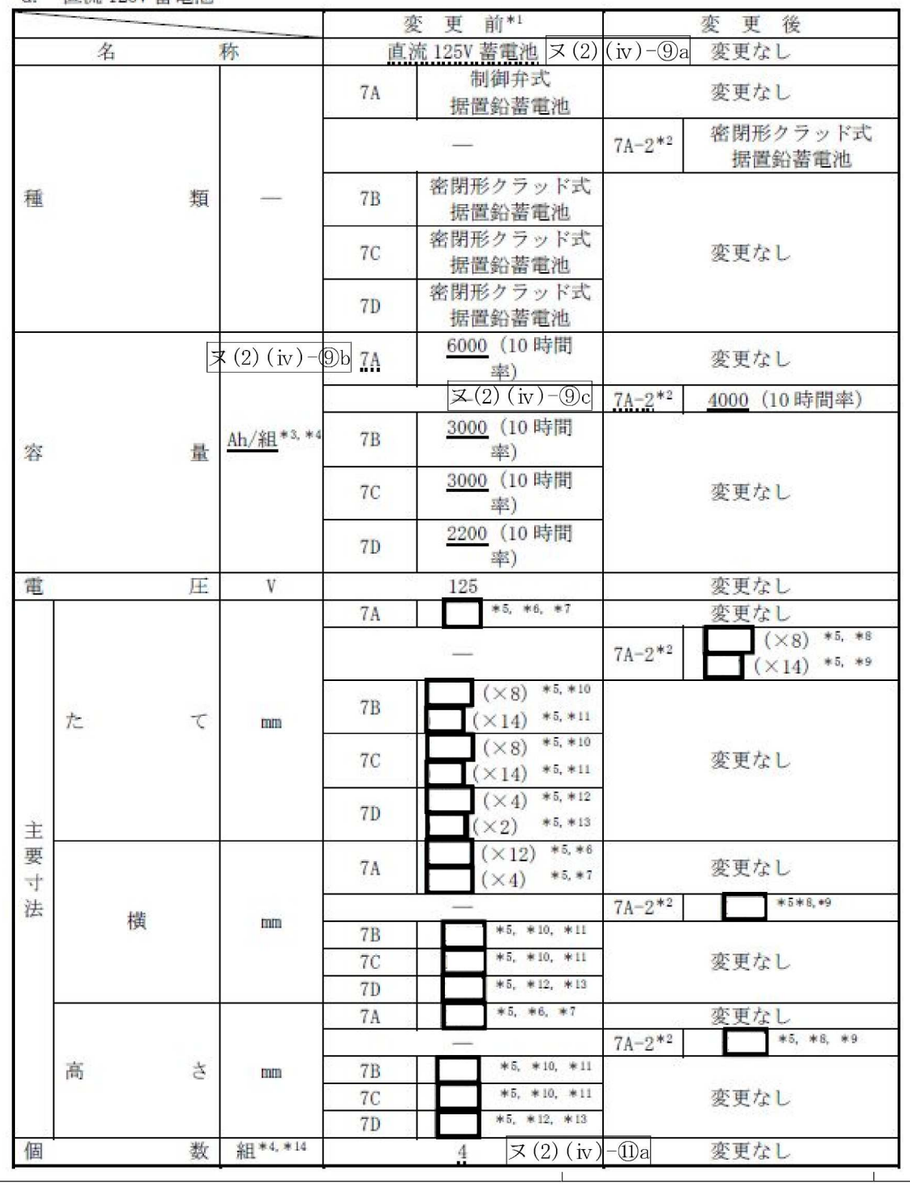

名称			変更前*1		変更後	
			直流 125V 蓄電池 ヌ(2)(ⅳ)-⑨a		変更なし	
種類		—	7A	制御弁式据置鉛蓄電池	変更なし	
			—		7A-2*2	密閉形クラッド式据置鉛蓄電池
			7B	密閉形クラッド式据置鉛蓄電池	変更なし	
			7C	密閉形クラッド式据置鉛蓄電池		
			7D	密閉形クラッド式据置鉛蓄電池		
容量		ヌ(2)(ⅳ)-⑨b Ah/組*3,*4	7A	6000（10 時間率）	変更なし	
			ヌ(2)(ⅳ)-⑨c		7A-2*2	4000（10 時間率）
			7B	3000（10 時間率）	変更なし	
			7C	3000（10 時間率）		
			7D	2200（10 時間率）		
電圧		V	125		変更なし	
主要寸法	たて	mm	7A	□ *5, *6, *7	変更なし	
			—		7A-2*2	□（×8）*5, *8 □（×14）*5, *9
			7B	□（×8）*5, *10 □（×14）*5, *11	変更なし	
			7C	□（×8）*5, *10 □（×14）*5, *11		
			7D	□（×4）*5, *12 □（×2）*5, *13		
	横	mm	7A	□（×12）*5, *6 □（×4）*5, *7	変更なし	
			—		7A-2*2	□ *5*8, *9
			7B	□ *5, *10, *11	変更なし	
			7C	□ *5, *10, *11		
			7D	□ *5, *12, *13		
	高さ	mm	7A	□ *5, *6, *7	変更なし	
			—		7A-2*2	□ *5, *8, *9
			7B	□ *5, *10, *11	変更なし	
			7C	□ *5, *10, *11		
			7D	□ *5, *12, *13		
個数		組*4,*14	4 ヌ(2)(ⅳ)-⑪a		変更なし	

整合性
・設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)-⑨a～ヌ(2)(ⅳ)-⑨cは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)-⑨a～ヌ(2)(ⅳ)-⑨cと同義であり，整合している。
・設計及び工事の計画の「直流 125V 蓄電池」は，設置許可変更申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)-⑩を「その他発電用原子炉施設」のうち「非常用電源設備」に整理しており，整合している。
・設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)-⑪a及びヌ(2)(ⅳ)-⑪bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)-⑪を全て含んでおり，整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

			変更前		変更後	
取付箇所	系統名	—	7A	直流 125V 蓄電池 7A*15 直流 125V 電源設備 7A	変更なし	
			—		7A-2*2	直流 125 蓄電池 7A-2*15 直流 125 電源設備 7A
			7B	直流 125V 蓄電池 7B*15 直流 125V 電源設備 7B	変更なし	
			7C	直流 125V 蓄電池 7C*15 直流 125V 電源設備 7C		
			7D	直流 125V 蓄電池 7D*15 直流 125V 電源設備 7D		
	設置床		7A	コントロール建屋 T.M.S.L.200mm*15	変更なし	
			—		7A-2*2	コントロール建屋 T.M.S.L.6500mm*15
			7B	コントロール建屋 T.M.S.L.6500mm*15	変更なし	
			7C	コントロール建屋 T.M.S.L.6500mm*15		
			7D	コントロール建屋 T.M.S.L.6500mm*15		
	溢水防護上の区画番号		—		7A	C-MB2-3
					7A-2	C-B1-5
					7B	C-B1-3
					7C	C-B1-2
					7D	C-B1-4
取付箇所	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—		7A	EL0.13m 以上
					7A-2	EL0.00m 以上
					7B	EL0.00m 以上
					7C	EL0.00m 以上
					7D	EL0.00m 以上

注記＊1：記載内容は，既工事計画認可申請書（平成 25 年 3 月 29 日付け総官発 24 第 382 号工事計画認可申請書，平成 25 年 6 月 28 日付け原管 B 収第 130329003 号 20130401 商第 25 号にて認可）による。なお，本工事計画は，認可された工事計画に対して，基本設計方針の変更を行うことに伴い申請するものである。

＊2：本設備は既存の設備である。

＊3：記載の適正化を行う。既工事計画書には「Ah/個」と記載。

＊4：蓄電池 7A 及び蓄電池 7A-2 を合わせて 1 組とする。 ヌ(2)(iv)-⑪b

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
AM用直流125V蓄電池 組数　1 容量　約3,000Ah	b.　AM用直流125V蓄電池 組数　1 電圧　125V 容量　約3,000Ah	b.　AM用直流125V蓄電池		

b.　AM用直流125V蓄電池

			変更前	変更後
名称				AM用直流125V蓄電池
種類		—		制御弁式据置鉛蓄電池
容量		Ah/組		3000（10時間率）
電圧		V		125
主要寸法	たて	mm		[redacted] *1, *2, *3
	横	mm		[redacted]（×2）*1, *2, [redacted]（×6）*1, *3
	高さ	mm		[redacted] *1, *2, *3
個数		組	—	1
取付箇所	系統名	—		AM用直流125V蓄電池 AM用直流125V電源設備
	設置床			原子炉建屋 T.M.S.L.31700mm
	溢水防護上の区画番号			R-4F-2A
	溢水防護上の配慮が必要な高さ			EL0.03m以上

注記＊1：公称値を示す。
＊2：蓄電池6個架台1台の寸法を示す。なお，AM用直流125V蓄電池1組当たり2台とする。
＊3：蓄電池8個架台1台の寸法を示す。なお，AM用直流125V蓄電池1組当たり6台とする。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
AM用動力変圧器 個数　1	(6) 代替所内電気設備 a.　AM用動力変圧器 個数　1 容量　6号炉　約750kVA 　　7号炉　約800kVA 電圧　6.9kV/480V	【非常用電源設備】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 1.　非常用電源設備の電源系統 1.2　所内電気系統 ＜中略＞ 　代替所内電気設備は，緊急用断路器（「6,7号機共用」（以下同じ。））（6900V,600Aのものを2個），緊急用電源切替箱断路器（6900V,600Aのものを1個），緊急用電源切替箱接続装置（6900V，1200Aのものを2個），AM用動力変圧器（800kVA，6900/480Vのものを1個），AM用MCC（480V,400A及び480V,800Aのものを4個），AM用切替盤（480V,50Aのものを2個），AM用操作盤，メタルクラッド開閉装置7C及びメタルクラッド開閉装置7D，電路，計測制御装置で構成し，常設代替交流電源設備，可搬型代替交流電源設備又は可搬型直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。 ＜中略＞ ＜中略＞		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
軽油タンク ヌ(2)(ⅳ)-⑫ (6号及び7号炉共用) ヌ(2)(ⅳ)-⑬ (ヌ,(2),(ⅱ),b.と兼用) 基数　1（予備3） 容量　ヌ(2)(ⅳ)-⑭約550kL/基	(1) 常設代替交流電源設備 d.　軽油タンク（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用電源設備（通常運転時等） ・非常用電源設備（重大事故等時） 基数　1（予備3） 容量　約550kL/基 (2) 可搬型代替交流電源設備 b.　軽油タンク（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用電源設備（通常運転時等） ・非常用電源設備（重大事故等時） 基数　1（予備3） 容量　約550kL/基 (5) 可搬型直流電源設備 c.　軽油タンク（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用電源設備（通常運転時等） ・非常用電源設備（重大事故等時） 基数　1（予備3） 容量　約550kL/基 (7) 燃料補給設備 a.　軽油タンク（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用電源設備（通常運転時等） ・非常用電源設備（重大事故等時） 基数　1（予備3） 容量　約550kL/基	【非常用電源設備】 （要目表） 2　非常用発電装置に係る次の事項 2.2　代替交流電源設備 ヌ(2)(ⅳ)-⑬ 以下の設備は，非常用電源設備のうち非常用発電装置のうち非常用ディーゼル発電設備であり，非常用電源設備のうち非常用発電装置のうち代替交流電源設備として本工事計画で兼用とする。 軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）　ヌ(2)(ⅳ)-⑫a		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

2.1　非常用ディーゼル発電設備

ロ　容器の名称，種類，容量，最高使用圧力，最高使用温度，主要寸法，材料，個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

・常設

a.　軽油タンク（重大事故等時のみ6，7号機共用）

			変更前	変更後
名称				*1 軽油タンク（重大事故等時のみ6，7号機共用） ヌ(2)(iv)-⑫b
				(A) / (B)
種類		—		たて置円筒形
容量		kL/個		□以上(565*2) ヌ(2)(iv)-⑭a
最高使用圧力		MPa		静水頭
最高使用温度		℃		66
主要寸法	胴内径	mm		9800*2
	側板厚さ	mm		□(□*2)
	底板厚さ	mm		□(□*2)
	屋根板厚さ	mm		□(□*2)
	管台外径（液出口）	mm		76.3*2
	管台厚さ（液出口）	mm		□(7*2) / □(□*2)
	側マンホール外径	mm		712*2 / 711.2*2
	側マンホール厚さ	mm		□(□*2)
	側マンホールふた厚さ	mm		□(40*2) / □(□*2)
	高さ	mm		9500*2
材料	側板	—		□
	底板	—		□
	屋根板	—		□
	マンホールふた	—		□
個数		—		2*3
取付箇所	系統名	—		軽油タンクA 非常用ディーゼル発電設備 7A，7C / 軽油タンクB 非常用ディーゼル発電設備 7B
	設置床	—		屋外 T.M.S.L. 12000mm
	溢水防護上の区画番号	—		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		注記＊1 ：非常用電源設備のうち非常用発電装置のうち代替交流電源設備，緊急時対策所代替電源設備及び監視測定設備用電源設備並びに補機駆動用燃料設備のうち燃料設備と兼用。 ＊2 ：公称値を示す。 ＊3 ：非常用電源設備のうち非常用発電装置のうち代替交流電源設備，緊急時対策所代替電源設備及び監視測定設備用電源設備並びに補機駆動用燃料設備のうち燃料設備として使用する場合は，軽油タンク（6 号機設備，重大事故等時のみ 6,7 号機共用）を含めて個数 1(予備 3) とする。		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

c.　軽油タンク（6号機設備，重大事故等時のみ6，7号機共用）

			変更前	変更後	
名称				*1 軽油タンク（6号機設備，重大事故等時のみ 6，7号機共用） ヌ(2)(ⅳ)-⑫c	
				(A)	(B)
種類		—		たて置円筒形	
容量		kL/個		□以上(565*2) ヌ(2)(ⅳ)-⑭b	
最高使用圧力		MPa		静水頭	
最高使用温度		℃		66	
主要寸法	胴内径	mm		9800*2	
	側板厚さ	mm		□(□*2)	
	底板厚さ	mm		□(□*2)	
	屋根板厚さ	mm		□(□*2)	
	管台外径（液出口）	mm		76.3*2	
	管台厚さ（液出口）	mm		□(□*2)	□(7*2)
	側マンホール外径	mm		711.2*2	712*2
	側マンホール厚さ	mm	—	□(□*2)	
	側マンホールふた厚さ	mm		□(□*2)	□(40*2)
	高さ	mm		9500*2	
材料	側板	—		□	
	底板	—		□	
	屋根板	—		□	
	マンホールふた	—		□	
個数		—		2*3	
取付箇所	系統名	—		軽油タンクA 非常用ディーゼル発電設備6A，6C	軽油タンクB 非常用ディーゼル発電設備6B
	設置床	—		屋外 T.M.S.L.12000mm	
	溢水防護上の区画番号	—		—	
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—	

注記＊1 ：非常用電源設備のうち非常用発電装置のうち緊急時対策所代替電源設備及び監視測定設備用電源設備並びに補機駆動用燃料設備のうち燃料設備と兼用。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		＊2　：公称値を示す。 ＊3　：重大事故等時のみ軽油タンク（重大事故等時のみ6，7号機共用）を含めて個数1（予備3）とする。		

整合性

・設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)-⑫a～ヌ(2)(ⅳ)-⑫cは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)-⑫と同義であり，整合している。

・設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)-⑬は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)-⑬と同義であり，整合している。

・設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)-⑭a及びヌ(2)(ⅳ)-⑭bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)-⑭を詳細に記載しており，整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
［可搬型重大事故等対処設備］ ヌ(2)(ⅳ)-⑮電源車（6号及び7号炉共用） 台数　ヌ(2)(ⅳ)-⑯8（予備1台） 容量　約500kVA/台	(2) 可搬型代替交流電源設備 a.　電源車（6号及び7号炉共用） エンジン 台数　8（予備1） 使用燃料　軽油 発電機 台数　8（予備1） 種類　同期発電機 容量　約500kVA/台 力率　0.8 電圧　6.9kV 周波数　50Hz (5) 可搬型直流電源設備 a.　電源車（6号及び7号炉共用） エンジン 台数　8（予備1） 使用燃料　軽油 発電機 台数　8（予備1） 種類　同期発電機 容量　約500kVA/台 力率　0.8 電圧　6.9kV 周波数　50Hz	【非常用電源設備】 （要目表） 2　非常用発電装置に係る次の事項 (2)　内燃機関に係る次の事項 イ　機関の名称，種類，出力，回転速度，燃料の種類及び使用量，個数並びに取付箇所並びに過給機の種類，出口の圧力，回転速度，個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ・可搬型 a.　電源車用内燃機関（6,7号機共用） 変更前：— ／ 変更後：ヌ(2)(ⅳ)-⑮a 電源車用内燃機関（6,7号機共用）*1 機関 種類：4サイクル水冷直列直接噴射式ディーゼル機関 出力：473 kW 回転速度：1500 min^{-1} 燃料 種類：軽油 燃料 使用量：110.25 L/h 個数：ヌ(2)(ⅳ)-⑯a 1*2 取付箇所：電源車 過給機 種類：排気タービン式 出口の圧力： 回転速度： 個数：1*2 取付箇所：機関と同じ 注記＊1　：電源車の付属機器である。 ＊2　：電源車1個当たりの個数を示す。ヌ(2)(ⅳ)-⑯b		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

・可搬型

a.　電源車（6，7 号機共用）

名称			変更前	変更後
			ヌ(2)(iv)-⑮b	電源車 （6，7 号機共用）
種類		—		同期発電機
容量		kVA/個		500
主要寸法	たて	mm		1359*
	横	mm		750*
	高さ	mm		730*
	車両全長	mm		6885*
	車両全幅	mm		2200*
	車両高さ	mm		3040*
力率		—		0．8
電圧		V		6900
相		—		3
周波数		Hz		50
回転速度		min^{-1}		1500
結線法		—		星形
冷却方法		—		自由通流
個数		—	ヌ(2)(iv)-⑯c	8（予備 1）
取付箇所		—	—	保管場所： 荒浜側高台保管場所　T．M．S．L．約 37000mm 及び 大湊側高台保管場所　T．M．S．L．約 35000mm 上記 2 箇所にそれぞれ 4 個ずつ保管するとともに，予備 1 個を上記 2 箇所のうちいずれかに保管する。 取付箇所： 【6 号機】2 個 原子炉建屋　T．M．S．L．4800mm 動力変圧器， 原子炉建屋　T．M．S．L．4800mm 緊急用電源切替箱接続装置， 原子炉建屋　T．M．S．L．31700mm AM 用動力変圧器　又は 屋外　T．M．S．L．約 12000mm 熱交換器ユニット 【7 号機】2 個 原子炉建屋　T．M．S．L．4800mm 動力変圧器， 原子炉建屋　T．M．S．L．18100mm 緊急用電源切替箱接続装置， 原子炉建屋　T．M．S．L．23500mm AM 用動力変圧器　又は 屋外　T．M．S．L．約 12000mm 熱交換器ユニット

注記＊：公称値を示す。

整合性

・設計及び工事の計画のヌ(2)(iv)-⑮a 及びヌ(2)(iv)-⑮b は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(iv)-⑮と同義であり，整合している。

・設計及び工事の計画のヌ(2)(iv)-⑯a～ヌ(2)(iv)-⑯c は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(iv)-⑯と同義であり，整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
号炉間電力融通ケーブル（可搬型）（6 号及び 7 号炉共用） 個数　ヌ(2)(ⅳ)-⑰1	(3) 号炉間電力融通電気設備 b.　号炉間電力融通ケーブル（可搬型）（6 号及び 7 号炉共用） 個数　1	【非常用電源設備】 （基本設計方針） 第 2 章　個別項目 1.　非常用電源設備の電源系統 1.3　号炉間電力融通系統 ＜中略＞ 号炉間電力融通電気設備は，号炉間電力融通ケーブル（常設）（「6,7 号機共用，6 号機及び 7 号機の間にわたり設置」（以下同じ。））（6900V，258.3A のものを 1 相分 1 本の 3 相分 3 本を 1 セット），号炉間電力融通ケーブル（可搬型）（「6,7 号機共用，屋外に保管」（以下同じ。））（6900V，258.3A のものをヌ(2)(ⅳ)-⑰1 相分 1 本の 3 相分 3 本を 1 セット），計測制御装置で構成し，号炉間電力融通ケーブル（常設）をあらかじめ敷設し，6 号機及び 7 号機の緊急用電源切替箱断路器に手動で接続することで，6 号機の電源設備からメタルクラッド開閉装置 7C 及びメタルクラッド開閉装置 7D に電力を融通できる設計とする。また，号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用できない場合に，予備ケーブルとして号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を 6 号機及び 7 号機の緊急用電源切替箱断路器に手動で接続することで，6 号機の電源設備からメタルクラッド開閉装置 7C 及びメタルクラッド開閉装置 7D に電力を融通できる設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(2)(ⅳ)-⑰は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(2)(ⅳ)-⑰を詳細設計した結果であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
タンクローリ（16kL）（6 号及び 7 号炉共用） 台数　1（予備 1） 容量　約 16kL/台	(1) 常設代替交流電源設備 e.　タンクローリ（16kL）（6 号及び 7 号炉共用） 台数　1（予備 1） 容量　約 16kL/台	【非常用電源設備】 （要目表） 2　非常用発電装置に係る次の事項 ・可搬型 a.　タンクローリ（16kL）（6，7 号機共用）		

			変更前	変　更　後
名　　称				タンクローリ（16kL） （6，7 号機共用）
種　　類		—		楕円筒型
容　　量		kL		16 以上（16*1）
最高使用圧力*2		kPa		24
最高使用温度*2		℃		40
主要寸法	胴長径	mm		2460*1
	胴短径	mm		1395*1
	全長	mm		6200*1
	胴板厚さ	mm		4.0(4.0*1)
	胴板厚さ（底部）	mm		4.5(4.5*1)
	鏡板の形状に係る寸法	mm		2460*1 （鏡板の内面における長径）
			—	200*1 （鏡板の内面における短径の 2 分の 1）
	鏡板厚さ	mm		4.59(5.0*1)
	管台外径（排出口）	mm		165*1
	管台厚さ（排出口）	mm		4.77(5.0*1)
	マンホール外径	mm		413*1
	マンホール管台厚さ	mm		6.1(7.5*1)
	マンホールふた厚さ	mm		3.2(3.2*1)
	車両全長	mm		9270*1
	車両全幅	mm		2490*1
	車両全高	mm		3010*1
材料	胴板	—		A5083P
	鏡板	—		A5083P
	マンホールふた	—		Q235B
個　　数		—		1（予備 1）

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

		変更前	変　更　後
取　付　箇　所	—	—	保管場所： 荒浜側高台保管場所 T.M.S.L.約37000mm 及び 大湊側高台保管場所 T.M.S.L.約35000mm 予備を含めた2個を上記2箇所にそれぞれ1個ずつ保管する。 取付箇所： （D/G軽油タンク設置エリア*3 T.M.S.L.約12000mm）

注記＊1 ：公称値を示す。
＊2 ：重大事故等時における使用時の値。
＊3 ：燃料油の吸入箇所を示す。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
タンクローリ（4kL）（6 号及び 7 号炉共用） 台数　3（予備 1） 容量　約 4kL/台	(2) 可搬型代替交流電源設備 c.　タンクローリ（4kL）（6 号及び 7 号炉共用） 台数　3（予備 1） 容量　約 4kL/台 (5) 可搬型直流電源設備 d.　タンクローリ（4kL）（6 号及び 7 号炉共用） 台数　3（予備 1） 容量　約 4kL/台 (7) 燃料補給設備 b.　タンクローリ（4kL）（6 号及び 7 号炉共用） 台数　3（予備 1） 容量　約 4kL/台	b.　タンクローリ（4kL）（6,7 号機共用）		

			変更前	変　更　後
名　称				タンクローリ(4kL)（6, 7 号機共用）*1
種　類		—		だ円型横置
容　量		kL/個		4.0 以上(4.0*2)
最高使用圧力*3		kPa		24
最高使用温度*3		℃		40
主要寸法	胴長径	mm		1800*2
	胴短径	mm		930*2
	全長	mm		3350*2
	胴板厚さ（上板）	mm		3.2(3.2*2)
	胴板厚さ	mm		2.8(3.2*2)
	鏡板の形状に係る寸法	mm		1800*2 (鏡板の内面における長径)
				65*2 (鏡板の内面における短径の 2 分の 1)
	鏡板厚さ	mm	—	2.8(3.2*2)
	管台外径（排出口）	mm		137.9*2
	管台厚さ（排出口）	mm		2.8(3.2*2)
	マンホール外径	mm		406.4*2
	マンホール管台厚さ	mm		2.8(3.2*2)
	マンホールふた厚さ	mm		2.8(3.2*2)
	車両全長	mm		6185*2
	車両全幅	mm		2200*2
	車両全高	mm		2400*2
材料	胴板（上板）	—		SS400 相当（KCP-SS400）
	胴板	—		SAPH400
	鏡板	—		SAPH400
	マンホールカバー	—		SAPH400
個　数		—		3（予備 1）

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

		変更前	変　更　後
取　付　箇　所	—	—	保管場所： 荒浜側高台保管場所 T.M.S.L.約 37000mm 及び 大湊側高台保管場所 T.M.S.L.約 35000mm 及び 5号機東側第二保管場所 T.M.S.L.約 12000mm 上記3箇所に分散配置 取付箇所： （D/G 軽油タンク設置エリア*4 T.M.S.L.約 12000mm）

注記＊1 ：非常用電源設備のうち非常用発電装置のうち緊急時対策所代替電源設備，監視測定設備用電源設備及び補機駆動用燃料設備のうち燃料設備と兼用。
＊2 ：公称値を示す。
＊3 ：重大事故等時における使用時の値。
＊4 ：燃料油の吸入箇所を示す。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
(3)　その他の主要な事項 (ⅰ)　火災防護設備 a.　設計基準対象施設 ヌ(3)(ⅰ)a.-①火災防護設備は，火災区域及び火災区画を考慮し，火災感知，消火又は火災の影響軽減の機能を有するものとする。 火災感知設備は，固有の信号を発するアナログ式の煙感知器，アナログ式の熱感知器を組み合わせて設置するヌ(3)(ⅰ)a.-②ことを基本とするが，各火災区域又は火災区画における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し，上記の設置が適切でない場合においては，非アナログ式の炎感知器，非アナログ式の防爆型の煙感知器，非アナログ式の防爆型の熱感知器，高感度煙検出設備ヌ(3)(ⅰ)a.-③等の火災感知器も含めた中から2つの異なる種類の感知器を設置する。	10.5　火災防護設備 10.5.1　設計基準対象施設 10.5.1.1　概要 発電用原子炉施設内の火災区域及び火災区画に設置される，安全機能を有する構築物，系統及び機器（10.5において本文ロ，(3)，(i)，a.，(c)に同じ。）を火災から防護することを目的として，火災の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。 ＜中略＞ 10.5.1.4　主要設備 (2) 火災感知設備 火災感知設備の火災感知器は，各火災区域又は火災区画における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件や，炎が生じる前に発煙すること等，予想される火災の性質を考慮して，火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の安全機能を有する構築物，系統及び機器の種類に応じ，火災を早期に感知できるよう，固有の信号を発するアナログ式の煙感知器，アナログ式の熱感知器，又は非アナログ式の炎感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。炎感知器は非アナログ式であるが，炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため，炎が生じた時点で感知することができ，火災の早期感知に優位性がある。 a.　一般区域 一般区域は，アナログ式の煙感知器，アナログ式の熱感知器を組み合わせて設置する。 b.　原子炉建屋オペレーティングフロア 原子炉建屋オペレーティングフロアは天井が高く大空間となっているため，火災による熱が周囲に拡散することから，熱感知器による感知は困難である。	【火災防護設備】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 1.　火災防護設備の基本設計方針 ヌ(3)（ⅰ）a.-①設計基準対象施設は，火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講じる。 ＜中略＞ 設定する火災区域及び火災区画に対して，以下に示す火災の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。 ＜中略＞ 1.2　火災の感知及び消火 1.2.1　火災感知設備 火災感知設備の火災感知器は，各火災区域又は火災区画における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件，予想される火災の性質を考慮し，火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類に応じ，火災を早期に感知できるよう，固有の信号を発するアナログ式の煙感知器，アナログ式の熱感知器，ヌ(3)(ⅰ)a.-②又は炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため炎が生じた時点で感知することができ火災の早期感知に優位性がある非アナログ式の炎感知器から，異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。 なお，基本設計のとおりに火災感知器を設置できない箇所は，上記感知器の代わりに環境条件を考慮し，ヌ(3)(ⅰ)a.-③光電分離型煙感知器，煙吸引式検出設備，光ファイバケーブル式熱感知器，熱感知カメラ，非アナログ式の防爆型煙感知器，非アナログ式の防爆型熱感知器又は非アナログ式の熱感知器も含めた組合せで設置する設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅰ)a.-①は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅰ)a.-①と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅰ)a.-②は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅰ)a.-②と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅰ)a.-③は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅰ)a.-③を具体的に記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
	このため，アナログ式の光電分離型煙感知器と非アナログ式の炎感知器をそれぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないよう設置する設計とする。 c.　原子炉格納容器 原子炉格納容器内には，アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。 ＜中略＞ d.　非常用ディーゼル発電機燃料移送系ケーブルトレンチ 非常用ディーゼル発電機燃料移送系ケーブルトレンチはハッチからの雨水の浸入によって高湿度環境になりやすく，一般的な煙感知器による火災感知に適さない。このため，防湿対策を施したアナログ式の煙吸引式検出設備，及び湿気の影響を受けにくいアナログ式の光ファイバケーブル式熱感知器を設置する設計とする。 一方，以下に示す火災区域又は火災区画は，環境条件等を考慮し，上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。 屋外開放の区域である非常用ディーゼル発電機燃料移送系ポンプ区域は，区域全体の火災を感知する必要があるが，火災による煙が周囲に拡散し，煙感知器による火災感知は困難であること，及び降水等の浸入により火災感知器の故障が想定されることから，アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器をそれぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。 また，同じく屋外開放の区域である非常用ディーゼル発電機軽油タンク区域は，火災による煙は周囲に拡散し，煙感知器による火災感知は困難である。加えて，軽油タンク内部は燃料の気化による引火性又は発火性の雰囲気を形成している。 このため，非常用ディーゼル発電機軽油タンク区域は，非アナログ式の屋外仕様の炎感知器を監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置することに加え，タンク内部の空間部に非アナログ式の防爆型熱感知器を設置する設計とする。 放射線量が高い場所（主蒸気管トンネル室）は，アナ			

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
また，中央制御室ヌ(3)(ⅰ)a.-④で常時監視可能な火災受信機盤を設置する。	ログ式の火災感知器を設置する場合，放射線の影響により火災感知器の故障が想定される。このため，放射線の影響を受けないよう検出器部位を当該区画外に配置するアナログ式の煙吸引式検出設備を設置する設計とする。加えて，放射線の影響を考慮した非アナログ式の熱感知器を設置する設計とする。 水素ガス等による引火性又は発火性の雰囲気を形成するおそれのある場所（蓄電池室）は，万一の水素濃度の上昇を考慮し，火災を早期に感知できるよう，非アナログ式の防爆型で，かつ固有の信号を発する異なる種類の煙感知器及び熱感知器を設置する設計とする。 また，火災により安全機能への影響が考えにくい火災防護対象機器のみを設けた火災区域又は火災区画については，消防法又は建築基準法に基づく火災感知器を設置する設計とする。	1.3　火災の影響軽減 1.3.1　火災の影響軽減対策 (2)　中央制御室の火災の影響軽減のための対策 a.　中央制御室制御盤内の火災の影響軽減 ＜中略＞ 中央制御室内には，異なる2種類の火災感知器を設置する設計とするとともに，火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動によって，異なる安全系区分への影響を軽減する設計とする。これらの火災感知器は，アナログ機能を有するものとする。これに加えて盤内へ高感度煙検出設備を設置する設計とする。 ＜中略＞ 1.2　火災の感知及び消火 1.2.1　火災感知設備 ＜中略＞ 火災感知設備のうち火災受信機盤は，火災発生場所を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし，中央制御室等ヌ(3)(ⅰ)a.-④において常時監視できる設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅰ)a.-④は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅰ)a.-④と同義であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
ヌ(3)(ⅰ)a.-⑤消火設備は，破損，誤作動又は誤操作により，安全機能を有する構築物，系統及び機器（ロ,(3),(ⅰ),a.(c-1-2)と同じ）の安全機能を損なわない設計とし，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画であるかを考慮し，全域ガス消火設備等を設置する。	10.5.1.4　主要設備 (3) 消火設備 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要な構築物，系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器を設置する火災区域の火災を早期に消火するために，すべての火災区域の消火活動に対処できるように，「1.6.1.3.2(12) 消火栓の配置」に基づき消火栓設備を設置する。 消火栓設備の系統構成を第 10.5－1 図に示す。 また，その他の消火設備は，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響による消火活動が困難な火災区域又は火災区画であるかを考慮し，以下のとおり設置する。 消火設備は，第 10.5－1 表に示す故障警報を中央制御室に発する設備を設置する。 a.　原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要な構築物，系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備 (a) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画には，固定式ガス消火設備である全域ガス消火設備又は局所ガス消火設備を設置する。 全域ガス消火設備及び局所ガス消火設備の概要図を第 10.5－2 図に示す。 また，系統分離に応じた独立性を考慮した全域ガス消火設備の概要図を第 10.5－3 図に示す。 ただし，以下に示す火災区域又は火災区画については上記と異なる消火設備を設置する設計とし，非常用ディーゼル発電機室及び非常用ディーゼル発電機燃料ディタンク室は，二酸化炭素消火設備を設置する。 原子炉建屋通路部及びオペレーティングフロアには，局所ガス消火設備及び消火器を設置する。 ＜中略＞	1.2.2　消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画には，設備の破損，誤作動又は誤操作が起きた場合においても，ヌ(3)（ⅰ）a.－⑤原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない消火設備を設置する設計とする。 消火設備として，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには，自動起動又は中央制御室からの手動起動による固定式消火設備である二酸化炭素消火設備，小空間固定式消火設備，SLC ポンプ・CRD ポンプ局所消火設備，電源盤・制御盤消火設備，ケーブルトレイ消火設備又は 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備を設置して消火を行う設計とする。 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならないところは，可搬型の消火器，移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅰ)a.-⑤は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅰ)a.-⑤を具体的に記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
	(b) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備 ⅰ．中央制御室 中央制御室には，消火器を設置する。中央制御室床下フリーアクセスフロアについては，中央制御室からの手動操作により早期の起動が可能な固定式ガス消火設備を設置する。 ⅱ．原子炉格納容器 原子炉格納容器について，起動中においては所員用エアロック室及びその近傍の通路に必要な消火能力を満足する消火器を設置し，低温停止中においては原子炉格納容器内の各フロアに必要な消火能力を満足する消火器を設置する。 ⅲ．非常用ディーゼル発電機軽油タンク区域及び燃料移送系ポンプ区域 非常用ディーゼル発電機軽油タンク区域及び燃料移送系ポンプ区域については，消火器又は移動式消火設備で消火を行う。 ⅳ．可燃物が少ない火災区域又は火災区画 可燃物が少ない火災区域又は火災区画には，消火器を設置する。 b.　放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備 (a) 火災発生時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物，系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画については，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるものとして選定し，自動又は中央制御室からの手動操作による固定式消火設備である全域ガス消火設備を設置し消火を行う設計とする。 ただし，火災により安全機能へ影響を及ぼすおそれが考えにくい火災区域又は火災区画には，以下に示す消火			

設置変更許可申請書（本文（五号）） 火災の影響軽減ヌ(3)(ⅰ)a.-⑥の機能を有するものとして，安全機能を有する構築物，系統及び機器の重要度に応じ，それらを設置する火災区域又は火災区画の火災及び隣接する火災区域又は火災区画の火災による影響を軽減するため，火災耐久試験で確認された 3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁又は 1 時間以上の耐火能力を有する隔壁等を設置する。	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 設備を設置する ⅰ．気体廃棄物処理設備設置区画 気体廃棄物処理設備設置区画は，消火器を設置する。 ⅱ．液体廃棄物処理設備設置区画 液体廃棄物処理設備設置区画は，消火器を設置する。 ⅲ．圧力抑制室プール水排水設備設置区画 圧力抑制室プール水排水設備設置区画は，消火器を設置する。 ⅳ．新燃料貯蔵庫 新燃料貯蔵庫は，消火器を設置する。 ⅴ．固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵庫は，消火器を設置する。 ⅵ．焼却炉建屋 焼却炉建屋は，消火器を設置する。 ⅶ．使用済燃料輸送容器保管建屋 使用済燃料輸送容器保管建屋は，消火器を設置する。 (b) 火災発生時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備 ⅰ．復水貯蔵槽，使用済燃料プール，使用済樹脂槽 復水貯蔵槽，使用済燃料プール，使用済樹脂槽は水で満たされており，火災の発生のおそれはないことから消火設備を常設しない。 (4) 火災の影響軽減のための対策設備 火災の影響軽減のための対策設備は，安全機能を有する構築物，系統及び機器の重要度に応じ，それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し，火災の影響軽減のための対策を講じるために，以下のとおり設置する。 a. 火災区域の分離を実施する設備 隣接する他の火災区域又は火災区画と分離するために，以下のいずれかの耐火能力を有する耐火壁を設置する。 (a) 3 時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である 123mm より厚い 140mm 以上の壁厚を有するコンクリート	1. 火災防護設備の基本設計方針 ＜中略＞ 建屋内のうち，火災の影響軽減ヌ(3)（ⅰ）a.-⑥aの対策が必要な原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するための安全機能を有する構築物，系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器を設置する火災区域は，3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，3 時間耐火に設計上必要な壁厚である 123mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（強化石膏ボード，貫通部シール，防火扉，防火ダンパ，天井デッキスラブを含む。）により隣接する他の区域と分離する。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅰ)a.-⑥a及びヌ(3)(ⅰ)a.-⑥cは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅰ)a.-⑥を全て含んでおり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
	壁並びに 219㎜ 以上のコンクリート床，天井 (b)　火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（強化石膏ボード，貫通部シール，防火扉，防火ダンパ，天井デッキスラブ） b.　火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの火災の影響軽減のための対策を実施する設備 　火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを設置する火災区域又は火災区画に対して，火災区域又は火災区画内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区画における火災の影響を軽減するための対策を実施するための隔壁等として，火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を確認した隔壁等を設置する。 　また，これと同等の対策として火災耐久試験により 1 時間以上の耐火能力を確認した隔壁等と火災感知設備及び消火設備を設置する。	1.3　火災の影響軽減 1.3.1　火災の影響軽減対策 　火災の影響軽減対策の設計に当たり，発電用原子炉施設において火災が発生した場合に，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要な機能を確保するために必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル並びにこれらに関連する非安全系ケーブルを火災防護対象機器等とする。 　ヌ(3)（ｉ）a.-⑥b 火災が発生しても，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するためには，プロセスを監視しながら原子炉を停止し，冷却を行うことが必要であり，このためには，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要な機能を確保するための手段を，手動操作に期待してでも，少なくとも一つ確保するよう系統分離対策を講じる必要がある。 　このため，火災防護対象機器等に対して，以下に示す火災の影響軽減対策を講じる設計とする。 (1)　火災防護対象機器等の系統分離対策 　中央制御室，原子炉格納容器，非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び燃料移送ポンプを除く火災防護対象機器等は，原則として安全系区分Ⅰと安全系区分Ⅱを境界とし，以下の系統分離によって，火災の影響を軽減するための対策を講じる。 a.　3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等 　互いに相違する系列の火災防護対象機器等については，火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。 b.　1 時間耐火隔壁等，火災感知設備及び自動消火設備 　互いに相違する系列の火災防護対象機器等は，火災耐久試験により 1 時間以上の耐火能力をヌ(3)(ｉ)a.-⑥c 確認した隔壁等で分離する設計とする。 ＜中略＞		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
b.　重大事故等対処施設 ヌ(3)(ⅰ)b.-①火災防護設備は，火災区域及び火災区画を考慮し，火災感知又は消火の機能を有するものとする。	10.5.2　重大事故等対処施設 10.5.2.1　概要 発電用原子炉施設内の火災区域及び火災区画に設置される重大事故等対処施設を火災から防護することを目的として，火災の発生防止，火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。 ＜中略＞	1.　火災防護設備の基本設計方針 ＜中略＞ ヌ(3)(ⅰ)b.-①重大事故等対処施設は，火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講じる。 ＜中略＞ 設定する火災区域及び火災区画に対して，以下に示す火災の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅰ)b.-①は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅰ)b.-①と同義であり，整合している。	
火災感知設備は，固有の信号を発するアナログ式の煙感知器，アナログ式の熱感知器を組み合わせて設置するヌ(3)(ⅰ)b.-②ことを基本とするが，各火災区域又は火災区画における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し，上記の設置が適切でない場合においては，非アナログ式の炎感知器，非アナログ式の防爆型の煙感知器，非アナログ式の防爆型の熱感知器，高感度煙検出設備ヌ(3)(ⅰ)b.-③等の火災感知器も含めた中から 2 つの異なる種類の感知器を設置する。	10.5.2.4　主要設備 (2) 火災感知設備 火災感知設備の火災感知器は，各火災区域又は火災区画における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件や，炎が生じる前に発煙すること等，予想される火災の性質を考慮して，火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の重大事故等対処施設の種類に応じ，火災を早期に感知できるよう，固有の信号を発するアナログ式の煙感知器，アナログ式の熱感知器，又は非アナログ式の炎感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。炎感知器は非アナログ式であるが，炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため，炎が生じた時点で感知することができ，火災の早期感知に優位性がある。 a.　一般区画 一般区画は，アナログ式の煙感知器，アナログ式の熱感知器，又は非アナログ式の炎感知器（赤外線）から異なる種類の感知器を組み合わせて設置する。 b.　原子炉建屋オペレーティングフロア 原子炉建屋オペレーティングフロアは天井が高く大空間となっているため，火災による熱が周囲に拡散することから，熱感知器による感知は困難である。 このため，アナログ式の光電分離型煙感知器と非アナログ式の炎感知器をそれぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないよう設置する設計とする。	1.2　火災の感知及び消火 1.2.1　火災感知設備 火災感知設備の火災感知器は，各火災区域又は火災区画における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件，予想される火災の性質を考慮し，火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類に応じ，火災を早期に感知できるよう，固有の信号を発するアナログ式の煙感知器，アナログ式の熱感知器，ヌ(3)(ⅰ)b.-②又は炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため炎が生じた時点で感知することができ火災の早期感知に優位性がある非アナログ式の炎感知器から，異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。 なお，基本設計のとおりに火災感知器を設置できない箇所は，上記感知器の代わりに環境条件を考慮し，ヌ(3)(ⅰ)b.-③光電分離型煙感知器，煙吸引式検出設備，光ファイバケーブル式熱感知器，熱感知カメラ，非アナログ式の防爆型煙感知器，非アナログ式の防爆型熱感知器又は非アナログ式の熱感知器も含めた組合せで設置する設計とする。 火災感知器については，消防法施行規則に従い設置する，又は火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令に定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅰ)b.-②は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅰ)b.-②と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅰ)b.-③は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅰ)b.-③を具体的に記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
	c.　原子炉格納容器 原子炉格納容器内には，アナログ式の煙感知器及び熱感知器を設置する設計とする。 運転中の原子炉格納容器は，閉鎖した状態で長期間高温かつ高線量環境となることから，アナログ式の火災感知器が故障する可能性がある。このため，通常運転中，窒素ガス封入により不活性化し火災が発生する可能性がない期間については，原子炉格納容器内の火災感知器は，起動時の窒素ガス封入後に作動信号を除外する運用とし，プラント停止後に速やかに取り替える設計とする。 d.　常設代替交流電源設備ケーブル敷設区域 第一ガスタービン発電機のケーブルは，屋外の一部においては火災の発生するおそれがないようケーブルを埋設して敷設し，その他の屋外部分についてはアナログ式の異なる２種類の感知器（炎感知器及び熱感知カメラ）を設置する設計とする。建屋内においてはケーブルを敷設する火災区域又は火災区画にアナログ式の異なる２種の感知器（煙感知器及び熱感知器）を設置する設計とする。 e.　非常用ディーゼル発電機燃料移送系ケーブルトレンチ 非常用ディーゼル発電機燃料移送系ケーブルトレンチは，ハッチからの雨水の浸入によって高湿度環境になりやすく，一般的な煙感知器による火災感知に適さない。このため，防湿対策を施したアナログ式の煙吸引式検出設備，及び湿気の影響を受けにくいアナログ式の光ファイバケーブル式の熱感知器を設置する設計とする。 一方，以下に示す火災区域又は火災区画には，環境条件等を考慮し，上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する。 f.　蓄電池室 充電時に水素発生のおそれがある蓄電池室は，万一の水素濃度の上昇を考慮し，火災を早期に感知できるよう，非アナログ式の防爆型で，かつ固有の信号を発する異なる種類の煙感知器及び熱感知器を設置する設計とする。 g.　常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機一式，燃	＜中略＞		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
	料地下タンク含む）設置区域，可搬型重大事故等対処施設設置区域，モニタリング・ポスト用発電機区域，非常用ディーゼル発電機燃料移送系ポンプ区域，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備設置区域 常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機一式，燃料地下タンク含む）設置区域，可搬型重大事故等対処施設設置区域，モニタリング・ポスト用発電機区域，非常用ディーゼル発電機燃料移送系ポンプ区域，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備設置区域は屋外開放であるため，区域全体の火災を感知する必要があるが，火災による煙は周囲に拡散し，煙感知器による火災感知は困難である。また，降水等の浸入により火災感知器の故障が想定される。 このため，アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器をそれぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないよう設置する設計とする。 h.　常設代替交流電源設備燃料地下タンク 常設代替交流電源設備設置区域には上述のとおり炎感知器と熱感知カメラを設置する設計とする。これらに加えて，常設代替交流電源設備燃料地下タンク内部は燃料の気化による引火性又は発火性の雰囲気を形成していることから，タンク内部の空間部に非アナログ式の防爆型の熱感知器を設置する設計とする。 i.　格納容器フィルタベント設置区域 格納容器フィルタベント設置区域は，上部が外気に開放されていることから，当該区域で火災が発生した場合は，煙は屋外に拡散する。また，降水等の浸入により火災感知器の故障が想定される。このため，当該区域に設置する機器の特性を考慮し，制御盤内にアナログ式の煙感知器を設置する設計とし，格納容器フィルタベント設置区域全体を感知する屋外仕様の炎感知器を設置する設計とする。 j.　非常用ディーゼル発電機軽油タンク区域 屋外開放の区域である非常用ディーゼル発電機軽油タンク区域は，火災による煙は周囲に拡散し，煙感知器による火災感知は困難である。また，降水等の浸入により			

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
	火災感知器の故障が想定される。さらに，軽油タンク内部は燃料の気化による引火性又は発火性の雰囲気を形成している。 　このため，非常用ディーゼル発電機軽油タンク区域には非アナログ式の屋外仕様の炎感知器を監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないよう設置することに加え，タンク内部の空間部に防爆型の非アナログ式熱感知器を設置する設計とする。 k.　主蒸気管トンネル室 　主蒸気管トンネル室については，通常運転中は高線量環境となることから，アナログ式の火災感知器を設置する場合，放射線の影響により火災感知器の故障が想定される。このため，放射線の影響を受けないよう検出器部位を当該区画外に配置するアナログ式の煙吸引式検出設備を設置する設計とする。加えて，放射線の影響を考慮した非アナログ式の熱感知器を設置する設計とする。 l.　5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備ケーブル敷設区域 　可搬型電源設備ケーブルの敷設区域のうち，電線管が屋外に露出する部分は，電線管にアナログ式の光ファイバケーブル式熱感知器を設置するとともに，屋外仕様の炎感知器を設置する。 　また，火災により重大事故等対処施設としての機能への影響が考えにくい火災防護対象機器のみを設けた火災区域又は火災区画については，消防法又は建築基準法に基づく火災感知器を設置する設計とする。	1.3　火災の影響軽減 1.3.1　火災の影響軽減対策 (2)　中央制御室の火災の影響軽減のための対策 a.　中央制御室制御盤内の火災の影響軽減 ＜中略＞ 　中央制御室内には，異なる 2 種類の火災感知器を設置する設計とするとともに，火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動によって，異なる安全系区分への影響を軽減する設計とする。これらの火災感知器は，アナログ機能を有するものとする。これに加えて盤内へ高感度煙検出設備を設置する設計とする。		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
また，中央制御室ヌ(3)(ⅰ)b.-④で常時監視可能な火災受信機盤を設置する。		＜中略＞ 1.2　火災の感知及び消火 1.2.1　火災感知設備 ＜中略＞ 火災感知設備のうち火災受信機盤は，火災発生場所を１つずつ特定できるアナログ式の受信機とし，中央制御室等ヌ(3)(ⅰ)b.-④において常時監視できる設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅰ)b.-④は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅰ)b.-④と同義であり，整合している。	
ヌ(3)(ⅰ)b.-⑤消火設備は，破損，誤作動又は誤操作により，重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とし，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画であるかを考慮し，全域ガス消火設備等を設置する。	10.5.2.4　主要設備 (3)消火設備 重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火するために，すべての火災区域の消火活動に対処できるように，「1.6.1.3.2.(12)　消火栓の配置」に基づき消火栓設備を設置する。 消火栓設備の系統構成を第10.5－1図に示す。 また，その他の消火設備は，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難な火災区域又は火災区画であるかを考慮し，以下のとおり設置する。 消火設備は，第10.5－1表に示す故障警報を中央制御室に発する設備を設置する。 a.　重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備 (a)火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画には，自動又は中央制御室からの手動起動による消火設備である全域ガス消火設備又は局所ガス消火設備を設置する。 全域ガス消火設備，局所ガス消火設備の概要図を第10.5－2図に示す。 ただし，以下に示す火災区域又は火災区画については上記と異なる消火設備を設置する設計とし，非常用ディーゼル発電機室及び非常用ディーゼル発電機燃料ディタンク室は，二酸化炭素消火設備を設置する。 原子炉建屋通路部及びオペレーティングフロアには，	1.2.2　消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画には，設備の破損，誤作動又は誤操作が起きた場合においても，原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能をヌ(3)(ⅰ)b.-⑤有する電気及び機械設備に影響を与えない消火設備を設置する設計とする。 消火設備として，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには，自動起動又は中央制御室からの手動起動による固定式消火設備である二酸化炭素消火設備，小空間固定式消火設備，SLCポンプ・CRDポンプ局所消火設備，電源盤・制御盤消火設備，ケーブルトレイ消火設備又は5号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備を設置して消火を行う設計とする。 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならないところは，可搬型の消火器，移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅰ)b.-⑤は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅰ)b.-⑤を具体的に記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
	局所ガス消火設備及び消火器を設置する。 ＜中略＞ (b) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備 ⅰ．中央制御室，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない中央制御室，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）には，消火器を設置する。中央制御室床下フリーアクセスフロアは，中央制御室からの手動操作により早期の起動が可能な固定式ガス消火設備を設置する設計とする。 ⅱ．原子炉格納容器 原子炉格納容器について，起動中においては所員用エアロック室及びその近傍の通路に必要な消火能力を満足する消火器を設置し，低温停止中においては原子炉格納容器内の各フロアに必要な消火能力を満足する消火器を設置する。 ⅲ．可燃物が少ない火災区域又は火災区画 可燃物が少ない火災区域又は火災区画には，消火器を設置する。 ⅳ．屋外の火災区域 屋外の火災区域については，消火器又は移動式消火設備により消火を行う設計とする。			

設置変更許可申請書（本文（五号）） （ⅱ）　浸水防護設備 a.　津波に対する防護設備 設計基準対象施設は，基準津波にヌ(3)(ⅱ)a.-①対して，その安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならないこと，また，重大事故等対処施設は，基準津波に対して，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならないことから，海水貯留堰，取水槽閉止板，水密扉，床ドレンライン浸水防止治具及び貫通部止水処置ヌ(3)(ⅱ)a.-②等により，津波から防護する設計とする。	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 10.6　津波及び内部溢水に対する浸水防護設備 10.6.1　津波に対する防護設備 10.6.1.1　設計基準対象施設 10.6.1.1.1　概要 発電用原子炉施設の耐津波設計については，「設計基準対象施設は，基準津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを目的として，津波の敷地への流入防止，漏水による安全機能への影響防止，津波防護の多重化及び水位低下による安全機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。 ＜中略＞ 10.6.1.2　重大事故等対処施設 10.6.1.2.1　概要 発電用原子炉施設の耐津波設計については，「重大事故等対処施設は，基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを目的として，津波の敷地への流入防止，漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止，津波防護の多重化及び水位低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。 ＜中略＞ 10.6.1.1.2　設計方針 ＜中略＞ (4)　水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する。そのため，非常用海水冷却系については，基準津波による水位の低下に対して，津波防護施設を設置することにより，海水ポンプが機能保持でき，かつ冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また，基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して 6 号及び 7 号炉の取水口及び取水路の通水性が確保でき，かつ 6 号及び 7 号炉の取水口からの砂の混入に対して原子炉補機冷却海水ポンプが機能保持できる設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画　該当事項 【浸水防護施設】 （基本設計方針） 第 2 章　個別項目 1.　津波による損傷の防止 1.1　耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置（変更）許可を受けた基準津波にヌ(3)(ⅱ)a.-①よりその安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう，ヌ(3)(ⅱ)a.-②a遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して，設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し，影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。 1.3　津波防護対策 1.3.4　水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (1)　原子炉補機冷却海水ポンプ並びに大容量送水車（熱交換器ユニット用）及び大容量送水車（海水取水用）の付属品である水中ポンプの取水性 原子炉補機冷却海水ポンプについては，評価水位としての補機冷却用海水取水槽での下降側水位と同ポンプ取水可能水位を比較し，評価水位が同ポンプ取水可能水位を下回る可能性の有無を評価する。	整合性 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅱ)a.-①は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅱ)a.-①と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅱ)a.-②a及びヌ(3)(ⅱ)a.-②bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅱ)a.-②を具体的に記載しており，整合している。	備考

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
	10.6.1.1.3　主要設備 (1) 海水貯留堰 基準津波による水位低下時に，補機冷却用海水取水槽（以下 10．では「補機取水槽」という。）内の水位が非常用海水冷却系の原子炉補機冷却海水ポンプの設計取水可能水位を下回ることがなく，同海水ポンプの継続運転が十分可能な設計とするため，6 号及び 7 号炉の取水口前面に海水を貯水する対策として海水貯留堰を設置する。 ＜中略＞ 10.6.1.1.2　設計方針 ＜中略＞ (1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において，基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また，取水路，放水路等の経路から流入させない設計とする。 ＜中略＞ c.　取水路，放水路等の経路から，津波が流入する可能性について検討した上で，流入の可能性のある経路（扉，開口部，貫通口等）を特定し，必要に応じ浸水対策を施すことにより，津波の流入を防止する設計とする。 ＜中略＞ 10.6.1.1.3　主要設備 ＜中略＞ (2)取水槽閉止板 取水路からの津波の流入を防止し，津波防護対象設備が機能喪失することのない設計とするため，タービン建屋内の補機取水槽の上部床面に設けられた開口部に取水槽閉止板を設置する。取水槽閉止板の設計においては，基準地震動による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。また，浸水時の波圧等に対する耐性等を評価し，入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。 ＜中略＞	 評価の結果，補機冷却用海水取水槽の下降側の評価水位が原子炉補機冷却海水ポンプの取水可能水位を下回る可能性があるため，津波防護施設として，海水を貯留するための海水貯留堰（重大事故等時のみ 6，7 号機共用）を設置することで，取水性を確保する設計とする。また，海水貯留堰（6 号機設備，重大事故等時のみ 6，7 号機共用）についても，津波による影響を考慮し，津波防護施設と同等の設計を行う。以下，海水貯留堰とは，6 号機の海水貯留堰も含めるものとする。 ＜中略＞ 1.3.1　敷地への浸水防止（外郭防護 1） (2)　取水路，放水路等の経路からの津波の流入防止 津波の流入の可能性のある経路につながる循環水系，補機冷却海水系，それ以外の屋外排水路，電源ケーブルトレンチ及びケーブル洞道の標高に基づき，許容される津波高さと経路からの津波高さを比較することにより，津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地への津波の流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において，高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と，入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度とし，設計上の裕度の判断の際に考慮する。 評価の結果，流入する可能性のある経路が特定されたことから，津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画への流入を防止するため，浸水防止設備として取水槽閉止板の設置及び貫通部止水処置を実施する設計とする。 また，浸水防止設備の取水槽閉止板は，経路からの津波の流入を防止するため，閉止運用の手順を整備し，保安規定に定めて管理する。 上記(1)及び(2)において，外郭防護として設置する浸水		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
	(5) 貫通部止水処置 地震によるタービン建屋内の循環水配管及びタービン補機冷却海水配管の損傷に伴い溢水する保有水及び損傷箇所を介して流入する津波が，浸水防護重点化範囲へ流入することを防止するため，タービン建屋内の浸水経路となり得る貫通口等に貫通部止水処置を実施する。貫通部止水処置の設計においては，基準地震動による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。また，浸水時及び冠水後の水圧等に対する耐性等を評価し，入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。 ＜中略＞ 10.6.1.1.3　主要設備 ＜中略＞ (3) 水密扉 地震によるタービン建屋内の循環水配管及びタービン補機冷却海水配管の損傷に伴い溢水する保有水及び損傷箇所を介して流入する津波が，浸水防護重点化範囲へ流入することを防止し，津波防護対象設備が機能喪失することのない設計とするため，水密扉をタービン建屋内に設置する。水密扉の設計においては，基準地震動による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。また，浸水時及び冠水後の水圧等に対する耐性等を評価し，入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。 (4) 床ドレンライン浸水防止治具 地震によるタービン建屋内の循環水配管及びタービン補機冷却海水配管の損傷に伴い溢水する保有水及び損傷箇所を介して流入する津波が，浸水防護重点化範囲へ流入することを防止するため，タービン建屋内の浸水経路となり得る床ドレンラインに床ドレンライン浸水防止治具を設置する。床ドレンライン浸水防止治具の設計においては，基準地震動による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。また，浸水時及び冠水後の水圧等に対する耐性等を評価し，入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。	防止設備については，補機冷却用海水取水槽における入力津波に対し，設計上の裕度を考慮する。 1.3.3　津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護） (2)　浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 経路からの津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を基に，浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の有無を評価する。浸水範囲及び浸水量については，地震による溢水の影響も含めて確認する。地震による溢水のうち，津波による影響を受けない範囲の評価については，「2.　発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に示す。 評価の結果，浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路，浸水口が特定されたことから，地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための浸水防止設備として，水密扉及び床ドレンライン浸水防止治具の設置並びに貫通部止水処置を実施する設計とする。また，浸水防止設備として設置する水密扉については，津波の流入を防止するため，扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
海水貯留堰ヌ(3)(ⅱ)a.-③（「非常用取水設備」を兼ねる。） 個数　1	第10.6－1表　浸水防護設備の主要仕様 (1) 海水貯留堰 種類　貯留堰 個数　1	1.3.5　津波監視 津波監視設備として，敷地への津波の繰返しの襲来を察知し津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するため，ヌ(3)(ⅱ)a.-②b津波監視カメラ（「6，7号機共用」（以下同じ。））（計測制御系統施設の設備で兼用（以下同じ。））及び取水槽水位計を設置する。 【非常用取水設備】 （要目表） 7　非常用取水設備 1　取水設備（非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。）の名称，種類，容量，主要寸法，材料及び個数 a.　海水貯留堰		

			変更前	変更後
名称			—	海水貯留堰*1 （重大事故等時のみ6，7号機共用）
種類		—		貯留堰
容量		m^3		2880以上*2（8000*3）
主要寸法	たて	mm		39498*3
	横	mm		92289*3
	高さ	mm		2000*3 （T.M.S.L.－3500mm*4）
材料		—		SKY490
個数		—		1

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

【浸水防護施設】

（基本設計方針）

第２章　個別項目

4.　主要対象設備

表２　浸水防護施設の兼用設備リスト（1/1）

変更前									変更後				
設備区分	系統名	機器区分	主たる機能の施設／設備区分	名称	設計基準対象施設 *1 耐震重要度分類	設計基準対象施設 *1 機器クラス	重大事故等対処設備 *1 設備分類	重大事故等対処設備 *1 重大事故等機器クラス	名称	設計基準対象施設 *1 耐震重要度分類	設計基準対象施設 *1 機器クラス	重大事故等対処設備 *1 設備分類	重大事故等対処設備 *1 重大事故等機器クラス
—	—	—	その他発電用原子炉の附属施設 非常用取水設備	ヌ(3)(ⅱ)a.-③					海水貯留堰（重大事故等時のみ6,7号機共用）	S*	—	—	—
									海水貯留堰（6号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用） *2	—	—	—	—

注記＊1：表２に用いる略語の定義は「原子炉本体」の「5　原子炉本体の基本設計方針，適用基準及び適用規格」に記載する「表１　原子炉本体の主要設備リスト」の「付表１」による。

＊2：可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備の取水性を確保する浸水防護施設である。

整合性

・設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅱ)a.-③は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅱ)a.-③と同義であり，整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
取水槽閉止板 個数　ヌ(3)(ⅱ)a.-④4	第10.6－1表　浸水防護設備の主要仕様 (2) 取水槽閉止板 種類　閉止板 個数　6号炉　5 　　7号炉　4	【浸水防護設備】 （要目表） 5.　浸水防護施設 1　外郭浸水防護設備の名称，種類，主要寸法及び材料 a.　取水槽閉止板		

			変　更　前	変　更　後
名　　称			―	ヌ(3)(ⅱ)a.-④a タービン補機冷却用海水取水槽　閉止板
種　　類		—		閉止板
主要寸法	たて	mm		950*
	横	mm		950*
	厚さ	mm		9*
材　　料		—		SUS304

注記＊：公称値を示す

			変　更　前	変　更　後
名　　称			―	ヌ(3)(ⅱ)a.-④b 補機冷却用海水取水槽(A)　閉止板
種　　類		—		閉止板
主要寸法	たて	mm		950*
	横	mm		950*
	厚さ	mm		9*
材　　料		—		SUS304

注記＊：公称値を示す。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

			変　更　前	変　更　後
名　　称			ヌ(3)(ⅱ)a.-④c	補機冷却用海水取水槽(B)　閉止板
種　　類		—	—	閉止板
主要寸法	た　　て	mm		950*
	横	mm		950*
	厚　　さ	mm		9*
材　　料		—		SUS304

注記＊：公称値を示す。

			変　更　前	変　更　後
名　　称			ヌ(3)(ⅱ)a.-④d	補機冷却用海水取水槽(C)　閉止板
種　　類		—	—	閉止板
主要寸法	た　　て	mm		950*
	横	mm		950*
	厚　　さ	mm		9*
材　　料		—		SUS304

注記＊：公称値を示す。

整合性

・設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅱ)a.-④a～ヌ(3)(ⅱ)a.-④dは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅱ)a.-④と同義であり，整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
水密扉 個数　ヌ(3)(ⅱ)a.-⑤一式	(3) 水密扉 種類　片開扉，両開扉 個数　一式	2　内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1)　防水区画構造物の名称，種類，主要寸法，材料及び取付箇所 a.　水密扉		

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	タービン建屋地下２階北西階段室　水密扉 ヌ(3)(ⅱ)a.-⑤a
種　　類		—		片開扉
主要寸法	た　　て	mm		2180*
	横	mm		995*
材料	扉　　板	—		SS400
	芯　　材	—		SS400
取付箇所	系　統　名（ライン名）	—		—
	設　置　床	—		タービン建屋 T.M.S.L. －5100mm
	溢水防護上の区画番号	—		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—

注記＊：公称値を示す。

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室　水密扉１ ヌ(3)(ⅱ)a.-⑤b
種　　類		—		片開扉
主要寸法	た　　て	mm		2180*
	横	mm		995*
材料	扉　　板	—		SS400
	芯　　材	—		SS400
取付箇所	系　統　名（ライン名）	—		—
	設　置　床	—		タービン建屋 T.M.S.L. －5100mm
	溢水防護上の区画番号	—		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—

注記＊：公称値を示す。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室　水密扉２ ヌ(3)(ⅱ)a.-⑤c
種　　類		—		片開扉
主要寸法	た　　て	mm		2180*
	横	mm		995*
材料	扉　　板	—		SS400
	芯　　材	—		SS400
取付箇所	系　統　名（ライン名）	—		—
	設　置　床	—		タービン建屋 T.M.S.L. －5100mm
	溢水防護上の区画番号	—		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—

注記＊：公称値を示す。

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室　水密扉３ ヌ(3)(ⅱ)a.-⑤d
種　　類		—		片開扉
主要寸法	た　　て	mm		1950*
	横	mm		995*
材料	扉　　板	—		SS400
	芯　　材	—		SS400
取付箇所	系　統　名（ライン名）	—		—
	設　置　床	—		タービン建屋 T.M.S.L. －5100mm
	溢水防護上の区画番号	—		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—

注記＊：公称値を示す。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	建屋間連絡水密扉（タービン建屋 地下２階～配管トレンチ） ヌ(3)(ii)a.-⑤e
種　　類		—		片開扉
主要寸法	た　　て	mm		2160*2
	横	mm		1060*2
材料	扉　　板	—		SS400
	芯　　材	—		SS400
取付箇所	系　統　名（ライン名）	—		—
	設　置　床	—		タービン建屋 T.M.S.L. －5100mm
	溢水防護上の区画番号	—		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—

注記＊1 ：本設備は既存の設備である。
＊2 ：公称値を示す。

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	原子炉補機冷却水系（C系）熱交換器・ポンプ室　水密扉*1 ヌ(3)(ii)a.-⑤f
種　　類		—		片開扉
主要寸法	た　　て	mm		2160*2
	横	mm		1060*2
材料	扉　　板	—		SS400
	芯　　材	—		SS400
取付箇所	系　統　名（ライン名）	—		—
	設　置　床	—		タービン建屋 T.M.S.L. －5100mm
	溢水防護上の区画番号	—		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—

注記＊1 ：本設備は既存の設備である。
＊2 ：公称値を示す。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	循環水配管，電解鉄イオン供給装置室水密扉 1 ヌ(3)(ⅱ)a.-⑤g
種　　類		—		片開扉
主要寸法	た　　て	mm		1600*
	横	mm		850*
材料	扉　　板	—		SS400
	芯　　材	—		SS400
取付箇所	系　統　名（ライン名）	—		—
	設　置　床	—		タービン建屋 T.M.S.L.－5100mm
	溢水防護上の区画番号	—		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—

注記＊：公称値を示す。

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	循環水配管，電解鉄イオン供給装置室水密扉 2 ヌ(3)(ⅱ)a.-⑤h
種　　類		—		片開扉
主要寸法	た　　て	mm		1810*
	横	mm		850*
材料	扉　　板	—		SS400
	芯　　材	—		SS400
取付箇所	系　統　名（ライン名）	—		—
	設　置　床	—		タービン建屋 T.M.S.L.－5100mm
	溢水防護上の区画番号	—		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—

注記＊：公称値を示す。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	タービン建屋地下中２階南西階段室水密扉 ヌ(3)(ⅱ)a.－⑤i
種　　類		—		片開扉
主要寸法	た　　て	mm		2180*
	横	mm		995*
材料	扉　　板	—		SS400
	芯　　材	—		SS400
取付箇所	系　統　名（ライン名）	—		—
	設　置　床	—		タービン建屋 T.M.S.L.－1100mm
	溢水防護上の区画番号	—		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—

注記＊：公称値を示す。

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	タービン建屋地下中２階北西階段室水密扉 ヌ(3)(ⅱ)a.－⑤j
種　　類		—		片開扉
主要寸法	た　　て	mm		2180*
	横	mm		995*
材料	扉　　板	—		SS400
	芯　　材	—		SS400
取付箇所	系　統　名（ライン名）	—		—
	設　置　床	—		タービン建屋 T.M.S.L.－1100mm
	溢水防護上の区画番号	—		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—

注記＊：公称値を示す。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	計装用圧縮空気系・所内用圧縮空気系 空気圧縮機室　水密扉　ヌ(3)(ⅱ)a.-⑤k
種　　類		—		片開扉
主要寸法	た　　て	mm		1860*
	横	mm		1530*
材料	扉　　板	—		SS400
	芯　　材	—		SS400
取付箇所	系　統　名 （ライン名）	—		—
	設　置　床	—		タービン建屋 T.M.S.L.－1100mm
	溢水防護上の区画番号	—		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—

注記＊：公称値を示す。

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	循環水配管メンテナンス室　水密扉 1 ヌ(3)(ⅱ)a.-⑤l
種　　類		—		片開扉
主要寸法	た　　て	mm		1637*
	横	mm		850*
材料	扉　　板	—		SS400
	芯　　材	—		SS400
取付箇所	系　統　名 （ライン名）	—		—
	設　置　床	—		タービン建屋 T.M.S.L.－1100mm
	溢水防護上の区画番号	—		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—

注記＊：公称値を示す。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	循環水配管メンテナンス室　水密扉 2
種　　類		—		片開扉
主要寸法	た　　て	mm		1776*
	横	mm		850*
材料	扉　　板	—		SS400
	芯　　材	—		SS400
取付箇所	系　統　名（ライン名）	—		—
	設　置　床	—		タービン建屋 T.M.S.L.－1100mm
	溢水防護上の区画番号	—		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—

ヌ(3)(ⅱ)a.-⑤m

注記＊：公称値を示す。

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	原子炉補機冷却水系（B系）熱交換器・ポンプ室　水密扉*1
種　　類		—		片開扉
主要寸法	た　　て	mm		2160*2
	横	mm		1060*2
材料	扉　　板	—		SS400
	芯　　材	—		SS400
取付箇所	系　統　名（ライン名）	—		—
	設　置　床	—		タービン建屋 T.M.S.L.4900mm
	溢水防護上の区画番号	—		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—

ヌ(3)(ⅱ)a.-⑤n

注記＊1　：本設備は既存の設備である。
　　＊2　：公称値を示す。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	原子炉補機冷却水系（A系）熱交換器・ポンプ室　水密扉 2*1
種　　類		—		片開扉　ヌ(3)(ⅱ)a.-⑤o
主要寸法	た　　て	mm		2160*2
	横	mm		1060*2
材料	扉　　板	—		SS400
	芯　　材	—		SS400
取付箇所	系　統　名（ライン名）	—		—
	設　置　床	—		タービン建屋 T.M.S.L. 4900mm
	溢水防護上の区画番号	—		—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		—

注記＊1 ：本設備は既存の設備である。

＊2 ：公称値を示す。

整合性

・設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅱ)a.-⑤a～ヌ(3)(ⅱ)a.-⑤oは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅱ)a.-⑤を具体的に記載しており，整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号）） 床ドレンライン浸水防止治具 個数　ヌ(3)(ⅱ)a.-⑥一式 貫通部止水処置 個数　ヌ(3)(ⅱ)a.-⑦一式	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 (4) 床ドレンライン浸水防止治具 種類　配管止水 個数　一式 (5) 貫通部止水処置 種類　貫通部止水 個数　一式	設計及び工事の計画　該当事項 【浸水防護施設】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 1.　津波による損傷の防止 1.3　津波防護対策 1.3.3　津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護） (2)　浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 経路からの津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を基に，浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の有無を評価する。浸水範囲及び浸水量については，地震による溢水の影響も含めて確認する。地震による溢水のうち，津波による影響を受けない範囲の評価については，「2.　発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に示す。 評価の結果，浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路，浸水口が特定されたことから，地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための浸水防止設備として，水密扉及び床ドレンライン浸水防止治具ヌ(3)(ⅱ)a.-⑥の設置並びに貫通部止水処置ヌ(3)(ⅱ)a.-⑦を実施する設計とする。 ＜中略＞	整合性 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅱ)a.-⑥は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅱ)a.-⑥を具体的に記載しており，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅱ)a.-⑦は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅱ)a.-⑦を具体的に記載しており，整合している。	備考
b.　内部溢水に対する防護設備 ヌ(3)(ⅱ)b.-①安全施設は，発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。	10.6　津波及び内部溢水に対する浸水防護設備 10.6.2　内部溢水に対する防護設備 10.6.2.1　概要 発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても，施設内に設ける壁，扉，堰等の浸水防護設備により，溢水防護対象設備が，その安全機能を損なわない設計とする。	2.　発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 2.1　溢水防護等の基本方針 ヌ(3)(ⅱ)b.-①設計基準対象施設が，発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても，その安全性を損なうおそれがない設計とする。 そのために，溢水防護に係る設計時に発電用原子炉施設内で発生が想定される溢水の影響を評価（以下「溢水評価」という。）し，運転状態にある場合には，発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても，原子炉を高温停止でき，引き続き低温停止，及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。 また，停止状態にある場合は，引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに，使用済燃料貯蔵プールに	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅱ)b.-①は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅱ)b.-①を全て含んでおり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号）） そのために，ヌ(3)(ⅱ)b.-②発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。），消火系統等の作動，使用済燃料プール等のスロッシングその他の事象による溢水が発生した場合においても，	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 1.　安全設計 1.7　溢水防護に関する基本方針 ＜中略＞ 発電用原子炉施設内における溢水として，発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。），消火系統等の作動，使用済燃料プール等のスロッシングその他事象により発生した溢水を考慮し，	設計及び工事の計画　該当事項 おいては，燃料プール冷却機能及び燃料プールへの給水機能を維持できる設計とする。 これらの機能を維持するために必要な設備（以下「溢水防護対象設備」という。）が，発生を想定する没水，被水及び蒸気の影響を受けて，その安全機能を損なうおそれがない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその機能を損なうおそれがない設計）とする。 また，溢水の影響により原子炉に外乱が及び，かつ，安全保護系，原子炉停止系の作動を要求される場合には，その溢水の影響を考慮した上で，「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき必要な機器の単一機器の故障を考慮しても発生が予想される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行い，炉心損傷に至ることなく当該事象を収束できる設計とする。 重大事故等対処設備の機能については，溢水影響を受けて設計基準対象施設の安全機能並びに使用済燃料貯蔵プールの燃料プール冷却機能及び燃料プールへの給水機能と同時に機能を損なうおそれがないよう，没水，被水及び蒸気の影響に対しては可能な限り設計基準対象設備等の配置を含めて位置的分散を図る設計とする。溢水影響に対し防護すべき設備（以下「防護すべき設備」という。）として溢水防護対象設備及び重大事故等対処設備を設定する。 発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器，配管その他の設備（ポンプ，弁，使用済燃料貯蔵プール，原子炉ウェル，機器貯蔵ピット等を含む。）から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合において，当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止する設計とする。 2.3　溢水源及び溢水量の設定 ヌ(3)(ⅱ)b.-②溢水影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水，発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水及び地震に起因する機器の破	整合性 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅱ)b.-②は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅱ)b.-②と同義であり，整合	備考

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		損等により生じる溢水（使用済燃料貯蔵プール等のスロッシングにより生じる溢水を含む。）を踏まえ，溢水源及び溢水量を設定する。また，その他の要因（地下水の流入，地震以外の自然現象，機器の誤作動等）により生じる溢水の影響も評価する。 ＜中略＞ 2.8　溢水防護上期待する浸水防護施設の構造強度設計 溢水防護区画及び溢水経路の設定並びに溢水評価において期待する浸水防護施設の構造強度設計は，以下のとおり設計する。	している。	
ヌ(3)(ⅱ)b.-③発電用原子炉施設内における壁，扉，堰等により，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。		ヌ(3)(ⅱ)b.-③a止水に期待する壁，扉，堰，床ドレンライン浸水防止治具及び貫通部止水処置のうち，地震に起因する機器の破損等により生じる溢水（使用済燃料貯蔵プール等のスロッシングにより生じる溢水を含む。）から防護する設備については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対し，地震時及び地震後においても，溢水伝播を防止する機能を損なうおそれがない設計とする。溢水影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水及び発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水から防護する設備については，要求される荷重に対して溢水伝播を防止する機能を損なうおそれがない設計とする。 ７号機地下水排水設備については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対し，地震時及び地震後においても，地下水を処理し，溢水伝播を防止する機能を損なわない設計とする。 排水に期待する床ドレン配管の設計については，発生を想定する溢水に対する排水機能を損なうおそれがない設計とする。 2.1　溢水防護等の基本方針 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅱ)b.-③a及びヌ(3)(ⅱ)b.-③bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅱ)b.-③を具体的に記載しており，整合している。	
	溢水防護対象設備が没水，被水及び蒸気の影響を受けて，その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。 ＜中略＞	そのために，ヌ(3)(ⅱ)b.-③b溢水防護に係る設計時に発電用原子炉施設内で発生が想定される溢水の影響を評価（以下「溢水評価」という。）し，運転状態にある場合には，発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても，原子炉を高温停止でき，引き続き低		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
また，使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能を維持できる設計とする。	1.7　溢水防護に関する基本方針 ＜中略＞ さらに，使用済燃料プールにおいては，使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能を維持できる設計とする。 ＜中略＞	温停止，及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また，停止状態にある場合は，引き続きその状態を維持できる設計とする。 さらに，使用済燃料貯蔵プールにおいては，燃料プール冷却機能及び燃料プールへの給水機能を維持できる設計とする。 ＜中略＞		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
（ⅲ）　ヌ(3)(ⅲ)-①所内ボイラ（5 号，6 号及び 7 号炉共用，既設） ヌ(3)(ⅲ)-②発電所の運転に必要な量，圧力の蒸気を供給できる系統構成とし，蒸気は蒸気だめより蒸気母管を経て，蒸気を使用する各機器に供給する。	10. その他発電用原子炉の附属施設 10.4　所内ボイラ設備（5 号，6 号及び 7 号炉共用，一部既設） 10.4.1　概要 所内ボイラ設備は，タービンのグランド蒸気，高電導度廃液系の濃縮装置及びタンクの保温用等に蒸気を供給する設備である。 10.4.2　設計方針 (1)　発電用原子炉の運転に必要な量，圧力の蒸気を供給できる系統構成とする。 (2)　蒸気は，所内ボイラ設備の蒸気溜から蒸気母管を経て，蒸気を使用する各機器に供給できるようにする。 (3)　蒸気使用機器で使用される蒸気のうち回収できるものは，所内ボイラ設備の給水タンクに集め，ボイラ用水として再使用できるようにする。 (4)　所内ボイラ設備は，長期連続運転及び負荷変動に耐えるようにする。 ＜中略＞ 10.4.4　主要設備 所内ボイラ設備は，所内ボイラ，給水設備，制御装置，缶水処理装置等で構成する。	【補助ボイラー】 （基本設計方針） 第 2 章　個別項目 1.　補助ボイラー 1.1　補助ボイラーの機能 ヌ(3)(ⅲ)-②a発電用原子炉施設には，設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件として，液体廃棄物処理系，タンクの保温用等及び主蒸気が使用できない場合のタービンのグランド蒸気に必要な蒸気を供給する能力を有するヌ(3)(ⅲ)-①補助ボイラー（「5 号機設備，5,6,7 号機共用」，「6 号機設備，5,6,7 号機共用」（以下同じ。））を設置する。 補助ボイラーは，発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 1.2　補助ボイラーの設計条件 ヌ(3)(ⅲ)-②b補助ボイラーは，ボイラー本体，給水設備，制御装置，缶水処理装置等で構成し，蒸気を蒸気だめより所内蒸気系母管を経て，蒸気を使用する各機器に供給できる設計とする。蒸気使用機器で使用される蒸気のうち回収できるものは，所内蒸気戻り系より補助ボイラーの給水タンクに集め，ボイラー用水として再使用し，給水使用量を低減できる設計とする。 補助ボイラーは，長期連続運転及び負荷変動に対応できる設計とし，設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において，その機能を発揮できる設計とするとともに，補助ボイラーの健全性及び能力を確認するため，必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう設計する。 設計基準対象施設に施設する補助ボイラー及びその付属設備の耐圧部分に使用する材料は，安全な化学的成分及び機械的強度を有するとともに，耐圧部分の構造は，最高使用圧力及び最高使用温度において，発生する応力に対して安全な設計とする。 設計基準対象施設に施設する補助ボイラーに属する主要な耐圧部の溶接部は，次のとおりとし，使用前事業	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅲ)-①は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅲ)-①と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅲ)-②a及びヌ(3)(ⅲ)-②bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅲ)-②を具体的に記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。 (1)　不連続で特異な形状でない設計とする。 (2)　溶接による割れが生ずるおそれがなく，かつ，健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 (3)　適切な強度を有する設計とする。 (4)　適切な溶接施工法，溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。 　補助ボイラーの缶体には，圧力の上昇による設備の損傷防止のため，最大蒸発量と同等容量以上の安全弁を設ける設計とする。 　補助ボイラーの缶体には，圧力の上昇による設備の損傷防止のため，ドラム内水位，ドラム内圧力等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。 　補助ボイラーは，補助ボイラーの最大連続蒸発時において，熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる適切な容量の給水設備を設け，給水の入口及び蒸気の出口については，流路を速やかに遮断できる設計とする。 　補助ボイラーは，ボイラー水の濃縮を防止し，及び水位を調整するために，補助ボイラー水を抜くことができる設計とする。 　補助ボイラーは電気ボイラーを使用することにより，ばい煙を発生しない設計とする。		

設置変更許可申請書（本文（五号）） （iv）　補機駆動用燃料設備 ヌ(3)(iv)-①重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備として軽油タンク及びタンクローリ（4kL）を設ける。	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 10.7　補機駆動用燃料設備（非常用発電設備及び補助ボイラに係るものを除く。） 10.7.1　概要 重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備として軽油タンク及びタンクローリ（4kL）を設ける。	設計及び工事の計画　該当事項 【補機駆動用燃料設備】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 1.　補機駆動用燃料設備 ＜中略＞ 可搬型代替注水ポンプ（A-1級）（「6,7号機共用」（以下同じ。）），可搬型代替注水ポンプ（A-2級）（「6,7号機共用」（以下同じ。）），大容量送水車（熱交換器ユニット用）（「6,7号機共用」（以下同じ。）），大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）（「6,7号機共用」（以下同じ。））又は大容量送水車（海水取水用）（「6,7号機共用」（以下同じ。））のポンプ駆動用燃料は，可搬型代替注水ポンプ（A-1級）燃料タンク（6,7号機共用），可搬型代替注水ポンプ（A-2級）燃料タンク（6,7号機共用），大容量送水車（熱交換器ユニット用）燃料タンク（6,7号機共用），大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）燃料タンク（6,7号機共用）又は大容量送水車（海水取水用）燃料タンク（6,7号機共用）に貯蔵する。 軽油タンク（「重大事故等時のみ6,7号機共用」，「6号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用」（以下同じ。））ヌ(3)(iv)-①aは，可搬型代替注水ポンプ（A-1級），可搬型代替注水ポンプ（A-2級），大容量送水車（熱交換器ユニット用），大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び大容量送水車（海水取水用）の燃料を貯蔵できる設計とする。 可搬型代替注水ポンプ（A-1級），可搬型代替注水ポンプ（A-2級），大容量送水車（熱交換器ユニット用），大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び大容量送水車（海水取水用）は，軽油タンクからタンクローリ（4kL）（6,7号機共用）及びホースを用いて燃料を補給できる設計とする。	整合性 設計及び工事の計画のヌ(3)(iv)-①a及びヌ(3)(iv)-①bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(iv)-①を具体的に記載しており，整合している。	備考

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
軽油タンク及びタンクローリ（4kL）は，ヌ，(2)，(ⅳ)代替電源設備に記載する。	軽油タンク及びタンクローリ（4kL）は，「10.2　代替電源設備」に記載する。	【非常用電源設備】 （基本設計方針） 第２章　個別項目 4.　燃料設備 4.3　その他発電装置の燃料補給設備 ヌ(3)(ⅳ)-①b 重大事故等時に非常用電源設備の燃料を貯蔵及び補給する設備として，軽油タンク，タンクローリ（4kL）及びホースを使用できる設計とする。 電源車，モニタリングポスト用発電機及び５号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は，軽油タンクからタンクローリ（4kL）を用いて燃料を補給できる設計とする。 軽油タンクからタンクローリ（4kL）への軽油の補給は，ホースを用いる設計とする。 ＜中略＞	設置変更許可申請書（本文（五号））「ヌ，(2)，(ⅳ)代替電源設備」に示す。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
（ｖ）　非常用取水設備 設計基準事故に対処するために必要となる原子炉補機冷却海水系ヌ(3)(ｖ)-①の冷却用の海水を確保するためにスクリーン室，取水路，補機冷却用海水取水路，補機冷却用海水取水槽を設置する。 また，基準津波にヌ(3)(ｖ)-②よる水位低下時にも冷却に必要な海水を確保するために海水貯留堰を設置する。 非常用取水設備の海水貯留堰，スクリーン室及び取水路は，ヌ(3)(ｖ)-③想定される重大事故等時において，重大事故等対処設備として使用する。	10.8　非常用取水設備 10.8.1　通常運転時等 10.8.1.2　設計方針 設計基準事故時に必要な原子炉補機冷却海水系に使用する海水を取水し，海水ポンプへ導水するための流路を構築するために，スクリーン室，取水路，補機冷却用海水取水路及び補機取水槽を設置することで，冷却に必要な海水を確保できる設計とする。 また，基準津波に対して，海水ポンプが引き波時においても機能維持できるよう，海水貯留堰を設置することで，原子炉補機冷却海水系の冷却に必要な海水が確保できる設計とする。 10.8.1.4　主要設備 (1) スクリーン室 海底部の冷水を取水するために設けるスクリーン設備を配置するスクリーン室を設ける。 (2) 取水路 スクリーン設備から取込んだ海水を補機冷却用海水取水路へ導入するために取水路を設ける。 (5) 海水貯留堰 海水貯留堰は，引き波時において，海水ポンプによる補機冷却に必要な海水を確保し，海水ポンプの機能を保持する。	【非常用取水設備】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 1.　非常用取水設備 1.1　非常用取水設備の基本設計方針 設計基準事故に対処するために必要となる原子炉補機冷却海水系ヌ(3)(ｖ)-①に使用する海水を取水し，導水するための流路を構築するため，7号機のスクリーン室（重大事故等時のみ6,7号機共用），7号機の取水路（重大事故等時のみ6,7号機共用），補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽を設置することにより冷却に必要な海水を確保できる設計とする。なお，7号機のスクリーン室（重大事故等時のみ6,7号機共用），7号機の取水路（重大事故等時のみ6,7号機共用），補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽は，海と接続しており容量に制限がなく必要な取水容量を十分に有している。 また，基準津波にヌ(3)(ｖ)-②対して，原子炉補機冷却海水ポンプが引き波時においても機能保持できるよう，7号機の海水貯留堰（重大事故等時のみ6,7号機共用）を設置することにより冷却に必要な十分な容量の海水が確保できる設計とする。 非常用取水設備の海水貯留堰（「重大事故等時のみ6,7号機共用」，「6号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用」（以下同じ。）），スクリーン室（「重大事故等時のみ6,7号機共用」，「6号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用」（以下同じ。）），取水路（「重大事故等時のみ6,7号機共用」，「6号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用」（以下同じ。）），補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽は，ヌ(3)(ｖ)-③設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから，流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	設計及び工事の計画のヌ(3)(ｖ)-①は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ｖ)-①を具体的に記載しており，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ｖ)-②は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ｖ)-②を具体的に記載しており，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ｖ)-③は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ｖ)-③と同義であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

海水貯留堰ヌ(3)(ⅴ)-④（ヌ.(3)(ⅱ)a.と兼用）（重大事故等時のみ6号及び7号炉共用）

個数　1（通常運転時等）
　　2（重大事故等時）

第10.8－1表　非常用取水設備の主要仕様

(1) 海水貯留堰
　第10.6－1表　浸水防護設備の主要仕様に記載する。

第10.6－1表　浸水防護設備の主要仕様
(1) 海水貯留堰
種類　貯留堰
個数　1

第10.8－2表　非常用取水設備（重大事故等時）の主要仕様
(1) 海水貯留堰（重大事故等時のみ6号及び7号炉共用）
　兼用する設備は以下のとおり。
・浸水防護設備
・非常用取水設備（通常運転時等）
種類　貯留堰
個数　2

【非常用取水設備】
（要目表）

7　非常用取水設備
1　取水設備（非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。）の名称，種類，容量，主要寸法，材料及び個数
a.　海水貯留堰

			変更前	変更後
名称			—	海水貯留堰*1（重大事故等時のみ6,7号機共用）
種類		—		貯留堰
容量		m^3		2880以上*2（8000*3, *4）
主要寸法	たて	mm		39498*3
	横	mm		92289*3
	高さ	mm		2000*3, *5
材料		—		SKY490
個数		—		1

注記＊1：その他発電用原子炉の附属施設のうち浸水防護施設と兼用。　ヌ(3)(ⅴ)-④a

			変更前	変更後
名称			—	海水貯留堰*1（6号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用）
種類		—		貯留堰
容量		m^3		2880以上*2（10000*3, *4）
主要寸法	たて	mm		39504*3
	横	mm		92643*3
	高さ	mm		2000*3, *5
材料		—		SKY490
個数		—		1

注記＊1：その他発電用原子炉の附属施設のうち浸水防護施設と兼用。　ヌ(3)(ⅴ)-④b

整合性
・設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅴ)-④a及びヌ(3)(ⅴ)-④bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅴ)-④と同義であり，整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
スクリーン室（重大事故等時のみ 6 号及び 7 号炉共用，既設） 個数　1（通常運転時等） 　　2（重大事故等時）	第 10.8－1 表　非常用取水設備の主要仕様 (2) スクリーン室 種類　鉄筋コンクリート函渠 個数　1 第 10.8－2 表　非常用取水設備（重大事故等時）の主要仕様 (2) スクリーン室（重大事故等時のみ 6 号及び 7 号炉共用，既設） 　兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用取水設備（通常運転時等） 種類　鉄筋コンクリート函渠 個数　2	b.　スクリーン室		

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	スクリーン室*1 （重大事故等時のみ 6，7 号機共用）
種　　類		—		鉄筋コンクリート函渠
容　　量		m^3		2880 以上*2（8000*3，*4）
主要寸法	た　て	mm		23100*3
	横	mm		45500*3
	高　さ	mm		7600*3，*5
材　　料		—		鉄筋コンクリート
個　　数		—		1

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	スクリーン室*1 （6 号機設備，重大事故等時のみ 6，7 号機共用）
種　　類		—		鉄筋コンクリート函渠
容　　量		m^3		2880 以上*2（10000*3，*4）
主要寸法	た　て	mm		23100*3
	横	mm		45500*3
	高　さ	mm		7600*3，*5
材　　料		—		鉄筋コンクリート
個　　数		—		1

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
取水路（重大事故等時のみ 6 号及び 7 号炉共用，既設） 個数　1（通常運転時等） 　　2（重大事故等時）	第 10.8－1 表　非常用取水設備の主要仕様 (3) 取水路 種類　鉄筋コンクリート函渠 個数　1 第 10.8－2 表　非常用取水設備（重大事故等時）の主要仕様 (3) 取水路（重大事故等時のみ 6 号及び 7 号炉共用，既設） 　兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用取水設備（通常運転時等） 種類　鉄筋コンクリート函渠 個数　2	c.　取水路		

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	取水路*1 （重大事故等時のみ 6，7 号機共用）
種　　類		—		鉄筋コンクリート函渠
容　　量		m³		2880 以上*2（8000*3，*4）
主要寸法	た　　て	mm		127350*3
	横	mm		長辺 45500*3 短辺 14600*3
	高　　さ	mm		6900*3，*5
材　　料		—		鉄筋コンクリート
個　　数		—		1

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	取水路*1 （6 号機設備，重大事故等時のみ 6，7 号機共用）
種　　類		—		鉄筋コンクリート函渠
容　　量		m³		2880 以上*2（10000*3，*4）
主要寸法	た　　て	mm		127350*3
	横	mm		長辺 45500*3 短辺 14600*3
	高　　さ	mm		6900*3，*5
材　　料		—		鉄筋コンクリート
個　　数		—		1

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
補機冷却用海水取水路 個数　1	第 10.8－1 表　非常用取水設備の主要仕様 (4) 補機冷却用海水取水路 種類　鉄筋コンクリート函渠 個数　1	d.　補機冷却用海水取水路		
ヌ(3)(ⅴ)-⑤補機冷却用海水取水槽 個数　3	(5) 補機冷却用海水取水槽 種類　鉄筋コンクリート取水槽 個数　3	e.　補機冷却用海水取水槽		

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	補機冷却用海水取水路*1
種　　類		—		鉄筋コンクリート函渠
容　　量		m^3		2880 以上*2（8000*3, *4）
主要寸法	たて	mm		北側 21738*3 南側 22194*3
	横	mm		北側 13650*3 南側 17900*3
	高さ	mm		北側 3200*3, *5 南側 3200*3, *5
材　　料		—		鉄筋コンクリート
個　　数		—		1

			変　更　前	変　更　後
名　　称			ヌ(3)(ⅴ)-⑤a	補機冷却用海水取水槽(A)*1
種　　類		—		鉄筋コンクリート取水槽
容　　量		m^3		2880 以上*2（8000*3, *4）
主要寸法	奥行き	mm	—	4750*3
	幅	mm		7300*3
	高さ	mm		12100*3, *5
材　　料		—		鉄筋コンクリート
個　　数		—		1

整合性
・設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅴ)-⑤a～ヌ(3)(ⅴ)-⑤cは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅴ)-⑤と同義であり，整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号））　設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

			変更前	変更後
名称			ヌ(3)(ⅴ)-⑤b	補機冷却用海水取水槽(B)*1
種類		—	—	鉄筋コンクリート取水槽
容量		m³	—	2880以上*2（8000*3, *4）
主要寸法	奥行き	mm	—	4750*3
	幅	mm	—	7400*3
	高さ	mm	—	12100*3, *5
材料		—	—	鉄筋コンクリート
個数		—	—	1

			変更前	変更後
名称			ヌ(3)(ⅴ)-⑤c	補機冷却用海水取水槽(C)*1
種類		—	—	鉄筋コンクリート取水槽
容量		m³	—	2880以上*2（8000*3, *4）
主要寸法	奥行き	mm	—	4750*3
	幅	mm	—	6450*3
	高さ	mm	—	12100*3, *5
材料		—	—	鉄筋コンクリート
個数		—	—	1

設置変更許可申請書（本文（五号）） （vi）　緊急時対策所 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，ヌ(3)(vi)-①対策本部と待機場所から構成する 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，ヌ(3)(vi)-②当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために，ヌ(3)(vi)-③有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の性状，貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また，固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は，現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源及び可動源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。可動源の輸送ルートは，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 10.9　緊急時対策所 10.9.1　通常運転時等 10.9.1.1　概要 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。 緊急時対策所として，対策本部と待機場所から構成する 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所を 5 号炉原子炉建屋付属棟内に設置する。 ＜中略＞	設計及び工事の計画　該当事項 【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第 2 章　個別項目 1.　緊急時対策所 1.1　緊急時対策所の設置等 1.1.1　緊急時対策所の設置 発電用原子炉施設には，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，緊急時対策所機能を備えた 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を中央制御室（「6，7 号機共用」（以下同じ。））以外の場所に設置する。なお，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所は，ヌ(3)(vi)-①5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））から構成され，5 号機原子炉建屋付属棟内に設置する設計とする。 1.1.2　設計方針 (4)　緊急時対策所機能の確保 d.　有毒ガスに対する防護措置 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により，ヌ(3)(vi)-②指示要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがないよう，指示要員が 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所内にとどまり，必要な指示及び操作を行うことができる設計とする。 ヌ(3)(vi)-③敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。	整合性 設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-①は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-①と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-②は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-②と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-③は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-③を具体的に記載しており，整合している。	備考

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
防護のための判断基準値を下回るようヌ(3)(ⅵ)-④運用管理を実施する。		有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の性状，貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。 固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は，現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。 固定源及び可動源に対しては，指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，指示要員を防護できる設計とする。 可動源の輸送ルートは，指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようヌ(3)(ⅵ)-④運用について保安規定に定めて管理する。 ＜中略＞ (4)　緊急時対策所機能の確保 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所は，以下の措置を講じること又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。 a.　居住性の確保 ＜中略＞ 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容ヌ(3)(ⅵ)-⑦することができるとともに，ヌ(3)(ⅵ)-⑤重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，適切なヌ(3)(ⅵ)-⑥a遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅵ)-④は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅵ)-④を具体的に記載しており，整合している。	
5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においてもヌ(3)(ⅵ)-⑤当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，適切なヌ(3)(ⅵ)-⑥措置を講じた設計とするとともに，重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置及び保管する設計とする。ヌ(3)(ⅵ)-⑦また，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。			設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅵ)-⑤は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅵ)-⑤と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅵ)-⑥a～ヌ(3)(ⅵ)-⑥cは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅵ)-⑥を具体的に記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号）） ヌ(3)(ⅵ)-⑧緊急時対策所は，異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。 また，異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するために，安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 10.9.1.2　設計方針 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，以下のとおりの設計とする。 (1) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できる設計とする。 (2) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な指示ができるよう，異常等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設置する。	設計及び工事の計画　該当事項 b.　情報の把握 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を，中央制御室内の運転員を介さずに正確，かつ速やかに把握できるヌ(3)(ⅵ)-⑥b情報収集設備を設置する。 ＜中略＞ c.　通信連絡 ＜中略＞ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には，重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所とロ(3)(ⅰ)a.(ac)-⑥c通信連絡できる設計とする。 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において，通信連絡設備により，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備として，緊急時対策支援システム伝送装置を設置する設計とする。データ伝送設備については，通信方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝送できる設計とする。なお，データ伝送設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 1.1.2　設計方針 (4)　緊急時対策所機能の確保 a.　居住性の確保 ヌ(3)(ⅵ)-⑧a5号機原子炉建屋内緊急時対策所は，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員を収容できるとともに，それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。 ＜中略＞	整合性 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅵ)-⑦は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅵ)-⑦と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅵ)-⑧a及びヌ(3)(ⅵ)-⑧bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅵ)-⑧を具体的に記載しており，整合している。	備考

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡ヌ(3)(vi)-⑨を行うために，送受話器（警報装置を含む。），電力保安通信用電話設備，テレビ会議システム，専用電話設備，衛星電話設備（社内向），無線連絡設備，衛星電話設備，携帯型音声呼出電話設備，統合原子力防災ネットワーク及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。	(3)　発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。 ＜中略＞	b.　情報の把握 ヌ(3)(vi)-⑧b5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を，中央制御室内の運転員を介さずに正確，かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。 緊急時対策所の情報収集設備として，事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう，データ伝送装置，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7 号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））を設置する設計とする。 ＜中略＞ c.　通信連絡 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において，当該事故等に対処するため，発電所内の関係要員に指示を行うためにヌ(3)(vi)-⑨a必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には，重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-⑨a～ヌ(3)(vi)-⑨eは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-⑨と同義であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		【計測制御系統施設】 （基本設計方針） 第２章　個別項目 4.　通信連絡設備 4.1　通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞ 警報装置として，十分な数量のヌ(3)(vi)-⑨b送受話器（ページング）（警報装置）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として，十分な数量の送受話器（ページング）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及び FAX）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及び PHS 端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可搬型）（「6,7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。）），無線連絡設備（常設）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），無線連絡設備（可搬型）（「6,7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 ＜中略＞ 重大事故等が発生した場合において，発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として，必要な数量のヌ(3)(vi)-⑨c衛星電話設備（常設），無線連絡設備（常設）		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し，必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また，5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。 ＜中略＞ 4.2　通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本社，国，地方公共団体，その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として，十分な数量のヌ(3)(vi)-⑨dテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設），衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及びIP-FAX）（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 ＜中略＞ 重大事故等が発生した場合において，発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として，必要な数量のヌ(3)(vi)-⑨e衛星電話設備（常設）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		高気密室）内に設置し，必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及びIP-FAX）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。 ＜中略＞		
	10.9.2　重大事故等時 10.9.2.2　設計方針 ＜中略＞	【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 1.　緊急時対策所 1.1　緊急時対策所の設置等 1.1.2　設計方針 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう，緊急時対策所機能に係る設備を含め，以下の設計とする。		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう，その機能に係る設備を含め，基準地震動による地震力に対し機能を喪失しないよう設計とするとともに，緊急時対策所は，基準津波の影響を受けない設計とする。 地震及び津波に対しては，ロ，(1)，(ⅱ)重大事故等対処施設の耐震設計及びロ，(2)，(ⅱ)重大事故等対処施設に対する耐津波設計に基づく設計とする。	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう，その機能に係る設備を含め，基準地震動による地震力に対し，機能を損なわない設計とするとともに，基準津波の影響を受けない設計とする。 地震及び津波に対しては，「1.4.2　重大事故等対処施設の耐震設計」及び「1.5.2　重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。 ＜中略＞	(1)　耐震性及び耐津波性 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう，その機能に係る設備を含め，基準地震動Ｓｓによる地震力に対し，機能を喪失しないよう設計するとともに，基準津波の影響を受けない設計とする。	設置変更許可申請書（本文（五号））「ロ，(1)，(ⅱ)重大事故等対処施設の耐震設計」及び「ロ，(2)，(ⅱ)重大事故等対処施設に対する耐津波設計」に示す。	
また，緊急時対策所の機能に係る設備は，中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう，中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに，中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。	10.9.2.2　設計方針 ＜中略＞ また，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能に係る設備は，中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう，中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに，中央制御室とは離れた位置に設置又は保管	(2)　中央制御室に対する独立性 緊急時対策所の機能に係る設備は，共通要因により中央制御室と同時に機能喪失しないよう，中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに，中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
	する。 ＜中略＞	(4)　緊急時対策所機能の確保 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は，以下の措置を講じること又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。 a.　居住性の確保 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員を収容できるとともに，それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるヌ(3)(vi)-⑩設計とする。	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。	5号機原子炉建屋内緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，適切な遮蔽設計及び換気設計を行いヌ(3)(vi)-⑩緊急時対策所の居住性を確保する。	設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-⑩は，設置変更許可申請書(本文(五号))のヌ(3)(vi)-⑩と同義であり，整合している。	
重大事故等が発生し，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，ヌ(3)(vi)-⑪対策要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため，身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果，対策要員の汚染が確認された場合は，対策要員の除染を行うことができる区画を，身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。	重大事故等が発生し，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，対策要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため，身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果，対策要員の汚染が確認された場合は，対策要員の除染を行うことができる区画を，身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。	＜中略＞ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は，重大事故等が発生し，5号機原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，ヌ(3)(vi)-⑪a要員が5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため，身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。	設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-⑪a及びヌ(3)(vi)-⑪bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-⑪と同義であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））　　設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
(1) 居住性を確保するための設備 重大事故等が発生した場合においても，ヌ(3)(vi)-⑫当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所換気空調設備，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室，差圧計，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計，可搬型モニタリングポスト及び可搬 重大事故等が発生した場合においても，当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所換気空調設備，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室，差圧計，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計，可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタ	【放射線管理施設】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 2.　換気設備，生体遮蔽装置 2.1　中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 ＜中略＞ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は，重大事故等が発生し，5号機原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，ヌ(3)(vi)-⑪b要員が5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため，身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果，要員の汚染が確認された場合は，要員の除染を行うことができる区画を，身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。身体サーベイ，作業服の着替え等に必要な照度の確保は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）（6，7号機共用，5号機に保管）（個数4（予備1））によりできる設計とする。 【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 1.　緊急時対策所 1.1　緊急時対策所の設置等 1.1.2　設計方針 (4)　緊急時対策所機能の確保 a.　居住性の確保 ＜中略＞ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに，ヌ(3)(vi)-⑫a重大事故等に対処する	設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-⑫a～ヌ(3)(vi)-⑫dは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-⑫を具体的に記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
型エリアモニタを設ける。	を設ける。 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については，想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし，かつ，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用，交替要員体制，安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後 7 日間で 100mSv を超えない設計とする。 b.　酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。 主要な設備は以下のとおりとする。 ・酸素濃度計（対策本部）（6 号及び 7 号炉共用） ・二酸化炭素濃度計（対策本部）（6 号及び 7 号炉共用） ・酸素濃度計（待機場所）（6 号及び 7 号炉共用） ・二酸化炭素濃度計（待機場所）（6 号及び 7 号炉共用）	ために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。 ＜中略＞ 重大事故等が発生した場合において，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），ヌ(3)(ⅵ)-⑫b 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（「6，7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。）），酸素濃度計（「6，7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））及び二酸化炭素濃度計（「6，7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 ＜中略＞ 1.1.1　緊急時対策所の設置 発電用原子炉施設には，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，緊急時対策所機能を備えた 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を中央制御室（「6，7 号機共用」（以下同じ。））以外の場所に設置する。なお，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所は，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））から構成され，5 号機原子炉建屋付属棟内ヌ(3)(ⅵ)-⑫c に設置する設計とする。 【放射線管理施設】 （基本設計方針） 第 2 章　個別項目 2.　換気設備，生体遮蔽装置 2.1　中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
	a.　緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所換気空調設備 緊急時対策所遮蔽として，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽を設ける。 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は，重大事故が発生した場合において，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって，対策本部にとどまる要員の実効線量が 7 日間で 100mSv を超えない設計とする。 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び室内遮蔽は，待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって，待機場所にとどまる要員の実効線量が 7 日間で 100mSv を超えない設計とする。 緊急時対策所換気空調設備として，対策本部には，可搬型陽圧化空調機，可搬型外気取入送風機，陽圧化装置（空気ボンベ），二酸化炭素吸収装置及び差圧計を設け，待機場所には，可搬型陽圧化空調機，陽圧化装置（空気ボンベ）及び差圧計を設ける。 ＜中略＞ c.　放射線量の測定設備 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所には，室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。 具体的な設備は以下のとおりとする。 ・可搬型エリアモニタ（対策本部）（6 号及び 7 号炉共用） ・可搬型エリアモニタ（待機場所）（6 号及び 7 号炉共用） ・可搬型モニタリングポスト（6 号及び 7 号炉共用）（8.1 放射線管理設備	＜中略＞ 重大事故等が発生した場合において，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，ヌ(3)(vi)-⑫d5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（「6，7 号機共用」（以下同じ。）），5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（「6，7 号機共用」（以下同じ。）），5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（「6，7 号機共用」（以下同じ。）），二次遮蔽壁，補助遮蔽，緊急時対策所換気空調系の設備，可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタを設置又は保管する設計とする。 ＜中略＞		

設置変更許可申請書（本文（五号）） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については，想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし，かつ，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用，交替要員体制，安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 (1)　居住性を確保するための設備 ＜中略＞ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については，想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし，かつ，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用，交替要員体制，安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。	設計及び工事の計画　該当事項 【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 1.　緊急時対策所 1.1　緊急時対策所の設置等 1.1.2　設計方針 (4)　緊急時対策所機能の確保 a.　居住性の確保 ＜中略＞ 重大事故等が発生した場合における5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については，想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし，かつ，5号機原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用，交替要員体制，安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても，「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」の手法を参考とした被ばく評価において，5号機原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。 ＜中略＞	整合性	備考
ヌ(3)(ⅵ)-⑬緊急時対策所遮蔽として，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は，重大事故が発生した場合において，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって，対策本部にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び室内遮蔽は，待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって，待機場所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。	a.　緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所換気空調設備 緊急時対策所遮蔽として，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽を設ける。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は，重大事故が発生した場合において，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって，対策本部にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。	【放射線管理施設】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 2.　換気設備，生体遮蔽装置 2.1　中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 ＜中略＞ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽，二次遮蔽壁及び補助遮蔽は，ヌ(3)(ⅵ)-⑬5号機原子炉建屋内緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気空調系の機能とあいまって，緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅵ)-⑬は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅵ)-⑬を全て含んでおり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号）） ヌ(3)(ⅵ)-⑭緊急時対策所換気空調設備として，対策本部の可搬型陽圧化空調機は，仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化し，放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また，陽圧化装置（空気ボンベ）は，放射性雲通過時において，高気密室を陽圧化し，希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。 待機場所の可搬型陽圧化空調機は，仮設ダクトを用いて待機場所を陽圧化し，放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また，陽圧化装置（空気ボンベ）は，放射性雲通過時において，待機場所を陽圧化することにより，希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び室内遮蔽は，待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって，待機場所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。 ＜中略＞ (1)　居住性を確保するための設備 ＜中略＞ 緊急時対策所換気空調設備として，対策本部には，可搬型陽圧化空調機，可搬型外気取入送風機，陽圧化装置（空気ボンベ），二酸化炭素吸収装置及び差圧計を設け，待機場所には，可搬型陽圧化空調機，陽圧化装置（空気ボンベ）及び差圧計を設ける。 対策本部の可搬型陽圧化空調機は，仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化し，放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また，陽圧化装置（空気ボンベ）は，放射性雲通過時において，高気密室を陽圧化し，希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。差圧計は，高気密室が陽圧化された状態であることを監視できる設計とする。 二酸化炭素吸収装置は，高気密室内の二酸化炭素を除去することにより，対策要員の窒息を防止する設計とする。 可搬型外気取入送風機は，放射性雲通過後の5号炉原子炉建屋付属棟内を換気できる設計とする。 待機場所の可搬型陽圧化空調機は，仮設ダクトを用いて待機場所を陽圧化し，放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また，陽圧化装置（空気ボンベ）は，放射性雲通過時において，待機場所を陽圧化することにより，希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。 差圧計は，待機場所が陽圧化された状態であることを監視できる設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画　該当事項 ヌ(3)(ⅵ)-⑭緊急時対策所換気空調系の設備のうち，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）は，仮設ダクトを用いて5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）を陽圧化し，放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また，緊急時対策所換気空調系の5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）は，放射性雲通過時において，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）を陽圧化し，希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。 緊急時対策所換気空調系の設備のうち，5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機(ファン）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）は，仮設ダクトを用いて5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所）を陽圧化し，放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）は，放射性雲通過時において，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を陽圧化することにより，希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。 2.2　換気設備 2.2.4　緊急時対策所換気空調系 ＜中略＞ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）は，放射性雲通過時において，5号	整合性 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅵ)-⑭は，設置変更許可申請書(本文(五号))のヌ(3)(ⅵ)-⑭を具体的に記載しており，整合している。	備考

設置変更許可申請書（本文（五号）） (1)　居住性を確保するための設備 b.　酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 (1)　居住性を確保するための設備 b.　酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備	設計及び工事の計画　該当事項 機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）を陽圧化し，希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに，酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を保管する設計とする。 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）は，放射性雲通過時において，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を陽圧化することにより，希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに，酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を保管する設計とする。 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機は，放射性雲通過後の 5 号機原子炉建屋付属棟内を換気できる設計とする。 ＜中略＞ 【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第 2 章　個別項目 1.1.2　設計方針 (4)　緊急時対策所機能の確保 a.　居住性の確保 ＜中略＞ 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所には，酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（個数 2（予備 1））及び二酸化炭素濃度計（個数 2（予備 1））を保管する設計とする。 【放射線管理施設】 （基本設計方針） 第 2 章　個別項目 2.　換気設備，生体遮蔽装置 2.1　中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 ＜中略＞	整合性	備考
5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とするとともに 室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための ヌ(3)(ⅵ)-⑮ 確実な判断ができるよう放射線量	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。 ＜中略＞ c.　放射線量の測定設備 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所には，室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実	5 号機原子炉建屋内緊急時対策所には，室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための ヌ	設計及び工事の計画の ヌ(3)(ⅵ)-⑮ は，設置変更許可申請	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
を監視，測定するため，さらに 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。	な判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。 ＜中略＞	(3)(vi)-⑮判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに緊急時対策所換気空調系の設備による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。 ＜中略＞ 1.　放射線管理施設 1.1　放射線管理用計測装置 1.1.2　エリアモニタリング設備 ＜中略＞ エリアモニタリング設備のうち 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所等に設ける可搬型エリアモニタ（「6，7 号機共用」（以下同じ。））及び可搬型モニタリングポスト（「6，7 号機共用」（以下同じ。））は，重大事故等時に 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう放射線量を監視，測定し，計測結果を記録及び保存できる設計とする。 【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第 2 章　個別項目 1.1.2　設計方針 (4)　緊急時対策所機能の確保 b.　情報の把握 ヌ(3)(vi)-⑯5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を，中央制御室内の運転員を介さずに正確，かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。 緊急時対策所の情報収集設備として，事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう，データ伝送装置，緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7 号機設備」，	書(本文(五号))のヌ(3)(vi)-⑮を全て含んでおり，整合している。	
ヌ(3)(vi)-⑯5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として，データ伝送装置，緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する。 安全パラメータ表示システム（SPDS）は，重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所において把握できる設計とする。	10.12　通信連絡設備 10.12.2　重大事故等時 10.12.2.2　設計方針 (1) 発電所内の通信連絡を行うための設備 b.　安全パラメータ表示システム（SPDS） 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，データ伝送装置，緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。 安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は，コントロール建屋内に設置し，緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。 ＜中略＞		設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-⑯は，設置変更許可申請書(本文(五号))のヌ(3)(vi)-⑯を詳細設計した結果であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
ヌ(3)(ⅵ)-⑰5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として，無線連絡設備，衛星電話設備，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備，携帯型音声呼出電話設備及び 5 号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。	10.9　緊急時対策所 10.9.2　重大事故等時 10.9.2.2　設計方針 (2)　重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備 b.　通信連絡設備 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として，無線連絡設備，衛星電話設備，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備，携帯型音声呼出電話設備及び 5 号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。 ＜中略＞	「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を設置する設計とする。なお，安全パラメータ表示システム（SPDS）は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 c.　通信連絡 ＜中略＞ ヌ(3)(ⅵ)-⑰a5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には，重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。 なお，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所に設置又は保管する通信連絡設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 ＜中略＞ 緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備については，重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。 【計測制御系統施設】 （基本設計方針） 第 2 章　個別項目 4.　通信連絡設備 4.1　通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞ 重大事故等が発生した場合において，発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として，必要な数量のヌ(3)(ⅵ)-⑰b衛星電話設備（常設），無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し，必要な数量の	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅵ)-⑰ａ～ヌ(3)(ⅵ)-⑰ｃは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅵ)-⑰を具体的に記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また，5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「6，7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。 ＜中略＞ 4.2　通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞ 　重大事故等が発生した場合において，発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として，必要な数量の[ヌ(3)(ⅵ)-⑰c]衛星電話設備（常設）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し，必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及びIP-FAX）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。 ＜中略＞		
	(3) 代替電源設備からの給電	【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 1.1.2　設計方針 (3)　代替交流電源の確保		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，全交流動力電源が喪失した場合に，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，全交流動力電源が喪失した場合に，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。	5号機原子炉建屋内緊急時対策所は，全交流動力電源が喪失した場合に，5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（「6，7号機共用」（以下同じ。））からの給電が可能な設計とする。なお，5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は，放射性雲通過時におい		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は，1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを，燃料補給時の切替えを考慮して，2台を1セットとして使用することに加え，予備を3台保管することで，多重性を有する設計とする。	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は，1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを，燃料補給時の切替えを考慮して，2台を1セットとして使用することに加え，予備を3台保管することで，多重性を有する設計とする。	て，燃料を補給せずに運転継続できる設計とする。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は，1台で5号機原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを，燃料補給時の切替えを考慮して，2台を1セットとして使用することに加え，予備を3台保管することで，多重性を有する設計とする。 【非常用電源設備】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 2.　交流電源設備 2.4　負荷に直接接続する電源設備 2.4.3　緊急時対策所代替電源設備 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（「6,7号機共用」（以下同じ。））は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））（440V,225Aのものを1個），5号機原子炉建屋内緊急時対策所用主母線盤（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））（150kVA,440/220-110Vのものを1個），5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤1（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））（110V,225Aのものを1個），5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤2（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））（110V,225Aのものを1個），5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤3（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））（110V,225Aのものを1個），可搬ケーブル（6,7号機共用，屋外に保管）（440V,290Aのものを1相分1本の3相分3本を1セット及び1相分2本の3相分6本を3セット）を経由して5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用），5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6,7号機共用），5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用），衛星電話設備（常設）（6,7号機共用，5号機に設置），統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及びIP-FAX）（6,7		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料は，ヌ(3)(vi)-⑰燃料補給設備である軽油タンク及びタンクローリ（4kL）により補給できる設計とする。	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料は，燃料補給設備である軽油タンク及びタンクローリ（4kL）により補給できる設計とする。	号機共用，5 号機に設置）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）（6,7 号機共用，5 号機に設置）等へ給電できる設計とする。 4.　燃料設備 4.3　その他発電装置の燃料補給設備 ＜中略＞ 電源車，モニタリングポスト用発電機及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は，ヌ(3)(vi)-⑰軽油タンクからタンクローリ（4kL）を用いて燃料を補給できる設計とする。 ＜中略＞ 【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第 2 章　個別項目 1.1.2　設計方針 (3)　代替交流電源の確保 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所は，全交流動力電源が喪失した場合に，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（「6,7 号機共用」（以下同じ。））からの給電が可能な設計とする。なお，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は，放射性雲通過時において，燃料を補給せずにヌ(3)(vi)-⑱運転継続できる設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-⑰は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-⑰と同義であり，整合している。	
なお，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は，放射性雲が通過時において，燃料を補給せずにヌ(3)(vi)-⑱運転できる設計とする。	なお，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は，放射性雲が通過時において，燃料を補給せずに運転できる設計とする。 ＜中略＞		設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-⑱は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-⑱と同義であり，整合している。	
5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の遮蔽は，チ,(1),(ⅴ)遮蔽設備にて記載する。			設置変更許可申請書（本文（五号））「チ,(1),(ⅴ)遮蔽設備」に示す。	
5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の換気設備は，チ,(1),(vi)換気空調設備にて記載する。			設置変更許可申請書（本文（五号））「チ,(1),(vi)換気空調設備」に示す。	
5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の可搬型モニタリングポスト，並びに 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の可搬型エリアモニタは，チ,(1),(ⅲ)放射線監視設備にて記載する。			設置変更許可申請書（本文（五号））「チ,(1),(ⅲ)放射線監視設備」に示す。	

設置変更許可申請書（本文（五号）） 安全パラメータ表示システム（SPDS），衛星電話設備，無線連絡設備，携帯型音声呼出電話設備，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは，ヌ，(3)，(ⅶ)通信連絡設備にて記載する。 燃料補給設備は，ヌ，(2)，(ⅳ)代替電源設備に記載する。 ［常設重大事故等対処設備］ 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(ⅵ)-⑲（チ，(1)，(ⅴ)と兼用）	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 燃料補給設備については，「10.2　代替電源設備」に記載する。 衛星電話設備，無線連絡設備，携帯型音声呼出電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については，「10.12　通信連絡設備」に記載する。 第 10.9－2 表　緊急時対策所（重大事故等時）の主要機器仕様 (1) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） b.　5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6 号及び 7 号炉共用） 第 8.3－1 表　遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。	設計及び工事の計画　該当事項 【放射線管理施設】 （要目表） 3　生体遮蔽装置の名称，種類，主要寸法，冷却方法及び材料 d.　緊急時対策所遮蔽 ・常設 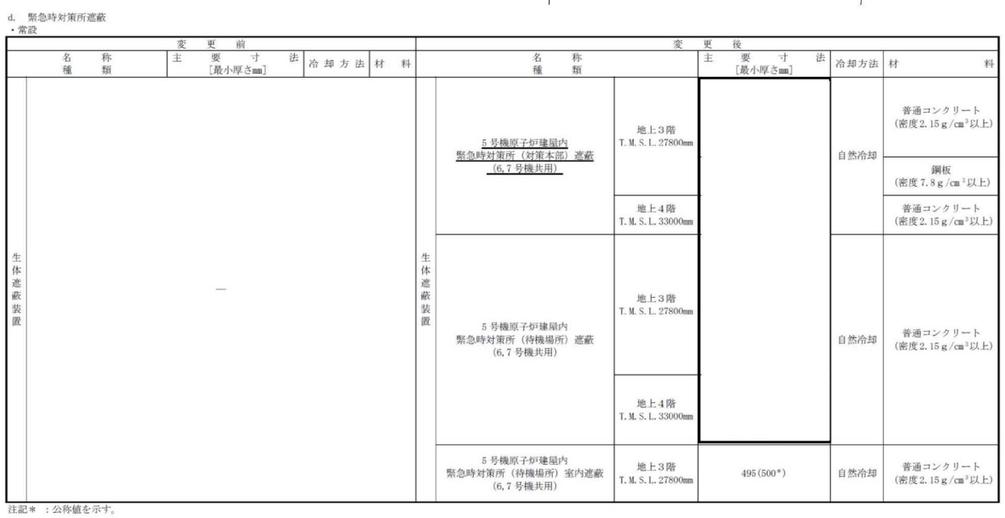 注記＊　：公称値を示す。	設置変更許可申請書（本文（五号））「ヌ，(3)，(ⅶ)通信連絡設備」に示す。 設置変更許可申請書（本文（五号））「ヌ，(2)，(ⅳ)代替電源設備」に示す。 「5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽」は，設置変更許可申請書（本文（五号））における ヌ(3)(ⅵ)-⑲ を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「生体遮蔽装置」に整理しており，整合している。	備考

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室（6号及び7号炉共用） 個数　ヌ(3)(vi)-⑳1	a.　5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室（6号及び7号炉共用） 個数　1	【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 1.　緊急時対策所 1.1.1　緊急時対策所の設置 発電用原子炉施設には，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，緊急時対策所機能を備えた5号機原子炉建屋内緊急時対策所（「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を中央制御室（「6,7号機共用」（以下同じ。））以外の場所に設置する。なお，5号機原子炉建屋内緊急時対策所は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））ヌ(3)(vi)-⑳から構成され，5号機原子炉建屋付属棟内に設置する設計とする。 1.1.2　設計方針 (4)　緊急時対策所機能の確保 a.　居住性の確保 ＜中略＞ 重大事故等が発生した場合において，5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，ヌ(3)(vi)-㉑5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）），酸素濃度計（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。））及び二酸化炭素濃度計（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 ＜中略＞ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（個数1（予備1））は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の二酸化炭素を除去することにより，要員の窒息を防止する設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-⑳は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-⑳と同義であり，整合している。	
ヌ(3)(vi)-㉑5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用） ヌ(3)(vi)-㉒（チ，(1)，(vi)と兼用）	f.　5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用） 台数　1（予備1） 風量 [　] m^3/h/台 吸収剤能力 [　] m^3/kg		設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㉑は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-㉑と同義であり，整合している。 「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置」は，設置変更許可申請書（本文（五号））におけるヌ(3)(vi)-㉒を設計及び工事の計画の「緊急時対策所」のうち「基本設計方針」に整理しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vi)-㉓（チ,(1),(ⅴ)と兼用） 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vi)-㉓（チ,(1),(ⅴ)と兼用）	(2) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） a.　5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6 号及び 7 号炉共用） 第 8.3－1 表　遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。 b.　5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6 号及び 7 号炉共用） 第 8.3－1 表　遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。	【放射線管理施設】 （要目表） 3　生体遮蔽装置の名称，種類，主要寸法，冷却方法及び材料 d.　緊急時対策所遮蔽 ・常設 変更前 名称 種類：生体遮蔽装置 主要寸法 [最小厚さmm]：― 冷却方法：― 材料：― 変更後 名称 種類：生体遮蔽装置 5 号機原子炉建屋内 緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6，7 号機共用） 主要寸法 [最小厚さmm]：地上 3 階 T.M.S.L.27800mm 冷却方法：自然冷却 材料：普通コンクリート（密度 2.15g/cm³以上） 主要寸法 [最小厚さmm]：地上 4 階 T.M.S.L.33000mm 材料：鋼板（密度 7.8g/cm³以上）／普通コンクリート（密度 2.15g/cm³以上） 5 号機原子炉建屋内 緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6，7 号機共用） 主要寸法 [最小厚さmm]：地上 3 階 T.M.S.L.27800mm 冷却方法：自然冷却 材料：普通コンクリート（密度 2.15g/cm³以上） 主要寸法 [最小厚さmm]：地上 4 階 T.M.S.L.33000mm 5 号機原子炉建屋内 緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6，7 号機共用） 主要寸法 [最小厚さmm]：地上 3 階 T.M.S.L.27800mm，495(500*) 冷却方法：自然冷却 材料：普通コンクリート（密度 2.15g/cm³以上） 注記＊：公称値を示す。	「5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽」及び「5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽」は，設置変更許可申請書（本文（五号））における ヌ(3)(vi)-㉓ を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「生体遮蔽装置」に整理しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号）） V-1-1-1 R1	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
	第 10.9－1 表　緊急時対策所の主要機器仕様 (1) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所	【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第 2 章　個別項目 1.　緊急時対策所 1.1.1　緊急時対策所の設置 (4)　緊急時対策所機能の確保 b.　情報の把握 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を，中央制御室内の運転員を介さずに正確，かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。 緊急時対策所の情報収集設備として，事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう，データ伝送装置，緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を設置する設計とする。なお，ヌ(3)(vi)-㉔安全パラメータ表示システム（SPDS）は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。		
安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は 6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vi)-㉔（ヌ，(3)，(vii)と兼用）	c.　安全パラメータ表示システム（SPDS） 第 10.12－2 表　通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。		設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㉔は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-㉔と同義であり，整合している。	
	d.　通信連絡設備	【計測制御系統施設】 （基本設計方針） 第 2 章　個別項目 4.　通信連絡設備 4.1　通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞		
無線連絡設備（常設）（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vi)-㉕（ヌ，(3)，(vii)と兼用）	(f) 無線連絡設備（常設）（6 号及び 7 号炉共用） 第 10.12－2 表　通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。	警報装置として，十分な数量の送受話器（ページング）（警報装置）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6，7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として，十分な数量	設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㉕は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-㉕と同義であり，整合している。	
衛星電話設備（常設）（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vi)-㉕（ヌ，(3)，(vii)と兼用）	(g) 衛星電話設備（常設）（6 号及び 7 号炉共用） 第 10.12－2 表　通信連絡を行うために必要な設備（常			

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
ヌ(3)(vi)-㉖統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vi)-㉗（ヌ,(3),(vii)と兼用）	設）の主要機器仕様に記載する。 (h)　統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6 号及び 7 号炉共用） 第 10.12－2 表　通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。 第 10.9－2 表　緊急時対策所（重大事故等時）の主要機器仕様 (1) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 1.　5 号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6 号及び 7 号炉共用） 第 10.12－2 表　通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。	の送受話器（ページング）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及び FAX）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及び PHS 端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可搬型）（「6,7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。）），無線連絡設備（常設）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），無線連絡設備（可搬型）（「6,7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 また，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。 なお，ヌ(3)(vi)-㉕5 号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム（SPDS）は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 ＜中略＞ また，ヌ(3)(vi)-㉘5 号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を 5 号機原子炉建屋屋外，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び 5 号機中央制御室内に設置する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密	設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㉖は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-㉖と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㉗は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-㉗と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㉘は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-㉘と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㉙は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-㉙と同義であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS 表示装置は，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。 なお，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。ヌ(3)(vi)-㉙5 号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 ＜中略＞ 4.2　通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本社，国，地方公共団体，その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として，十分な数量のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設），衛星電話設備（可搬型）及びヌ(3)(vi)-㉖統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及び IP-FAX）（「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 また，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として，データ伝送設備（「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。 なお，ヌ(3)(vi)-㉗5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は，計測制御系統施設の設備		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
［可搬型重大事故等対処設備］ ヌ(3)(vi)-㉚5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vi)-㉛（チ,(1),(vi)と兼用）	第 10.9－2 表　緊急時対策所（重大事故等時）の主要機器仕様 (1) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） c.　5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6 号及び 7 号炉共用） 第 8.2－1 表　換気空調設備の主要機器仕様に記載する。	を緊急時対策所の設備として兼用する。 ＜中略＞ 【放射線管理施設】 （要目表） 2　換気設備に係る次の事項 (4)　送風機の名称，種類，容量，主要寸法，個数及び取付箇所並びに原動機の種類，出力，個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率 ・可搬型 a.　5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）(6,7 号機共用)		

名称			変更前	変更後
			ヌ(3)(vi)-㉚a	5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）(6,7 号機共用)
送風機	種類	—	—	遠心式
	容量	m^3/h/個		560 以上(600*1)
	主要寸法 吸込口径	mm		113.2*1
	主要寸法 吐出口径	mm		100*1
	主要寸法 たて	mm		1338*1
	主要寸法 横	mm		537*1
	主要寸法 高さ	mm		476*1
	個数	—		1（予備 1）
	取付箇所	—		保管場所： 5 号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm 取付箇所： (5 号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近
	取付箇所 溢水防護上の区画番号	—		K5TSC
	取付箇所 溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		0.00m
原動機	種類	—		三相誘導電動機
	出力	kW/個		0.7
	個数	—		1（予備 1）
	取付箇所	—		送風機と同じ
設計上の空気の流入率		回/h		—*2

注記＊1 ：公称値を示す。
＊2 ：陽圧維持できるよう加圧するため，空気流入はない。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

(6)　フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称，種類，効率，主要寸法，個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

・可搬型

a.　5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用）

		変更前	変更後	
名称		ヌ(3)(vi)-㉚b	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用）	
種類		—	高性能フィルタ	活性炭フィルタ
効率	単体	%	99.97以上（0.15μm粒子）	99.9以上（相対湿度85%以下）
効率	総合	%	99.97以上（0.15μm粒子）	99.9以上（相対湿度85%以下）
主要寸法	吸込口径	mm	203*	
主要寸法	吐出口径	mm	125*	
主要寸法	たて	mm	898*	
主要寸法	横	mm	530*	
主要寸法	高さ	mm	436*	
個数		—	1（予備1）	
取付箇所	—	—	保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm 取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近	
取付箇所	溢水防護上の区画番号	—	K5TSC	
取付箇所	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	0.00m	

注記＊：公称値を示す。

整合性

・設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㉚a及びヌ(3)(vi)-㉚bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-㉚を具体的に記載しており，整合している。

・「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機」は，設置変更許可申請書（本文（五号））におけるヌ(3)(vi)-㉛を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており，整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号）） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用） ヌ(3)(vi)-㉜（チ,(1),(vi)と兼用）	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 d.　5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用） 第 8.2－1 表　換気空調設備の主要機器仕様に記載する。	設計及び工事の計画　該当事項 c.　5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6,7号機共用）	整合性	備考

				変更前	変更後
名称				—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6,7号機共用）
送風機	種類		—		遠心式
	容量		m^3/h/個		560以上(600*)
	主要寸法	吸込口径	mm		125*
		吐出口径	mm		100*
		たて	mm		715*
		横	mm		364*
		高さ	mm		536*
	個数		—		2（予備1）
	取付箇所	—	—		保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm 取付箇所： （5号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近）
		溢水防護上の区画番号			K5TSC
		溢水防護上の配慮が必要な高さ			0.00m
原動機	種類		—		単相誘導電動機
	出力		kW/個		0.7
	個数		—		2（予備1）
	取付箇所		—		送風機と同じ
設計上の空気の流入率			回/h		—

注記＊：公称値を示す。

「5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機」は，設置変更許可申請書（本文（五号））における ヌ(3)(vi)-㉜ を工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており，整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号）） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）（6号及び7号炉共用） ヌ(3)(ⅵ)-㉝（チ,(1),(ⅵ)と兼用）	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 e.　5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）（6号及び7号炉共用） 第 8.2－1 表　換気空調設備の主要機器仕様に記載する。	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

2.2　緊急時対策所換気空調系

(1)　容器（中央制御室，緊急時制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するものに限る。）の名称，種類，容量，最高使用圧力，最高使用温度，主要寸法，材料，個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に明記すること。）

・可搬型

a.　5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）（6,7号機共用）

			変更前	変更後
名称			—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）（6,7号機共用）
種類		—		一般継目なし容器
容量		L/個		46.7以上(46.7*1)
最高使用圧力		MPa		14.7*1
最高使用温度		℃		40*2
主要寸法	外径	mm		[redacted]
	高さ	mm		
	胴部厚さ	mm		
	底部厚さ	mm		
材料		—		マンガン鋼
個数		—		123
取付箇所		—		保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm 取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm

注記＊1　：公称値を示す。

＊2　：重大事故等時における使用時の値。

「5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）」は，設置変更許可申請書（本文（五号））における ヌ(3)(ⅵ)-㉝ を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており，整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第２章　個別項目 1.　緊急時対策所 1.1.1　緊急時対策所の設置 (4)　緊急時対策所機能の確保 a.　居住性の確保 ＜中略＞		
ヌ(3)(ⅵ)-㉞a 差圧計（対策本部）（6 号及び 7 号炉共用） 個数　ヌ(3)(ⅵ)-㉟a1（予備 1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用 ヌ(3)(ⅵ)-㊱a 酸素濃度計（対策本部）（6 号及び 7 号炉共用） 個数　ヌ(3)(ⅵ)-㊲a1（予備 1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用 ヌ(3)(ⅵ)-㊳a 二酸化炭素濃度計（対策本部）（6 号及び 7 号炉共用） 個数　ヌ(3)(ⅵ)-㊴a1（予備 1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用 ヌ(3)(ⅵ)-㊵a 可搬型エリアモニタ（対策本部）（6 号及び 7 号炉共用） 個数　ヌ(3)(ⅵ)-㊶a1（予備 1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用 可搬型モニタリングポスト（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(ⅵ)-㊷（チ,(2)と兼用）	g.　差圧計（対策本部）（6 号及び 7 号炉共用） 個数　1（予備 1※1） ※1 「待機場所」と兼用 h.　酸素濃度計（対策本部）（6 号及び 7 号炉共用） ＜中略＞ 個数　1（予備 1※1） ※1 「待機場所」と兼用 測定範囲　0～100% i.　二酸化炭素濃度計（対策本部）（6 号及び 7 号炉共用） ＜中略＞ 個数　1（予備 1※1） ※1 「待機場所」と兼用 測定範囲　0～10,000ppm j.　可搬型エリアモニタ（対策本部）（6 号及び 7 号炉共用） 第 8.1－2 表　放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 ＜中略＞ 種類　半導体 計測範囲　0.001～99.9mSv/h 個数　1（予備 1※1） ※1　可搬型エリアモニタ（待機場所）と一部兼用 k.　可搬型モニタリングポスト（6 号及び 7 号炉共用） 第 8.1－2 表　放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 ＜中略＞	重大事故等が発生した場合において，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），ヌ(3)(ⅵ)-㉞ 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（「6,7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。）），ヌ(3)(ⅵ)-㊱ 酸素濃度計（「6,7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））及びヌ(3)(ⅵ)-㊳ 二酸化炭素濃度計（「6,7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 ＜中略＞ 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計ヌ(3)(ⅵ)-㉟（個数 2（予備 1），計測範囲 0～200Pa）は，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化された室内と周辺エリアとの差圧を監視できる設計とする。 ＜中略＞ 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所には，酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計ヌ(3)(ⅵ)-㊲（個数 2（予備 1））及び二酸化炭素濃度計ヌ(3)(ⅵ)-㊴（個数 2（予備 1））を保管する設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅵ)-㉞は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅵ)-㉞a 及びヌ(3)(ⅵ)-㉞b と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅵ)-㉟は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅵ)-㉟a 及びヌ(3)(ⅵ)-㉟b と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅵ)-㊱は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅵ)-㊱a 及びヌ(3)(ⅵ)-㊱b と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅵ)-㊲は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅵ)-㊲a 及びヌ(3)(ⅵ)-㊲b と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅵ)-㊳は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅵ)-㊳a 及びヌ(3)(ⅵ)-㊳b と同義であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
ヌ(3)(vi)-㊸5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vi)-㊹（チ,(1),(vi)と兼用） 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vi)-㊹（チ,(1),(vi)と兼用） ヌ(3)(vi)-㉞b 差圧計（待機場所）（6 号及び 7 号炉共用） 個数　ヌ(3)(vi)-㉟b1（予備 1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用 ヌ(3)(vi)-㊱b 酸素濃度計（待機場所）（6 号及び 7 号炉共用） 個数　ヌ(3)(vi)-㊲b1（予備 1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用 ヌ(3)(vi)-㊳b 二酸化炭素濃度計（待機場所）（6 号及び 7 号炉共用） 個数　ヌ(3)(vi)-㊴b1（予備 1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用 ヌ(3)(vi)-㊵b 可搬型エリアモニタ（待機場所）（6 号及び 7 号炉共用） 個数　ヌ(3)(vi)-㊶b1（予備 1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用	(2) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） c.　5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6 号及び 7 号炉共用） 第 8.2－1 表　換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 d.　5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）（6 号及び 7 号炉共用） 第 8.2－1 表　換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 e.　差圧計（待機場所）（6 号及び 7 号炉共用） 個数　1（予備 1※2） ※2 「対策本部」と兼用 f.　酸素濃度計（待機場所）（6 号及び 7 号炉共用） ＜中略＞ 個数　1（予備 1※2） ※2 「対策本部」と兼用 測定範囲　0～100% g.　二酸化炭素濃度計（待機場所）（6 号及び 7 号炉共用） ＜中略＞ 個数　1（予備 1※2） ※2 「対策本部」と兼用 測定範囲　0～10,000ppm h.　可搬型エリアモニタ（待機場所）（6 号及び 7 号炉共用） 第 8.1－2 表　放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 ＜中略＞ 種類　半導体 計測範囲　0.001～99.9mSv/h 個数　1（予備 1※2） ※2　可搬型エリアモニタ（対策本部）と一部兼用		設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㊴は，設置変更許可申請書(本文(五号))のヌ(3)(vi)-㊴a 及びヌ(3)(vi)-㊴b と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㊵は，設置変更許可申請書(本文(五号))のヌ(3)(vi)-㊵a 及びヌ(3)(vi)-㊵b と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㊶は，設置変更許可申請書(本文(五号))のヌ(3)(vi)-㊶a 及びヌ(3)(vi)-㊶b と同義であり，整合している。 「可搬型モニタリングポスト」は，設置変更許可申請書（本文（五号））におけるヌ(3)(vi)-㊷を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「放射線管理用計測装置」に整理しており，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㊸a 及びヌ(3)(vi)-㊸b は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-㊸を具体的に記載しており，整合している。 「5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
			圧化空調機」及び「5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）」は，設置変更許可申請書（本文（五号））における[ヌ](3)(vi)-㊹を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））　設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

【放射線管理施設】

（要目表）

1　放射線管理用計測装置に係る次の事項

(2)　エリアモニタリング設備に係る次の事項

ハ　緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の名称，検出器の種類，計測範囲，取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し，監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

・可搬型

変更前							変更後						
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	取付箇所	個数		名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	取付箇所	個数	
—				ヌ(3)(vi)-㊵			可搬型エリアモニタ（6，7号機共用）	半導体	0.001～99.99mSv/h	0.001～99.99mSv/h	保管場所：5号機原子炉建T.M.S.L.27800㎜ ヌ(3)(vi)-㊶ 取付箇所：5号機原子炉建屋内緊急時対策所 T.M.S.L.27800㎜（監視・記録は5号機原子炉建屋内緊急時対策所にて行う。）	2（予備1）	

(4)　移動式周辺モニタリング設備の名称，検出器の種類，計測範囲，個数及び取付箇所

変更前						変更後					
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	個数	取付箇所	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	個数	取付箇所
—						可搬型モニタリングポスト（6，7号機共用）	NaI（Tl）シンチレーション	10～10^{9} nGy/h	10～10^{9} nGy/h	15（予備1）	保管場所：荒浜側高台保管場所　7台（予備1台）屋外T.M.S.L.37000㎜ 大湊側高台保管場所　7台 屋外T.M.S.L.35000㎜ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所　1台 T.M.S.L.27800㎜ 予備を含めた16台を上記3箇所のうち荒浜側高台保管場所に8台，大湊側高台保管場所に7台及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に1台保管する。 取付箇所： ①屋外モニタリングポスト付近　9台 モニタリングポスト1付近　屋外T.M.S.L.23000㎜ モニタリングポスト2付近　屋外T.M.S.L.89000㎜ モニタリングポスト3付近　屋外T.M.S.L.45000㎜ モニタリングポスト4付近　屋外T.M.S.L.65000㎜ モニタリングポスト5付近　屋外T.M.S.L.53000㎜ モニタリングポスト6付近　屋外T.M.S.L.60000㎜ モニタリングポスト7付近　屋外T.M.S.L.47000㎜ モニタリングポスト8付近　屋外T.M.S.L.38000㎜ モニタリングポスト9付近　屋外T.M.S.L.26000㎜ ②海側等付近　5台 海側等配置箇所1　屋外T.M.S.L.5000㎜ 海側等配置箇所2　屋外T.M.S.L.5000㎜ 海側等配置箇所3　屋外T.M.S.L.15000㎜ 海側等配置箇所4　屋外T.M.S.L.12000㎜ 海側等配置箇所5　屋外T.M.S.L.56000㎜ ③5号機原子炉建屋内緊急時対策所　1台 T.M.S.L.27800㎜
							半導体				
						電離箱サーベイメータ（6，7号機共用）	電離箱	0.001～1000 mSv/h	—	2（予備1）	保管場所：5号機原子炉建屋内緊急時対策所 T.M.S.L.27800㎜ 取付箇所：2台 —*

注記＊：発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）のうち，任意の場所でのモニタリング時に使用する。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

2　換気設備に係る次の事項

b.　5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6，7号機共用）

				変更前	変更後
名称				ヌ(3)(vi)-㊸a	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6，7号機共用）
送風機	種類		—	—	遠心式
	容量		m^3/h/個		469以上(600*1)
	主要寸法	吸込口径	mm		113.2*1
		吐出口径	mm		100*1
		たて	mm		1338*1
		横	mm		537*1
		高さ	mm		476*1
	個数		—		2（予備1）
	取付箇所	—	—		保管場所： 5号機原子炉建屋T.M.S.L.27800mm 取付箇所： （5号機原子炉建屋T.M.S.L.27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）付近）
		溢水防護上の区画番号			K5TSC
		溢水防護上の配慮が必要な高さ			0.00m
原動機	種類		—		三相誘導電動機
	出力		kW/個		0.7
	個数		—		2（予備1）
	取付箇所		—		送風機と同じ
設計上の空気の流入率			回/h		—*2

注記＊1　：公称値を示す。
　　＊2　：陽圧維持できるよう加圧するため，空気流入はない。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

b.　5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用）

			変更前	変更後	
名称			ヌ(3)(vi)㊸b	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用）	
種類		—	—	高性能フィルタ	活性炭フィルタ
効率	単体	%		99.97以上（0.15μm粒子）	99.9以上（相対湿度85%以下）
	総合	%		99.97以上（0.15μm粒子）	99.9以上（相対湿度85%以下）
主要寸法	吸込口径	mm		203*	
	吐出口径	mm		125*	
	たて	mm		898*	
	横	mm		530*	
	高さ	mm		436*	
個数		—		2（予備1）	
取付箇所	—	—		保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）付近	
	溢水防護上の区画番号			K5TSC	
	溢水防護上の配慮が必要な高さ			0.00m	

注記＊：公称値を示す。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

b.　5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）（6,7 号機共用）

			変　更　前	変　更　後
名　　称			—	5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）（6,7 号機共用）
種　　類		—		一般継目なし容器
容　　量		L/個		46.7 以上(46.7*1)
最高使用圧力		MPa		14.7*1
最高使用温度		℃		40*2
主要寸法	外　　径	mm		[redacted]
	高　　さ	mm		
	胴部厚さ	mm		
	底部厚さ	mm		
材　　料		—		マンガン鋼
個　　数		—		1792
取付箇所		—		保管場所： 5 号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm　1080 個 T.M.S.L.20300mm　712 個 1792 個を上記 2 箇所にそれぞれ上記個数保管する。 取付箇所： （5 号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm T.M.S.L.20300mm）

注記＊1 ：公称値を示す。
　　＊2 ：重大事故等時における使用時の値。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
ヌ(3)(ⅵ)-⑮5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6 号及び 7 号炉共用） 個数　ヌ(3)(ⅵ)-⑯2（予備 3） 容量　約 200kVA/個	(3)　5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6 号及び 7 号炉共用） エンジン 個数　2（予備 3） 使用燃料　軽油 発電機 個数　2（予備 3） 種類　横軸回転界磁 3 相同期発電機 容量　約 200kVA/台 力率　0.8 電圧　440V 周 波 数　50Hz	【非常用電源設備】 （要目表） 2　非常用発電装置に係る次の事項 2.3　緊急時対策所代替電源設備 (2)　内燃機関に係る次の事項 イ　機関の名称，種類，出力，回転速度，燃料の種類及び使用量，個数並びに取付箇所並びに過給機の種類，出口の圧力，回転速度，個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ・可搬型 a.　5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備用内燃機関（6，7 号機共用）		

			変更前	変　更　後
名　　称			ヌ(3)(ⅵ)-⑮a	5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備用内燃機関（6，7 号機共用）*1
機関	種　　類	—	—	4 サイクル水冷直列直接噴射式ディーゼル機関
	出　　力	kW		203
	回　転　速　度	min^{-1}		1500
	燃料 種　　類	—		軽油
	燃料 使　用　量	L/h		43.7
	個　　数	—		ヌ(3)(ⅵ)-⑯a 1*2
	取　付　箇　所	—		5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備*1
過給機	種　　類	—		排気タービン式
	出　口　の　圧　力	kPa		[redacted]
	回　転　速　度	min^{-1}		[redacted]
	個　　数	—		1*2
	取　付　箇　所	—		機関と同じ

注記＊1：5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の付属機器である。
＊2：5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 1 個当たりの個数を示す。　ヌ(3)(ⅵ)-⑯b

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考

(5)　発電機に係る次の事項

イ　発電機の名称，種類，容量，主要寸法，力率，電圧，相，周波数，回転速度，結線法，冷却方法，個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

・可搬型

a.　5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6,7号機共用）

			変更前	変更後
名称			—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所用 ヌ(3)(vi)-⑮b 可搬型電源設備 (6,7号機共用)
種類		—		同期発電機
容量		kVA/個		200
主要寸法	たて	mm		[redacted]*
	横	mm		[redacted]*
	高さ	mm		[redacted]*
	車両全長	mm		6750*
	車両全幅	mm		2072*
	車両高さ	mm		3452*
力率		—		0.8
電圧		V	—	440
相		—		3
周波数		Hz		50
回転速度		min^{-1}		1500
結線法		—		星形
冷却方法		—		自由通風
個数		—		ヌ(3)(vi)-⑯c　2（予備3）
取付箇所		—		保管場所： 5号機東側保管場所　T.M.S.L.約12000mm 大湊側高台保管場所　T.M.S.L.約35000mm 上記2箇所のうち5号機東側保管場所に2個， 大湊側高台保管場所に予備3個を保管する。 取付箇所： 5号機原子炉建屋　T.M.S.L.27500mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤

注記＊：公称値を示す。

整合性

・設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-⑮a及びヌ(3)(vi)-⑮bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-⑮と同義であり，整合している。

・設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-⑯a～ヌ(3)(vi)-⑯cは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-⑯と同義であり，整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
(vii)　通信連絡設備 ヌ(3)(vii)-①a 通信連絡設備は，ヌ(3)(vii)-②通信連絡設備(発電所内)，安全パラメータ表示システム(SPDS)，ヌ(3)(vii)-③通信連絡設備(発電所外)，データ伝送設備ヌ(3)(vii)-①bから構成される。	10.12　通信連絡設備 10.12.1　通常運転時等 10.12.1.4　主要設備 (1) 通信連絡設備（発電所内） 通信連絡設備（発電所内）は，設計基準事故が発生した場合において，中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋，タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡を行うことが可能な設計とする。 ＜中略＞	【計測制御系統施設】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 4.　通信連絡設備 4.1　通信連絡設備（発電所内） 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に，中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋，タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作，作業，退避の指示，事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として，ヌ(3)(vii)-②警報装置及び所内通信連絡設備ヌ(3)(vii)-①aを設置又は保管する設計とする。 警報装置として，十分な数量の送受話器（ページング）（警報装置）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として，十分な数量の送受話器（ページング）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS端末及びFAX）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可搬型）（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）），無線連絡設備（常設）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），無線連絡設備（可搬型）（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）	設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-①a～ヌ(3)(vii)-①dは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-①a及びヌ(3)(vii)-①bと同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-②は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-②と同義であり，整合している。 以下，同一用語については，通信1とし，説明を省略する。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-③は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-③と同義であり，整合している。 以下，同一用語については，通信2とし，説明を省略する。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
	(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，データ伝送装置，緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。 主要な設備は，以下のとおりとする。 ・安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は 6 号及び 7 号炉共用） (3) 通信連絡設備（発電所外） 通信連絡設備（発電所外）は，設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本社，国，自治体，その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことが可能な設計とする。 ＜中略＞ (4) データ伝送設備 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として，緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。	（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 また，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））ヌ(3)(ⅶ)-①b を一式設置する設計とする。 ＜中略＞ 4.2　通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本社，国，地方公共団体，その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができるヌ(3)(ⅶ)-③所外通信連絡設備として，十分な数量のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設），衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及び IP-FAX）（「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））ヌ(3)(ⅶ)-①c を設置又は保管する設計とする。 また，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として，データ伝送設備（「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））ヌ(3)(ⅶ)-①d を一式設置する設計とする。 ＜中略＞		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
ヌ(3)(ⅶ)-④発電用原子炉施設には，設計基準事故が発生した場合において，中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋，タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる設備として，送受話器（警報装置を含む。），電力保安通信用電話設備，携帯型音声呼出電話設備，無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信１通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。	10.12.1.2　設計方針 (1)　設計基準事故が発生した場合において，中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋，タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる設備として，送受話器（警報装置を含む。），電力保安通信用電話設備，携帯型音声呼出電話設備，無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。	4.1　通信連絡設備（発電所内） ヌ(3)(ⅶ)-④a原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に，中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋，タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作，作業，退避の指示，事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として，通信１警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。 警報装置として，ヌ(3)(ⅶ)-④b送受話器（ページング）（警報装置）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6，7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として，十分な数量の送受話器（ページング）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6，7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及び FAX）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及び PHS 端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6，7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可搬型）（「6，7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。）），無線連絡設備（常設）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），無線連絡設備（可搬型）（「6，7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅶ)-④a及びヌ(3)(ⅶ)-④bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅶ)-④を具体的に記載しており，整合している。	
また，緊対１5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。	また，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。 ＜中略＞	また，緊対１5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
通信１通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については，ヌ(3)(ⅶ)-⑤非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	(3) 通信連絡設備（発電所内），安全パラメータ表示システム（SPDS），通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については，非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	（以下同じ。））を一式設置する設計とする。 ＜中略＞ 通信１警報装置，所内通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については，ヌ(3)(ⅶ)-⑤非常用所内電源又は無停電電源に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 ＜中略＞ 【非常用電源設備】 （基本設計方針） 第２章　個別項目 3.　直流電源設備及び計測制御用電源設備 3.4　通信連絡設備用直流電源設備 送受話器（ページング）用 48V 蓄電池（「6，7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。））（48V，2400Ah/組（10 時間率）のものを１組（１組当たり 24 個））及び５号機電力保安通信用電話設備用 48V 蓄電池（「6，7 号機共用，５号機に設置」（以下同じ。））（48V，1000Ah/組（10 時間率）のものを１組（１組当たり 25 個））は，外部電源が期待できない場合においても，通信連絡設備の動作に必要な電力を給電できる設計とする。 【計測制御系統施設】 （基本設計方針） 第２章　個別項目 4.　通信連絡設備 4.2　通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本社，国，ヌ(3)(ⅶ)-⑥a地方公共団体，その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信２所外通信連絡設備として，ヌ(3)(ⅶ)-⑥b十分な数量のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向）（「6，7 号機共用，５号機に設置」（以下同じ。）），専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（「6，7 号機共用，５号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「6，7 号機共用，５号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設），衛星電話設備（可搬	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅶ)-⑤は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅶ)-⑤と同義であり，整合している。 以下，同一の用語については，通信３とし，説明を省略する。	
ヌ(3)(ⅶ)-⑥a発電用原子炉施設には，設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本社，国，自治体，その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信２通信連絡設備（発電所外）として，ヌ(3)(ⅶ)-⑥bテレビ会議システム，専用電話設備，衛星電話設備（社内向），衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。 また，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として，データ伝送設備を設置する設計とする。	10.12.1.2　設計方針 ＜中略＞ (2) 設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本社，国，自治体，その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として，テレビ会議システム，専用電話設備，衛星電話設備（社内向），衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。 また，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として，データ伝送設備を設置する設計とする。		設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅶ)-⑥a及びヌ(3)(ⅶ)-⑥bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅶ)-⑥a及びヌ(3)(ⅶ)-⑥bを具体的に記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
通信２通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については，有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性をヌ(3)(ⅶ)-⑦確保した専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。 通信２通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については，通信３非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については，有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。 (3) 通信連絡設備（発電所内），安全パラメータ表示システム（SPDS），通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については，非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及び IP-FAX）（「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 また，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として，データ伝送設備（「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。 ＜中略＞ 通信２所外通信連絡設備及びデータ伝送設備については，有線系又は衛星系回線による通信方式の多様性をヌ(3)(ⅶ)-⑦備えた構成の通信回線に接続する。テレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向）），専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向）），衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機），統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及び IP-FAX）及びデータ伝送設備は，専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。また，これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。 通信２所外通信連絡設備及びデータ伝送設備については，通信３非常用所内電源又は無停電電源に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において，データ伝送設備は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対し，地震時及び地震後においても，緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送する機能を保持するため，固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに，信号ケーブル及び電源ケーブルは，耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅶ)-⑦は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅶ)-⑦と同義であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号）） K7 ① V-1-1-1 R1	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
重大事故等が発生した場合において，発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要なヌ(3)(vii)-⑧通信連絡設備を設置又は保管する。	10.12.2　重大事故等時 10.12.2.1　概要 重大事故等が発生した場合において，発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 ＜中略＞	【非常用電源設備】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 3.　直流電源設備及び計測制御用電源設備 3.4　通信連絡設備用直流電源設備 送受話器（ページング）用48V蓄電池（「6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。））（48V,2400Ah/組（10時間率）のものを1組（1組当たり24個））及び5号機電力保安通信用電話設備用48V蓄電池（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））（48V,1000Ah/組（10時間率）のものを1組（1組当たり25個））は，外部電源が期待できない場合においても，通信連絡設備の動作に必要な電力を給電できる設計とする。 【計測制御系統施設】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 4.　通信連絡設備 4.1　通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞ 重大事故等が発生した場合において，発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要なヌ(3)(vii)-⑧a所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として，必要な数量の衛星電話設備（常設），無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し，必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また，5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。	設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-⑧a及びヌ(3)(vii)-⑧bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-⑧を具体的に記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号）） 重大事故等が発生した場合において，発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信1通信連絡設備（発電所内），ヌ(3)(ⅶ)-⑨5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信1通信連絡設備（発電所内）ヌ(3)(ⅶ)-⑩を設ける。	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 (2) 発電所外との通信連絡を行うための設備 a.　通信連絡設備（発電所外） 重大事故等が発生した場合において，発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として，衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。 衛星電話設備は，「(1)a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。 ＜中略＞ 10.12.2.2　設計方針 (1) 発電所内の通信連絡を行うための設備 重大事故等が発生した場合において，発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内），5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。	設計及び工事の計画　該当事項 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。 ＜中略＞ 4.2　通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞ 重大事故等が発生した場合において，発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要なヌ(3)(ⅶ)-⑧b所外通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として，必要な数量の衛星電話設備（常設）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し，必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及びIP-FAX）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。 ＜中略＞ 4.1　通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞ 重大事故等が発生した場合において，発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信1所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信1所内通信連絡設備として，必要な数量の衛星電話設備（常設），無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にヌ(3)(ⅶ)-⑩a設置又は保管し，必	整合性 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅶ)-⑨は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅶ)-⑨と同義であり，整合している。 以下，同一の用語については，通信4とし，説明を省略する。 設計及び工事の計画のヌ(3)	備考

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。 ＜中略＞ ヌ(3)(vii)-⑨5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）ヌ(3)(vii)-⑩bのうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。 ＜中略＞	(vii)-⑩a及びヌ(3)(vii)-⑩bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-⑩と同義であり，整合している。	
	a.　通信連絡設備（発電所内）	4.1　通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞		
重大事故等が発生した場合において，発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信1通信連絡設備（発電所内）として，ヌ(3)(vii)-⑪衛星電話設備，無線連絡設備，携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する設計とする。 衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）は，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。 携帯型音声呼出電話設備は，中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。 衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）は，中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し，屋外に設置したアンテナと接続することにより，屋内で使用できる設計とする。 また，衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は，中央制御室待避室においても使用できる設計とする。 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは，5号炉原子炉建屋屋外，通信4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び	重大事故等が発生した場合において，発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として，衛星電話設備，無線連絡設備，携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する設計とする。 衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）は，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。 携帯型音声呼出電話設備は，中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。 衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）は，中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し，屋外に設置したアンテナと接続することにより，屋内で使用できる設計とする。 また，衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は，中央制御室待避室においても使用できる設計とする。 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは，5号炉原子炉建屋屋外，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号	重大事故等が発生した場合において，発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信1所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として，必要な数量のヌ(3)(vii)-⑪a衛星電話設備（常設），無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し，必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また，5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外，通信4 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。 ＜中略＞ ヌ(3)(vii)-⑪b衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は，屋外に設置したアンテナと接続することにより，屋内で使用できる設計とする。	設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-⑪a及びヌ(3)(vii)-⑪bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-⑪と同義であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号）） 5号炉中央制御室内に設置する設計とする。	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項 炉中央制御室内に設置する設計とする。	設計及び工事の計画　該当事項 また，中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は，中央制御室待避室においても使用できる設計とする。 ＜中略＞ 4.1　通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞	整合性	備考
ヌ(3)(vii)-⑫衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 衛星電話設備及び無線連絡設備のうち5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。 衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型），無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）及び携帯型音声呼出電話設備は，充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。 充電式電池を用いるものについては，別の端末若しくは予備の充電式電池と交換することによりヌ(3)(vii)-⑬7日間以上継続して通話を可能とし，使用後の充電式電池は，ヌ(3)(vii)-⑭中央制御室又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また，乾電池をヌ(3)(vii)-⑮用いるものについては，予備の乾電池と交換することにより，7日間以上継続して通話ができる設計とする。	衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 衛星電話設備及び無線連絡設備のうち5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。 衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型），無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）及び携帯型音声呼出電話設備は，充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。 充電式電池を用いるものについては，別の端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし，使用後の充電式電池は，中央制御室又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また，乾電池を用いるものについては，予備の乾電池と交換することにより，7日間以上継続して通話ができる設計とする。 ＜中略＞	衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置するヌ(3)(vii)-⑫衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は，非常用ディーゼル発電設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置する衛星電話設備（常設），無線連絡設備（常設）及び5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）は，非常用ディーゼル発電設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。 衛星電話設備（可搬型），無線連絡設備（可搬型）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）は，充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。 充電式電池を使用する所内通信連絡設備については，予備の充電式電池と交換すること又は予備の端末と交換することにより，継続して通話ヌ(3)(vii)-⑬ができ，使用後の充電式電池は，ヌ(3)(vii)-⑭5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の電源から充電することができる設計とする。また，乾電池をヌ(3)(vii)-⑮使用する所内通信連絡設備については，予備の乾電池と交換することにより，7日間以上継続して通話ができる設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-⑫は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-⑫と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-⑬は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-⑬を全て含んでおり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-⑭は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-⑭を詳細設計した結果であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
			設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-⑮は，設置変更許可申請書(本文(五号))のヌ(3)(vii)-⑮と同義であり，整合している。	
	b.　安全パラメータ表示システム（SPDS）	4.1　通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞		
ヌ(3)(vii)-⑯5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，データ伝送装置，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，データ伝送装置，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。	また，ヌ(3)(vii)-⑯a5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。 ＜中略＞ 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）ヌ(3)(vii)-⑯bのうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し，緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。 ＜中略＞ 4.1　通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-⑯a 及びヌ(3)(vii)-⑯bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-⑯と同義であり，整合している。	
安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送装置は，コントロール建屋内に設置し，緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は，通信 45 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。	安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送装置は，コントロール建屋内に設置し，緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。	5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し，緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は，通信 45 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。 ＜中略＞		
安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送装置は，ヌ(3)(vii)-⑰非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備	安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送装置は，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である常設代替	安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は，ヌ(3)(vii)-⑰非常用ディーゼル発電設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替	設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-⑰は，設置変更許可申請書(本文(五号))のヌ(3)(vii)-	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。 重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するためヌ(3)(ⅶ)-⑱の通信連絡設備（発電所内）は，通信連絡設備（発電所内）と同じである。	交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。 ＜中略＞ c.　計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内） 重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は，「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。	電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は，非常用ディーゼル発電設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。 ＜中略＞ 4.1　通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞ 重大事故等が発生した場合において，発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するためヌ(3)(ⅶ)-⑱の必要な所内通信連絡設備として，必要な数量の衛星電話設備（常設），無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し，必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また，5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「6，7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。	⑰と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅶ)-⑱は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅶ)-⑱を具体的に記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号）） ヌ(3)(ⅶ)-⑲緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム（SPDS），無線連絡設備，衛星電話設備，携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンについては，固縛又はヌ(3)(ⅶ)-⑳転倒防止処置を講じる等，基準地震動による地震力に対し，機能喪失しない設計とする。	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項 ＜中略＞ ヌ(3)(ⅶ)-⑲重大事故等が発生した場合に必要な所内通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対し，ヌ(3)(ⅶ)-⑳地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため，固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに，信号ケーブル及び電源ケーブルは，耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。	整合性 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅶ)-⑲は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅶ)-⑲と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅶ)-⑳は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅶ)-⑳を具体的に記載しており，整合している。	備考
重大事故等が発生した場合において，発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信２通信連絡設備（発電所外），発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信２通信連絡設備（発電所外）を設ける。 重大事故等が発生した場合において，発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信２通信連絡設備（発電所外），として，ヌ(3)(ⅶ)-㉑衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。	(2) 発電所外との通信連絡を行うための設備 重大事故等が発生した場合において，発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外），発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。 a.　通信連絡設備（発電所外） 重大事故等が発生した場合において，発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外），として，衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。	4.2　通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞ 重大事故等が発生した場合において，発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信２所外通信連絡設備及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信２所外通信連絡設備として，必要な数量のヌ(3)(ⅶ)-㉑衛星電話設備（常設）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し，必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及びIP-FAX）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。 なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。 ＜中略＞ 4.2　通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞ 重大事故等が発生した場合において，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として，緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を通信45号機原子		
ヌ(3)(ⅶ)-㉒衛星電話設備は，通信連絡設備（発電所内）と同じである。 重大事故等が発生した場合において，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデー	衛星電話設備は，「(1) a.通信連絡設備（発電所内）」と同じである。 ＜中略＞ b.　データ伝送設備		設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅶ)-㉒a及びヌ(3)(ⅶ)-㉒bは，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅶ)-㉒を	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
タを伝送できる設備として，緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。 データ伝送設備は，通信 45 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。	重大事故等が発生した場合において，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として，緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。データ伝送設備は，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。	炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に一式設置する設計とする。 ヌ(3)(ⅶ)-㉒a 衛星電話設備（常設）は，屋外に設置したアンテナと接続することにより，屋内で使用できる設計とする。 また，中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）は，中央制御室待避室においても使用できる設計とする。 中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）は，非常用ディーゼル発電設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 ＜中略＞ ヌ(3)(ⅶ)-㉒b 衛星電話設備（可搬型）は，充電式電池を使用する設計とする。 充電式電池を使用する所内通信連絡設備については，予備の充電式電池と交換すること又は予備の端末と交換することにより，継続して通話ができ，使用後の充電式電池は，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の電源から充電することができる設計とする。	具体的に記載しており，整合している。	
なお，データ伝送設備ヌ(3)(ⅶ)-㉓を構成する緊急時対策支援システム伝送装置は，安全パラメータ表示システム（SPDS）の緊急時対策支援システム伝送装置と同じである。	なお，データ伝送設備を構成する緊急時対策支援システム伝送装置は，「(1)b.安全パラメータ表示システム（SPDS）」と同じである。	データ伝送設備ヌ(3)(ⅶ)-㉓は，非常用ディーゼル発電設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅶ)-㉓は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅶ)-㉓を具体的に記載しており，整合している。	
	a.　通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞	4.2　通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞		
ヌ(3)(ⅶ)-㉔統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は，通信 45 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。	重大事故等が発生した場合において，発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として，必要な数量の衛星電話設備（常設）を中央制御室及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し，必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及びヌ	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅶ)-㉔は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅶ)-㉔と同義であり，整合している。	
ヌ(3)(ⅶ)-㉕統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。		設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅶ)-㉕は，設置変更許可申請	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
	＜中略＞	(3)(vii)-㉔統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及びIP-FAX）を通信 45 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。 ＜中略＞ 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置する衛星電話設備（常設）及びヌ(3)(vii)-㉕統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及びIP-FAX）は，非常用ディーゼル発電設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。	書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-㉕と同義であり，整合している。	
	c.　計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）	4.2　通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞		
重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するためのヌ(3)(vii)-㉖通信連絡設備（発電所外）は，通信連絡設備（発電所外）と同じである。	重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は，「(2) a.　通信連絡設備（発電所外）」と同じである。	重大事故等が発生した場合において，発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として，必要な数量のヌ(3)(vii)-㉖衛星電話設備（常設）を中央制御室及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し，必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及びIP-FAX）を 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。 ＜中略＞	設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-㉖は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-㉖を具体的に記載しており，整合している。	
ヌ(3)(vii)-㉗緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備，衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワーク	緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム（SPDS），データ伝送設備，無線連絡設備，携帯型音	ヌ(3)(vii)-㉗重大事故等が発生した場合に必要な所外通信連絡設備及びデータ伝送設備については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対し，地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため，固縛又は固定	設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-㉗は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-㉗を具体的に記載しており，	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
を用いた通信連絡設備については，固縛又は転倒防止処置を講じる等，基準地震動による地震力に対し，機能喪失しない設計とする。	声呼出電話設備，5 号炉屋外緊急連絡用インターフォン，衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については，固縛又は転倒防止処置を講じる等，基準地震動による地震力に対し，機能喪失しない設計とする。	による転倒防止措置等を実施するとともに，信号ケーブル及び電源ケーブルは，耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。	整合している。	
非常用交流電源設備については，ヌ，(2) 非常用電源設備の構造に記載する。	非常用交流電源設備については，「10.1　非常用電源設備」に記載する。		設置変更許可申請書（本文（五号））「ヌ，(2) 非常用電源設備の構造」に示す。	
常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については，ヌ，(2)，(iv) 代替電源設備に記載する。	常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については，「10.2　代替電源設備」に記載する。		設置変更許可申請書（本文（五号））「ヌ，(2)，(iv) 代替電源設備」に示す。	
5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備については，ヌ，(3)，(vi) 緊急時対策所に記載する。	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備については，「10.9　緊急時対策所」に記載する。 ＜中略＞ 10.12.2.2.3　共用の禁止 ＜中略＞	6.　設備の共用 ＜中略＞	設置変更許可申請書（本文（五号））「ヌ，(3)，(vi) 緊急時対策所」に示す。	
通信 45 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（常設），5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設），5 号炉屋外緊急連絡用インターフォン，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備，安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は，号炉の区分けなく通信連絡することで，必要な情報（相互のプラント状況，運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら，総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ，安全性の向上が図れることから，6 号及び 7 号炉で共用する設計とする。 これらの通信連絡設備は，共用により悪影響を及ぼさないよう，6 号及び 7 号炉に必要な容量を確保するとともに，号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（常設），5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設），5 号炉屋外緊急連絡用インターフォン，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備，安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は，号炉の区分けなく通信連絡することで，必要な情報（相互のプラント状況，運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら，総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ，安全性の向上が図れることから，6 号及び 7 号炉で共用する設計とする。 また，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（常設），5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設），5 号炉屋外緊急連絡用インターフォン，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備，安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は，共用により悪影響を及ぼさないよう，6 号及び 7 号炉に必要な容量を確保するとともに，号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。	通信 45 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置する衛星電話設備（常設），無線連絡設備（常設），5 号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン），安全パラメータ表示システム（SPDS），統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及び IP-FAX）及びデータ伝送設備は，号機の区分けなく通信連絡することで，必要な情報（相互のプラント状況，運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら，総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ，安全性の向上が図れることから，6 号機及び 7 号機で共用する設計とする。 これらの通信連絡設備は，共用により悪影響を及ぼさないよう，6 号機及び 7 号機に必要な数量又は容量を確保するとともに，号機の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
ヌ(3)(vii)-㉘通信連絡設備の一覧を以下に示す。 ・ヌ(3)(vii)-㉙送受話器(警報装置を含む。)（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vii)-㉚（「緊急時対策所」と兼用） ヌ(3)(vii)-㉛一式 ・ヌ(3)(vii)-㉜電力保安通信用電話設備（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vii)-㉚（「緊急時対策所」と兼用） ヌ(3)(vii)-㉛一式	10.12.1.4　主要設備 (1) 通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞ 主要な設備は，以下のとおりとし，多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する。 ・送受話器（警報装置を含む。）（6 号及び 7 号炉共用） ・電力保安通信用電話設備（6 号及び 7 号炉共用） ＜中略＞	4.　通信連絡設備 4.1　通信連絡設備（発電所内） 警報装置として，ヌ(3)(vii)-㉛a 十分な数量のヌ(3)(vii)-㉙a 送受話器（ページング）（警報装置）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として，ヌ(3)(vii)-㉛b 十分な数量のヌ(3)(vii)-㉙b 送受話器（ページング）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。）），ヌ(3)(vii)-㉜電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及び FAX）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及び PHS 端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可搬型）（「6,7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。）），無線連絡設備（常設）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），無線連絡設備（可搬型）（「6,7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 また，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。 なお，ヌ(3)(vii)-㉚5 号機原子炉建屋内緊急時対策所	設置変更許可申請書（本文（五号））ヌ(3)(vii)-㉘に整合していることは，以下に示す。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-㉙a 及びヌ(3)(vii)-㉙b は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-㉙と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-㉚は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-㉚と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-㉛a 及びヌ(3)(vii)-㉛b は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-㉛を全て含んでおり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-㉜は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-㉜と同義であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		内に設置又は保管する所内通信連絡設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム（SPDS）は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 ＜中略＞		
	(3) 通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞ 主要な設備は，以下のとおりとする。	4.2　通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本社，国，地方公共団体，その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として，ヌ(3)(vii)-㉞十分な数量のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設），衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及び IP-FAX）（「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 また，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として，データ伝送設備（「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。 なお，ヌ(3)(vii)-㉝5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 ＜中略＞		
・テレビ会議システム（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vii)-㉝（「緊急時対策所」と兼用） ヌ(3)(vii)-㉞一式 ・専用電話設備（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vii)-㉝（「緊急時対策所」と兼用） ヌ(3)(vii)-㉞一式 ・衛星電話設備（社内向）（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vii)-㉝（「緊急時対策所」と兼用） ヌ(3)(vii)-㉞一式	・テレビ会議システム（6 号及び 7 号炉共用） ・専用電話設備（6 号及び 7 号炉共用） ・衛星電話設備（社内向）（6 号及び 7 号炉共用） ＜中略＞		設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-㉝は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-㉝と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-㉞は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-㉞を全て含んでおり，整合している。	
［常設重大事故等対処設備］ ・無線連絡設備（常設）（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vii)-㉟（「緊急時対策所」と兼用） ヌ(3)(vii)-㊱一式	第 10.12－2 表　通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様 (1) 無線連絡設備 無線連絡設備（常設）（6 号及び 7 号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等）	4.1　通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞ 警報装置として，十分な数量の送受話器（ページング）（警報装置）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コ	設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-㉟は，設置変更許可申請	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
	・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線　無線系回線 個数　一式	ントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6，7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として，ヌ(3)(vii)-㊱十分な数量の送受話器（ページング）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6，7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及び FAX）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及び PHS 端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6，7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可搬型）（「6，7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。）），無線連絡設備（常設）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），無線連絡設備（可搬型）（「6，7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。	書(本文(五号))のヌ(3)(vii)-㉟と同義であり，整合している。	
・無線連絡設備（常設） ヌ(3)(vii)-㊲（「中央制御室」と兼用） ヌ(3)(vii)-㊱一式	無線連絡設備（常設） 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線　無線系回線 個数　一式		設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-㊱は，設置変更許可申請書(本文(五号))のヌ(3)(vii)-㊱を全て含んでおり，整合している。	
・衛星電話設備（常設）（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vii)-㉟（「緊急時対策所」と兼用） ヌ(3)(vii)-㊱一式	(2) 衛星電話設備 衛星電話設備（常設）（6 号及び 7 号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線　衛星系回線 個数　一式		「無線連絡設備（常設）」及び「衛星電話設備（常設）」は，設置変更許可申請書(本文(五号))における ヌ(3)(vii)-㊲を設計及び工事の計画の主たる登録として「計測制御系統施設」のうち「基本設計方針」に整理しており，整合している。	
・衛星電話設備（常設） ヌ(3)(vii)-㊲（「中央制御室」と兼用） ヌ(3)(vii)-㊱一式	衛星電話設備（常設） 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線　衛星系回線 個数　一式		設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-㊳は，設置変更許可申請書(本文(五号))のヌ(3)(vii)-㊳と同義であり，整合している。	
・ヌ(3)(vii)-㊳5 号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vii)-㊴（「緊急時対策所」と兼用） ヌ(3)(vii)-㊵一式	(6) 5 号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6 号及び 7 号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） a.　インターフォン 使用回線　有線系回線 個数　一式		設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-㊴は，設置変更許可申請書(本文(五号))のヌ(3)(vii)-㊴と同義であり，整合している。	
・安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援	(3) 安全パラメータ表示システム（SPDS）	なお，ヌ(3)(vii)-㉟5 号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム（SPDS）は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 ＜中略＞ 重大事故等が発生した場合において，発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために	設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-㊵は，設置変更許可申請書(本文(五号))のヌ(3)(vii)-㊵を全て含んでおり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用） ヌ(3)(vii)-㊶（「計測制御系統施設」及びヌ(3)(vii)-㊴「緊急時対策所」と兼用） 一式	兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） a.　データ伝送装置 使用回線　有線系回線及び無線系回線 個数　一式 b.　緊急時対策支援システム伝送装置（6号及び7号炉共用） 使用回線　有線系回線及び無線系回線 個数　一式 c.　SPDS表示装置（6号及び7号炉共用） 個数　一式	必要な所内通信連絡設備として，ヌ(3)(vii)-㊵必要な数量の衛星電話設備（常設），無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し，必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また，ヌ(3)(vii)-㊳5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「6，7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。 なお，5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。ヌ(3)(vii)-㊴5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 ＜中略＞ 2.　計測装置等 2.3　計測結果の表示，記録及び保存 ＜中略＞ 重大事故等の対応に必要となるパラメータは，安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7号機設備」，「緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6，7号機共用，5号機に設置」）のうち緊急時対策支援システム伝送装置にて電磁的に記録，保存し，電源喪失により保	「安全パラメータ表示システム（SPDS）」は，設置変更許可申請書（本文（五号））におけるヌ(3)(vii)-㊶を設計及び工事の計画の主たる登録として「計測制御系統施設」のうち「基本設計方針」に整理しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
・ヌ(3)(ⅶ)-㊷統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 （6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(ⅶ)-㊸（「緊急時対策所」と兼用） ヌ(3)(ⅶ)-㊹一式	(4)　統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 （6 号及び 7 号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） a. テレビ会議システム（6 号及び 7 号炉共用） 使用回線　有線系回線及び衛星系回線 個数　一式 b. IP－電話機（6 号及び 7 号炉共用）	存した記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とする。また，記録は必要な容量を保存できる設計とする。 【計測制御系統施設】 （要目表） 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置 2　中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 1.　中央制御室機能 1.5　居住性の確保 ＜中略＞ 炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるため，以下の設備を設置する。 中央制御室待避室に待避した運転員が，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（6,7 号機共用）と通信連絡を行うため，必要な数量の衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）を設置する設計とする。 ＜中略＞ 衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は，全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 【計測制御系統施設】 （基本設計方針） 第 2 章　個別項目 4.　通信連絡設備 4.2　通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本社，国，地方公共団体，その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として，ヌ(3)(ⅶ)-㊹十分な数量のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「6,7 号機共用，5 号機に設置」	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅶ)-㊷は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅶ)-㊷と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅶ)-㊸は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅶ)-㊸と同義であり，整合してい	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
	使用回線　有線系回線及び衛星系回線 個数　一式 c．IP－FAX（6 号及び 7 号炉共用） 使用回線　有線系回線及び衛星系回線 個数　一式	（以下同じ。）），衛星電話設備（常設），衛星電話設備（可搬型）及びヌ(3)(ⅶ)-㊷統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及び IP-FAX）（「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 また，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として，データ伝送設備（「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。 なお，ヌ(3)(ⅶ)-㊸5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。	る。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅶ)-㊹は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅶ)-㊹を全て含んでおり，整合している。	
・データ伝送設備（6 号及び 7 号炉共用）　一式	(5) データ伝送設備（6 号及び 7 号炉共用） ＜中略＞ a．緊急時対策支援システム伝送装置（6 号及び 7 号炉共用） 使用回線　有線系回線及び衛星系回線 個数　一式			
［可搬型重大事故等対処設備］ ・ヌ(3)(ⅶ)-㊺a 携帯型音声呼出電話設備（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(ⅶ)-㊻（「緊急時対策所」と兼用） ヌ(3)(ⅶ)-㊼一式	第 10.12－3 表　通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様 (1) 携帯型音声呼出電話設備（6 号及び 7 号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） a．携帯型音声呼出電話機（6 号及び 7 号炉共用） 使用回線　有線系回線 個数　一式	4.1　通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞ 警報装置として，十分な数量の送受話器（ページング）（警報装置）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6，7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として，ヌ(3)(ⅶ)-㊼十分な数量の送受話器（ページング）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6，7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及び FAX）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及び PHS 端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6，7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可搬型）（「6，7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。）），無線連絡設備（常設）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），無線連絡設備（可搬型）（「6，7 号	設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅶ)-㊺は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅶ)-㊺a 及びヌ(3)(ⅶ)-㊺b と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅶ)-㊻は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅶ)-㊻と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(ⅶ)-㊼は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(ⅶ)-㊼を全て含んでおり，整合している。	
・ヌ(3)(ⅶ)-㊺b 携帯型音声呼出電話設備 ヌ(3)(ⅶ)-㊼一式	(2) 携帯型音声呼出電話設備 ＜中略＞ a．携帯型音声呼出電話機 使用回線　有線系回線 個数　一式			
・無線連絡設備（可搬型）（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(ⅶ)-㊻（「緊急時対策所」と兼用） ヌ(3)(ⅶ)-㊼一式	(3) 無線連絡設備 無線連絡設備（可搬型）（6 号及び 7 号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線　無線系回線 個数　一式			

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
・衛星電話設備（可搬型）（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vii)-㊻（「緊急時対策所」と兼用） ヌ(3)(vii)-㊼一式 ヌ(3)(vii)-㊽携帯型音声呼出電話設備，無線連絡設備，衛星電話設備，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備，安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は，設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。	(4) 衛星電話設備 衛星電話設備（可搬型）（6 号及び 7 号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線　衛星系回線 個数　一式	機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））及びヌ(3)(vii)-㊺携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 また，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。 なお，ヌ(3)(vii)-㊻5 号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム（SPDS）は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 4.1　通信連絡設備（発電所内） ヌ(3)(vii)-㊽a 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に，中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋，タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作，作業，退避の指示，事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として，警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。 警報装置として，十分な数量の送受話器（ページング）（警報装置）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として，十分な数量の送受話器（ページング）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及び FAX）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及び PHS 端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及	設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-㊽a～ヌ(3)(vii)-㊽d は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-㊽を具体的に記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		び屋外）（「6，7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可搬型）（「6，7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。）），無線連絡設備（常設）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），無線連絡設備（可搬型）（「6，7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 　また，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7 号機設備」，「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。 ＜中略＞ 　ヌ(3)(vii)-㊽b 重大事故等が発生した場合において，発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として，必要な数量の衛星電話設備（常設），無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し，必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また，5 号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を 5 号機原子炉建屋屋外，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び 5 号機中央制御室内に設置する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。 　5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，安全パラメータ表示システム		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		（SPDS）のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。 ＜中略＞ 4.2　通信連絡設備（発電所外） ヌ(3)(ⅶ)-㊽c 設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本社，国，地方公共団体，その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として，十分な数量のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「6，7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「6，7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設），衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及びIP-FAX）（「6，7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 また，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として，データ伝送設備（「6，7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。 ＜中略＞ ヌ(3)(ⅶ)-㊽d 重大事故等が発生した場合において，発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として，必要な数量の衛星電話設備（常設）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し，必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及びIP-		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
		FAX）を５号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。 　重大事故等が発生した場合において，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として，緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を５号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に一式設置する設計とする。 　なお，５号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 ＜中略＞		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
(viii)　復水貯蔵槽 ヌ(3)(viii)-①a 本貯蔵槽には，ヌ(3)(viii)-②通常運転中の原子炉冷却系統への補給水，高圧炉心注水系，原子炉隔離時冷却系，高圧代替注水系及びヌ(3)(viii)-①b 低圧代替注水系による原子炉への注入水並びに代替格納容器スプレイ冷却系及び格納容器下部注水系による原子炉格納容器への注入水を貯留する。 ヌ(3)(viii)-③本貯蔵槽は，代替淡水源からの補給が可能な設計とする。	5.　原子炉冷却系統施設 5.7　　重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 5.7.2　　設計方針 (1) 重大事故等の収束に必要となる水源 a.　復水貯蔵槽を水源とした場合に用いる設備 想定される重大事故等時において，原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である高圧代替注水系，低圧代替注水系（常設），代替格納容器スプレイ冷却系（常設）及び格納容器下部注水系（常設）並びに重大事故等対処設備（設計基準拡張）である原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系の水源として，復水貯蔵槽を使用する。 ＜中略＞ d.　代替淡水源を水源とした場合に用いる設備 想定される重大事故等時において，復水貯蔵槽へ水を供給するための水源であるとともに，原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系（可搬型），代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）及び格納容器下部注水系（可搬型）の水源として，また，使用済燃料プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である燃料プール代替注水系の水源として，代替淡水源である防火水槽及び淡水貯水池を使用する。 ＜中略＞	【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 （基本設計方針） 第2章　個別項目 5.5　水の供給設備 5.5.1　重大事故等の収束に必要となる水源 (1)　復水貯蔵槽からの水の供給 ヌ(3)(viii)-①復水貯蔵槽は，想定される重大事故等時において，原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である高圧代替注水系，低圧代替注水系（常設），代替格納容器スプレイ冷却系（常設）及び格納容器下部注水系（常設）並びに重大事故等対処設備（設計基準拡張）である原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系の水源として使用できる設計とする。 (4)　代替淡水源からの水の供給 ヌ(3)(viii)-③代替淡水源である防火水槽及び淡水貯水池は，想定される重大事故等時において，復水貯蔵槽へ水を供給するための水源であるとともに，原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系（可搬型），代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）及び格納容器下部注水系（可搬型）の水源として，また，使用済燃料貯蔵プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である燃料プール代替注水系の水源及び格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置へのスクラバ水補給の水源として使用できる設計とする。	設計及び工事の計画のヌ(3)(viii)-①は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(viii)-①a及びヌ(3)(viii)-①bと同義であり，整合している。 設置変更許可申請書（本文（五号））において許可を受けたヌ(3)(viii)-②の「通常運転中の原子炉冷却系統への補給水」は，新規制基準対応設備を申請範囲としている本設工認の対象外である。 設計及び工事の計画のヌ(3)(viii)-③は，設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(viii)-③を具体的に記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
基数　1 容量　約 2,100m³	10.　その他発電用原子炉の附属施設 第 10.13－1 表　補給水系主要機器仕様 (1) 復水補給水系 a.　復水貯蔵槽 基数　1 容量　約 2,100m³ 主要部材質　ステンレス鋼ライニング	【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 （要目表） 7　原子炉冷却材補給設備に係る次の事項 (3)　貯蔵槽の名称，種類，容量，主要寸法，材料及び個数 a.　復水貯蔵槽		

名称			変更前	変更後
名称			復水貯蔵槽*1	復水貯蔵槽*2
種類		—	ライニング槽	変更なし
容量		m³*3	[redacted]以上*4 (2100*5)	
最高使用圧力*6		MPa	—	静水頭*7
最高使用温度*6		℃	—	66*7
主要寸法	たて	mm*8	11508*5, *9, *10	変更なし
	横	mm*8	11858*5, *9, *11	
	深さ	mm*8	16544*5, *9, *12	
	ライニング材厚さ*13	mm	[redacted]*14 (4.0*4, *6)	
	平板厚さ	mm	4.0*4, *5	
	厚さ 東壁	mm	996, 1296, 1446 *4, *5, *15	
	厚さ 西壁	mm	996, 1296, 1446 *4, *5, *15	
	厚さ 南壁	mm	996, 1296, 1446 *4, *5, *15	
	厚さ 北壁	mm	1792*4, *5, *15	
	厚さ 床	mm	1596*4, *5, *15	
*16 材料	ライニング材	—	SUS304	
	壁・床	—	鉄筋コンクリート*4	
個数		—	1	
*17 取付箇所	系統名	—	補給水系*4	
	設置床	—	廃棄物処理建屋 T.M.S.L.－1100mm *4	
	溢水防護上の区画番号	—	—	
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）　該当事項	設計及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
（ix）　圧力抑制室プール水サージタンク 基数　1（5号，6号及び7号炉共用，既設） 容量　約4,000m^3 （x）　使用済燃料輸送容器保管建屋（1号，2号，3号，4号，5号，6号及び7号炉共用） 使用済燃料輸送容器保管建屋は，使用済燃料装填前あるいは装填後の使用済燃料輸送容器及びMOX新燃料を装填したあるいは取り出した後の輸送容器を必要に応じて一時保管するための建屋である。 構造　鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 保管容量（使用済燃料輸送容器及びMOX新燃料の輸送容器合計）　20基	第10.14－1表　サプレッション・プール水排水系主要機器仕様 サプレッション・プール水サージタンク（5号，6号及び7号炉共用，既設） 基数　1 容量　約4,000m^3 10.15　使用済燃料輸送容器保管建屋（1号，2号，3号，4号，5号，6号及び7号炉共用） 10.15.2　設計方針 キャスク保管建屋は，使用済燃料装填前あるいは装填後のキャスク及びウラン・プルトニウム混合酸化物（以下，10.15では「MOX」という。）新燃料を装填したあるいは取り出した後の輸送容器を必要に応じて一時保管するのに十分な容量を有するようにする。 第10.15－1表　使用済燃料輸送容器保管建屋主要仕様 構造　鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 保管容量（使用済燃料輸送容器及びMOX新燃料の輸送容器合計）　20基		設置変更許可申請書（本文（五号））において許可を受けた「圧力抑制室プール水サージタンク」は，新規制基準対応設備を申請範囲としている本設工認の対象外である。 設置変更許可申請書（本文（五号））において許可を受けた「使用済燃料輸送容器保管建屋」は，新規制基準対応設備を申請範囲としている本設工認の対象外である。	